

なごしかようそう しゅうきょく

天然記念物「名護市嘉陽層の褶曲」 保存活用計画書



平成 30 (2018) 年 3 月
名護市教育委員会

名護市嘉陽層の褶曲を保存していくために（現状変更等の考え方）

「名護市嘉陽層の褶曲」は国指定の天然記念物であり、文化財保護法という法律によって保護されています。このため、指定されている範囲に手を加える行為（現状変更等）は禁止されており、やむを得ずそのような行為を行う場合には、**事前に文化庁あてに申請書を提出し、許可を受ける必要があります。**

指定地内を訪れる際は、十分注意してください。詳しくは、名護市教育委員会文化課にお問い合わせください。

保存管理における地区区分



現状変更等にあたる行為	取扱基準(申請が必要)※					
	天仁屋			底仁屋		
	A地区	B地区	C地区	A地区	B地区	
(1)地層に影響を与える行為及び土地の形状を変える行為	許可しない			許可しない	許可する	
(2)土壤及び転石の採取	許可しない			許可しない	許可する	
(3)工作物等の設置、改築及び除去	許可しない			許可しない	許可する	
(4)木竹等の伐採及び植林	許可しない	—		許可しない	許可する	
(5)動植物の採取	採取方法が地層に影響を及ぼさない限り許可する ※採取が禁止されているものについては、それぞれの法令を遵守する					

※一部例外や許可条件があります。また、事前に文化庁あてに申請書を提出する必要があります。

詳しくは、名護市教育委員会文化課文化財係にお問い合わせください。

お問い合わせ

名護市教育委員会文化課文化財係

住所：〒905-0021 名護市東江1丁目8番11号

TEL:0980-53-3012

天然記念物

なごしかようそう

しゅうきょく

名護市嘉陽層の褶曲

保存活用計画

概要版

名護市嘉陽層の褶曲とは？

「嘉陽層」は、沖縄本島北部地域の東海岸に分布しており、新生代古第三紀始新世（5000～4000万年前）に形成された地層です。「名護市嘉陽層の褶曲」は、プレートの沈み込みに伴い、嘉陽層が海側から陸側に押し付けられることでできた大規模な褶曲※をはじめ、多くの地学現象を限られた範囲で見ることができる貴重な場所であることから、平成24年に国の天然記念物に指定されました。

天仁屋の褶曲では、地質学の基本的な現象である褶曲のほかにも、逆断層や級化構造、生物が這い回った後などが化石になった生痕化石などを見ることができます。底仁屋の褶曲では、地層が折りたたまれて横倒しになった横臥褶曲を見ることができます。

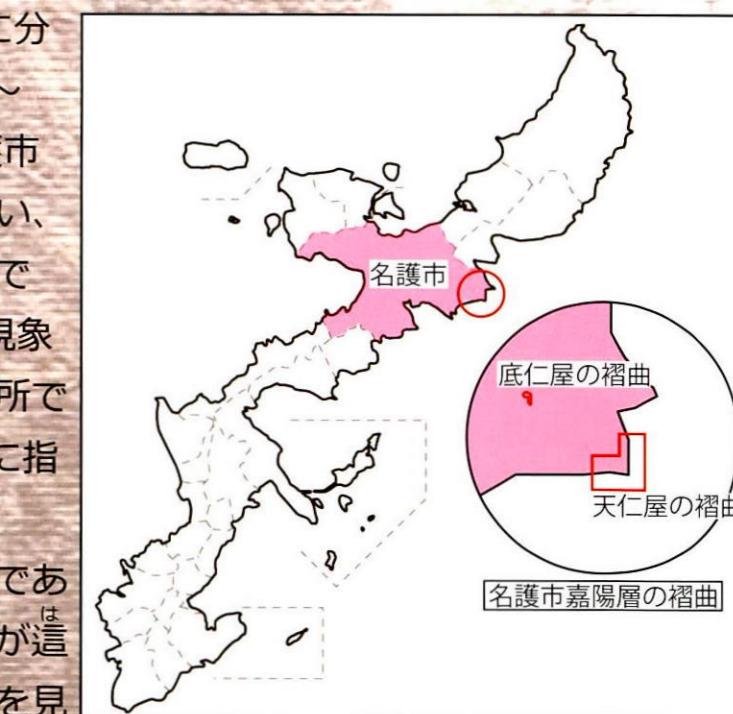
「名護市嘉陽層の褶曲」は、地球のダイナミックな動きを、短い距離で連続的に観察できることが特徴です。※「褶曲」とは、地層が曲がりくねったり折りたたまれたりした状態のこと。



天仁屋の褶曲



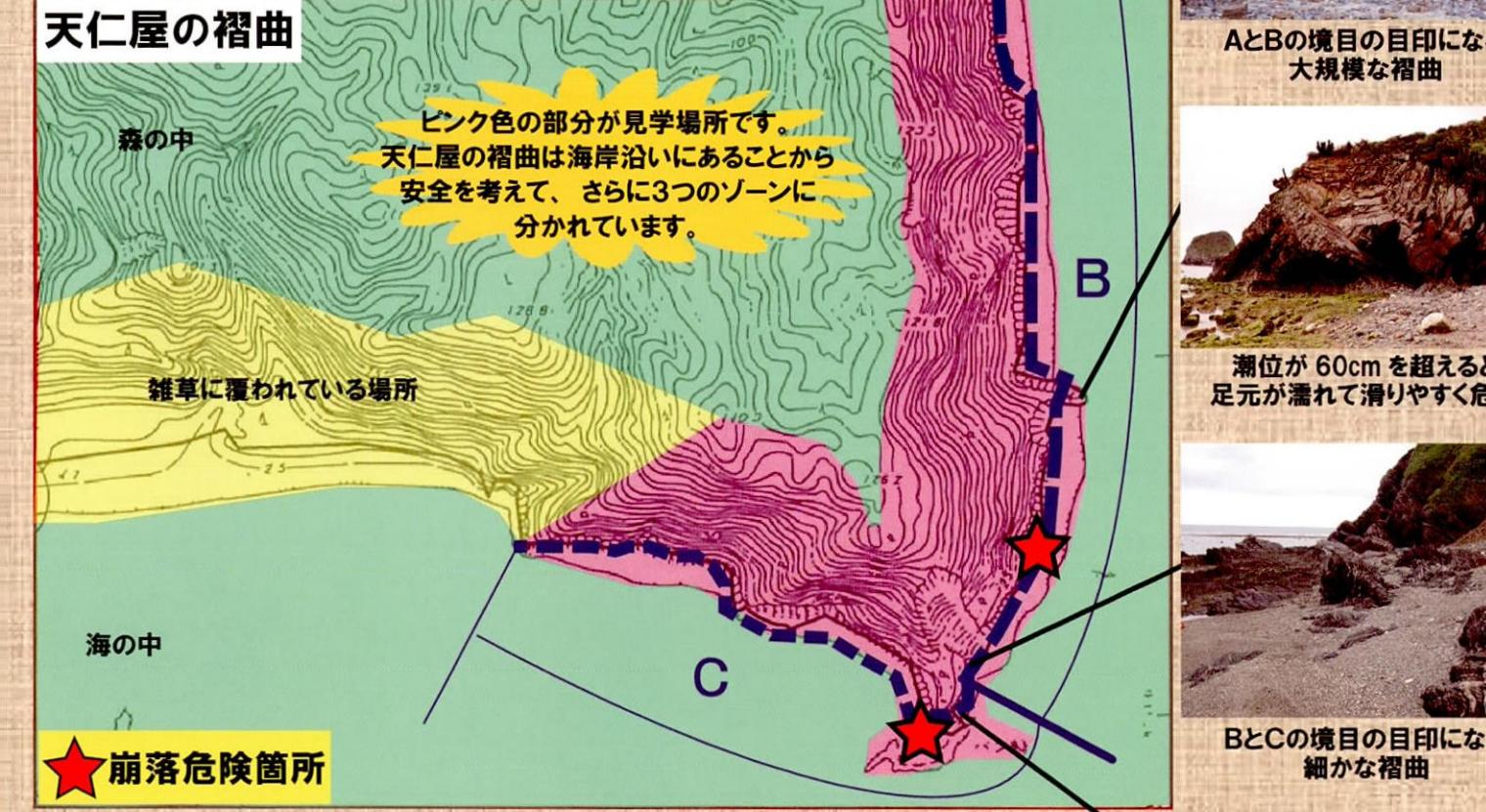
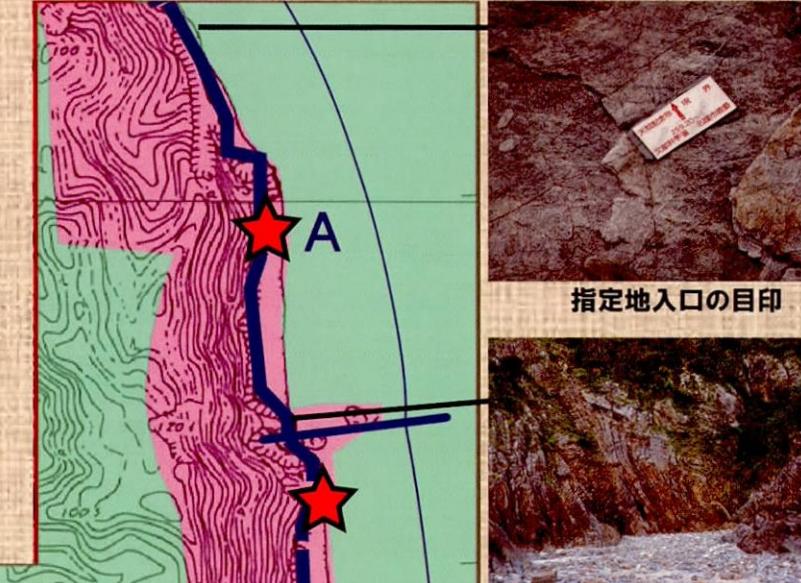
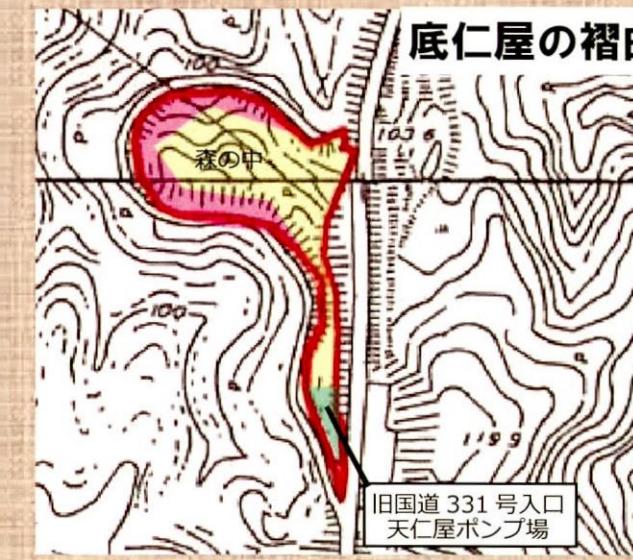
底仁屋の褶曲



「名護市嘉陽層の褶曲」を見に行こう！

「名護市嘉陽層の褶曲」は、天仁屋の褶曲と底仁屋の褶曲、2つの場所に分かれています。天仁屋の褶曲は、海岸沿いにあることから潮位によっては歩行できない場所が数か所あり、見学できる季節や場所が違ってくるので、見学条件に十分注意しましょう。底仁屋の褶曲は、悪天候でなければいつでも見学することができます。

活用に関するゾーン区分



ゾーンI: 見学場所 ※落石注意!熱中症注意!

— I-A: 季節を問わず見学できる場所

見学可能潮位: 100cm以下、往復時間: 約50分

— I-B: 潮位に十分注意して見学する場所

見学可能潮位: 60cm以下、往復時間: 約1時間30分

— I-C: 夏場の干潮でも歩行が難しい場所

見学可能潮位: 0cm以下、往復時間: 約2時間

ゾーンII: 本質的価値を内包する場所

ゾーンIII: 指定地内のその他の場所

名護博物館から指定地までのアクセス



！見学に行く前に調べよう（天仁屋の褶曲）！

①前日と当日の天候

前日の雨で天仁屋川が増水していないか、土砂崩れは起きていないか、熱中症の心配はないか、など

②見学時間とその時間帯の潮位（左記の見学条件を確認）

見学に行く時間帯の潮位は何センチか、見学時間内に往復することができるか、など

③海上の状況（カヤックの場合）

波は荒れていないか、風向きはどの方向か、など

④海の状況や崩落箇所の確認

近くの公民館で、当日の海の状況や崩落箇所についての情報を確認する

見学時の服装や持ち物



■潮位表（気象庁）
天仁屋の場合 30～40分
時間を利用して確認すること

(<http://www.data.jma.go.jp/kaiyou/db/tide/suisan/suisan.php?stn=ZO>)

目 次

はじめに	1
例言	2
第1章 保存活用計画の概要	3
第1節 保存活用計画策定の経緯と目的	3
第2節 保存活用計画策定委員会の組織と経過	3
第3節 本計画に係る名護市の関連計画等	8
第2章 名護市嘉陽層の褶曲の概要	10
第1節 指定の経緯	10
第2節 指定の内容	10
第3節 指定の説明及びその範囲	11
第4節 指定地の状況	15
第3章 名護市嘉陽層の褶曲の文化財的価値について	18
第1節 名護市嘉陽層の褶曲を構成する要素	18
第2節 名護市嘉陽層の褶曲の本質的価値	20
第3節 本質的価値を構成する諸要素	21
第4節 本質的価値に関わる諸要素	27
第5節 指定地内のその他の諸要素	28
第6節 指定地以外の周辺にある諸要素	29
第4章 現状と課題	30
第1節 保存・管理についての現状と課題	30
第2節 利活用についての現状と課題	30
第5章 保存・管理に関する基本的な考え方	38
第1節 地区設定とその特徴	38
第2節 地区ごとの保存・管理の方法	43
第3節 現状変更等における取扱方針	45
第4節 現状変更等の取扱基準	48
第6章 利活用に関する基本的な考え方	50
第1節 利活用の方向性	50
第2節 利活用に関するゾーニング	50
第3節 各ゾーンの利活用方針と整備検討事項	59
第7章 周辺整備・管理運営に関する基本的な考え方	62
第1節 周辺整備に関する考え方	62
第2節 管理運営に関する考え方	63
参考資料	67
1. アンケート調査	
2. ヒアリング調査	
3. 海上視察	
4. 関係法令	

はじめに

平成 24(2012)年 9月 19 日、名護市指定文化財「底仁屋の褶曲」と天仁屋川からバン崎の海岸にかけて連続して発達した褶曲が、「名護市嘉陽層の褶曲」として国の天然記念物に指定されました。多数の複雑な褶曲、地層の逆転やタービダイト、生痕化石など数多くの地学現象を限られた範囲で観察できる場所であり、沖縄の島々の成り立ちを考え、生きている地球を実感できる貴重な場所です。

名護市では、この貴重な文化財を将来にわたって守り伝えるための保存管理を行うとともに、より多くの方々に知っていただき、適切に活用していくため、「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画を策定いたしました。

本計画では、文化財保護法に則り、また周辺の自然環境に配慮し、地域の方々の意向を尊重しつつ、保存と活用についてそれぞれの基本方針を示しています。

この保存活用計画が、市民の方々が地域に残された文化財の保護と活用に更なる関心を寄せていただく一助となれば幸いに存じます。

末尾になりましたが、本計画の策定に際し、保存活用計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、文化庁、沖縄県教育委員会並びに関係各位のご指導・ご協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

名護市教育委員会

教育長 岸本 敏孝

例言

- 1 本書は、国指定天然記念物「名護市嘉陽層の褶曲」の保存管理と活用について策定した保存活用計画書である。
- 2 本書は、国指定天然記念物「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画策定委員会の計画策定会議にて検討した成果をもとに、文化庁及び沖縄県教育委員会の指導を受けて策定した。
- 3 本書では、用語を次のように整理して使用した。
 - (1) 2か所の指定地の名称について
「名護市嘉陽層の褶曲」は2か所の指定地がある。そのうち、天仁屋川河口からパン崎を経て、字嘉陽との境界までの海岸とその後背地である山地を含む指定地を「天仁屋の褶曲」、国道331号の旧道沿いにある指定地を「底仁屋の褶曲」と表記した。
 - (2) 工作物について
工作物とは、地上又は地中に人工的に製作し設置するものをいい、屋根及び柱もしくは壁を有する建築物を含むものとする。
- 4 本書における写真・図版等は「図〇〇」、表は「表〇〇」と表記し、参考資料は各図表の下に表記した。
- 5 本書における見出しの階層順は「第1章→第1節→1. →(1)→①→ア. →a.」を例とするように整理した。
- 6 卷末の参考資料の「1. アンケート調査」において、自由記入欄の誤字・脱字等については、記入者の意図を曲げない範囲で修正を行った。
- 7 参考文献は以下のとおり。
名護市教育委員会文化課文化財係『名護市の自然』名護市教育委員会(2003)／渥澤壯一・渡邊康志『名護・やんばるの地質』名護博物館(2011)／神谷厚昭『琉球列島ものがたり 地層と化石が語る二億年史』ボーダーインク(2007)／氏家宏『シリーズ沖縄の自然⑤ 琉球弧の海底一底質と地質一』新星図書出版株式会社(1986)／平田大二・渡辺一夫『日本列島 大地まるごと大研究2 地層の大研究』株式会社ポプラ社(2012)

第1章 保存活用計画の概要

第1節 保存活用計画策定の経緯と目的

天仁屋川河口からバン崎を経て、字嘉陽との境界までの海岸に海食崖^{*}として発達する嘉陽層及びその後背地の山地（以下、「天仁屋の褶曲」）と、平成4年に「底仁屋の褶曲」として名護市の天然記念物に指定されていた国道331号の旧道沿いにある嘉陽層（以下、「底仁屋の褶曲」）の2か所が、「名護市嘉陽層の褶曲」として平成24（2012）年9月19日に国の天然記念物に指定された。

底仁屋の褶曲は、国指定以前から高等学校の地学実習や地元小中学生の文化財めぐりなどで長年利用されてきたが、それに対して天仁屋の褶曲は地元の人々や研究者以外、一般的にはほとんど知られていなかった。

天然記念物への指定以降、特に天仁屋の褶曲において見学会や研修会、高等学校の地学実習での利用をはじめ個人での見学など、現地を訪れる見学者が大幅に増加傾向にある。見学は主に徒歩にて行われており、海食崖に沿って海岸を歩行することになるが、徒歩での見学はある程度潮が引かないと危険を伴い、水難事故や落石、崖崩れなどに注意が必要な状況である。このため、当該文化財の適切な保存管理やより安全な活用方法の検討が必要となってきた。

今後も見学者の増加が考えられることから、それに対応する保存管理及び利活用の方法等を検討し、保存活用の基本方針を定めるため本計画を策定することとした。

なお、現在のところ、訪れる見学者のほとんどが団体、個人を問わず教育・学習目的での利用であり、観光目的の利用（観光客）は限られているため、活用における基本方針の策定にあたっては主に教育・学習目的での利用に焦点を絞って検討を行っている。さらに、「名護市嘉陽層の褶曲」の内容が自然科学的な要素を含み、でき方やその仕組みについて極めて専門性を有することから、特に小中学校の児童生徒が学習に利用できることを念頭に内容を整理した。本計画の基本方針が、観光目的での利用における活用の基本方針の土台にもなるものと考える。

* 海に面した山地や台地の海岸部で主に波の浸食作用によってできた崖のこと。

第2節 保存活用計画策定委員会の組織と経過

1. 保存活用計画策定委員会の組織

保存活用計画を策定するにあたり、「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」）を設置し、文化庁文化財部記念物課及び沖縄県教育庁文化財課の指導を受けながら策定委員会を運営した。

表1 策定委員会委員名簿

氏名	役職
委員長 大城 逸朗	おきなわ石の会 会長
副委員長 渡邊 康志	名護市文化財保存調査委員
比嘉 伝英	名護市文化財保存調査委員
宇佐美 賢	沖縄県立博物館・美術館 主任学芸員
新垣 裕治	名桜大学国際学群観光産業専攻 教授

	上運天 栄	国頭地区理科教育研究会(名護市綠風学園 教諭)
	前田 裕子	名護市観光協会 理事長
	我如古 盛光	天仁屋区 代表
	豊里 司	底仁屋区 区長
	比嘉 徳幸	名護市久志支部区長会 会長(平成 28 年度)
	兼濱 富男	名護市久志支部区長会 会長(平成 29 年度)

【指導】

柴田 伊廣 文化庁文化財部記念物課(平成 28・29 年度)

濱川 靖 沖縄県教育庁文化財課(平成 28・29 年度)

【事務局】

座間味 法子 名護市教育委員会 教育長(平成 28・29 年度)

岸本 敏孝 名護市教育委員会 教育長(平成 29 年度)

中本 正泰 名護市教育委員会 教育次長(平成 28・29 年度)

比嘉 久 名護市教育委員会文化課 課長(平成 28・29 年度)

渡口 裕 名護市教育委員会文化課 文化財係長(平成 28・29 年度)

松原 彰子 名護市教育委員会文化課 文化財係(平成 28・29 年度)

【オブザーバー】

松尾 太士 名護市久志支所(平成 29 年度)

【コンサル】

株式会社 国建(平成 29 年度)

○ 「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画策定委員会設置要綱

平成 29 年 2 月 17 日 名護市教育委員会告示第 17 号

(設置)

第1条 国指定天然記念物「名護市嘉陽層の褶曲」の保存活用計画を策定するため、「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画の策定に関する事項

(2) その他保存活用計画の策定に関し、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験及び専門知識を有する者

(2) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、「名護市嘉陽層の褶曲」の保存活用計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置くものとし、名護市教育委員会が選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを聞くことができない。

3 第3条第2項第1号に掲げる委員がやむを得ず会議に出席できないときは、委任状の提出をもってその出席に代えることができる。

4 第3条第2項第2号に掲げる委員がやむを得ず会議に出席できないときは、委任状の提出または代理人の出席をもってその出席に代えることができる。ただし、代理人は委員の所属団体等の構成員に限る。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報償及び旅費)

第7条 委員が会議に出席した場合の報償及び旅費は、名護市条例「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に準じて支給する。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、名護市教育委員会文化課文化財係において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員会にて協議して定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初の委員会の招集は、第6条第1項の規定に関わらず、教育委員会が行う。

3 この要綱は、「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画の策定が完了した日に、その効力を失う。

2. 保存活用計画策定委員会の経過

本策定委員会は、平成 28 年度から 29 年度にかけて計 6 回開催し、委員会における意見や決議を踏まえて事務局が保存活用計画を策定した。なお、計画策定にあたり、委員会の運営や意見の取りまとめ、計画書の印刷製本などの支援業務を株式会社国建に委託した。

表2 委員会及びワーキング会議審議内容

日付	内 容
平成 29 年 2 月 28 日	第1回「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画策定委員会 1. 委員長・副委員長の選出 2. 事業内容及びスケジュール 3. 保存活用計画の内容について 4. 現地視察
平成 29 年 5 月 31 日	第2回「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画策定委員会 1. 現状整理及び利用実態の確認 2. 今後の検討事項とスケジュールの確認
平成 29 年 7 月 13 日	第1回「名護市嘉陽層の褶曲」ワーキング会議 1. 「名護市嘉陽層の褶曲」の本質的価値について 2. 本質的価値に応じたゾーニングの考え方について 3. 本質的価値の保存と利用環境のバランスについて
平成 29 年 8 月 29 日	第3回「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画策定委員会 1. 本質的価値の確認 2. 利用実態の確認 3. 利活用について
平成 29 年 11 月 8 日	第4回「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画策定委員会 1. 利活用についての現状と課題 2. 利活用に関する基本的な考え方について 3. 周辺整備・管理運営に関する基本的な考え方について
平成 30 年 1 月 11 日	第2回「名護市嘉陽層の褶曲」ワーキング会議 1. 保存・管理の地区設定について 2. 地区ごとの保存・管理の方法について 3. 現状変更等における取扱方針と基準について
平成 30 年 1 月 25 日	第5回「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画策定委員会 1. 保存・管理に関する基本的な考え方の確認 2. 利活用に関する基本的な考え方について 3. 周辺整備・管理運営に関する基本的な考え方について
平成 30 年 2 月 28 日	第6回「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画策定委員会 最終確認

表3 ワーキング会議名簿

氏 名	役 職	備 考
大城 逸朗	おきなわ石の会 会長	策定委員会委員長(第1・2回)
渡邊 康志	名護市文化財保存調査委員	策定委員会副委員長(第1・2回)
宇佐美 賢	沖縄県立博物館・美術館 主任学芸員	策定委員会委員(第1・2回)
比嘉 啓一郎	本部町役場 総務課	オブザーバー(第1・2回)
土橋 浩一	名護博物館友の会会員	オブザーバー(第1回)



図1 委員会及びワーキング会議の様子

左上:第1回委員会(平成29年2月28日)、右上:現地視察(平成29年2月28日)

左下:第3回委員会(文化庁調査官指導、平成29年8月29日)、右下:第2回ワーキング会議(平成30年1月11日)

第3節 本計画に係る名護市の関連計画等

1. 第4次名護市総合計画【平成26(2014)年度】

平成21(2009)年度に策定された第4次名護市基本構想と、平成26年度に策定された後期基本計画は、地域資源と人材を生かし、自然と共生しながら、市民の知恵と行動によるまちづくりを進め、名護市の将来像の実現に向けた長期的な方向を示す指針として策定された。

＜基本理念＞

○ともに生きる

～人、自然、地域社会が生命豊かに支え合うまち～「共生」

○自らはばたく

～伸びやかに自分らしくはばたける誇りに満ちたまち～「自治」

○響きあう

～まず一歩が力を集結し、大きく鼓動するまち～「協働」

＜まちづくりの目標＞

人と自然が響きあい 未来をひらく 和みのまち

＜地区別目標＞※一部抜粋

○東海岸地区の将来目標

地域風土を生かした交流空間の形成～自然と共生する地域環境づくり～

○基本方針

①自然を活用した交流の支援

本地区には、沖縄特有の美しい海岸線と豊かな山林資源、独特の歴史文化等魅力ある資源を有していることから、自然体験や文化体験等の地域資源を活用した多彩なメニューを整備するとともに、自然環境の保全・活用に努めます。

さらに、地区内への観光客の滞留促進や、地域産物の販路拡大及び収益性の向上を図ります。

＜関連施策＞

政策2:ふるさとに誇りを持ち心豊かな人を育むまち

└ 施策5「文化活動の充実」

・「文化財めぐり」によって市民が文化財に関する知識を習得できる環境づくりを行うとともに、「文化財めぐり案内人養成講座」を継続実施し、市民案内人を育成する。

政策3:自然の力を生かし創るエコな自立型産業のまち

└ 施策2「観光の振興」

・地域の観光資源を保全するため、景観法やエコツーリズム推進法等、各種制度の活用に取り組む。
・地域の歴史・文化資源の保全・活用や名護市内限定產品の創出等、関係機関を主体とした多様な誘客戦略の実施を支援する。

政策4:人の和でつくる自然と都市が調和した快適なまち

└ 施策1「自然と共生するまち」

・本市の有する豊かな自然環境の保全を基軸としながら、自然環境と調和した土地利用の誘導を図るため、引き続き「都市計画マスターplan」等に基づく開発と保全との調整を行うとともに、各種土地利用誘導手法による土地利用の適正化に努める。

・環境意識の高揚を図りつつ、監視体制の充実等を進めることにより、自然地でのごみの不法投棄防止に努める。

・引き続き必要な支援等を行いながら、地域住民による海岸清掃活動を促進する等、地域との協働による自然地の保全に努める。

・河川整備や海岸整備に当たっては、関係機関との連携の下で、地域特性や防災性を考慮しつつ、自然環境への負担低減、親水性の確保に努める。

2. 名護市景観計画【平成 25(2013)年3月】

名護市景観計画は、景観に関する諸問題の予防策として機能するだけのものではなく、特徴ある魅力的な景観を市民・事業者・行政等が協働で創造し、その活用を図ることで地域がより活性化して経済効果をもたらし、さらに全ての市民にとってふるさとに対する愛着や誇りが今以上に育まれる効果を生み出し、継承されていくことを想定して策定された。

＜景観まちづくりの基本理念＞

- ①ふるさと景観の再発見 (気づく)
- ②ふるさと景観の保全 (まもる)
- ③ふるさと景観の創造 (つくる)
- ④ふるさと景観の周知 (広める)
- ⑤ふるさと景観の活用 (いかす)
- ⑥ふるさと景観の伝承 (伝える)
- ⑦郷土愛と誇りの育成 (育てる)

＜市の景観将来像と景観形成方針＞

○景観将来像

「三つの海とやんばるの森に抱かれた 山紫水明 あけみおのまち “なご”」

○景観形成方針

- ・青く澄んだ「三つの海」と緑深き「やんばるの森」がつくりだす特徴ある景観を守り、育て、いかす
- ・それぞれの「景域」における特徴ある魅力を守り、つくり、育て、いかす
- ・それぞれの「景域」における眺望ポイントからの景観を守り、育てる
- ・「やんばる」の中心都市として、住まう人が誇りに思い、訪れる人々を魅了するまちなみ景観を創造する
- ・それぞれの「景域」の景観特性を象徴する、魅力ある沿道景観を持つ「景観軸」を守り、つくり、育てる
- ・「市民」「事業者」「名護市」がそれぞれの役割を果たす、協働による景観まちづくりを推進する

＜東海岸＞

○特徴

東海岸地域は、やんばるの森と美しい海岸線に囲まれた豊かな自然が広がる地域です。地域内には東西を貫く国道 331 号と、市街地地域に通じる県道 18 号線が通っており、その沿道には個性ある集落や農地の景観、数多くの眺望点が連なっています。

このような景観上の特徴から、東海岸地域を3つの「景観」と2つの「景観軸」に整理します。

景観: 集落景観、農村景観、やんばるの森

景観軸: 東海岸景観軸、大浦・大川景観軸

○課題

集落景観

- ・山や海、川、マングローブ等の自然と集落との調和を大事にしていく必要があります。
- ・地域景観の情報発信を行うことで、資源としていかしていくことが求められています。一方で、観光客増加によるデメリットも考えていく必要があります。

東海岸景観軸

- ・遠景を意識し、周囲の自然との調和と印象的な景観演出による魅力ある沿道景観を地域全体で育していく必要があります。

○地域の景観将来像

「緑豊かな山々と懐深き大浦湾 花と緑が育む朝日輝く水の里 東海岸」

○地域の景観形成方針

- ・集落景観では、集落と山・川・海・空との調和を図っていきます。
- ・農村景観では、農業と景観とくらしを一体的に保全します。
- ・やんばるの森では、きまりをつけて地域全体で保全します。
- ・東海岸景観軸では、自然と調和した印象的な沿道景観を育てます。
- ・大浦・大川景観軸では、地域の玄関口として魅力的な景観を演出します。

第2章 名護市嘉陽層の褶曲の概要

第1節 指定の経緯

嘉陽層は、主として沖縄県東村有銘から金武町金武岬までの沖縄本島東海岸側に分布する新生代古第三紀始新世の前～中期（およそ5000～4000万年前）に形成されたタービダイト^{*}とよばれる砂岩と泥岩の互層からなる地層である。「嘉陽層」という名称が初めて用いられたのは、昭和34（1959）年にアメリカ地質調査所によって行われた沖縄本島の軍事地質調査（第5次）の報告書においてであるが、この報告書の中で嘉陽層の模式地のひとつとされたのが、指定地である天仁屋の褶曲である。

底仁屋の褶曲の露頭は、旧県道70号線（現国道331号）道路建設の際の開削工事によって露出したもので、やがて市内の高等学校の地学実習の場として活用されるようになり、道路沿いに位置する利便性や大規模な褶曲が間近に観察できることから、県内有数の地学実習の場として中南部の高等学校にもその活用が広がっていった。平成4（1992）年11月1日には「底仁屋の褶曲」として、名護市の天然記念物に指定され、その保護と活用が図られてきた。

一方、天仁屋の褶曲は先の地質調査報告書で模式地の一つとされたが、この報告書はアメリカの軍事地質の報告書であったことから出版物としては一般的ではなかった。その後、専門的な研究論文の中で度々取り上げられ、一般向けには昭和61（1986）年に出版された氏家宏著『琉球弧の海底』において紹介されたが、地元の人々や研究者以外にはほとんど知られていなかった。

名護市では、天仁屋の褶曲が多く地学現象が限られた範囲で観察でき、それぞれの現象の関連を考察できる貴重な自然であるとの認識から、平成19（2007）年度から天然記念物への指定に向けて調査を開始するとともに、その普及や活用にも取り組むこととなった。そして、平成24（2012）年1月16日、天仁屋の褶曲と、すでに名護市の天然記念物となっていた底仁屋の褶曲をあわせた「名護市嘉陽層の褶曲」の国の天然記念物への指定に関する意見具申を文化庁に提出した。

* 地震などがきっかけで起こる海底地すべりにより発生した、乱泥流といわれる海底土石流によって海底にできた堆積物のこと。

第2節 指定の内容

○文部科学省告示第148号（官報 平成24年9月19日 号外第204号）

名 称	名護市嘉陽層の褶曲
種 別	天然記念物
面 積	860,713.9 m ²
所 在 地	沖縄県名護市字天仁屋前原825番22（底仁屋の褶曲） 沖縄県名護市字天仁屋後原865番1（天仁屋の褶曲） 沖縄県名護市字天仁屋後原865番1地先（天仁屋の褶曲）
指定基準	昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号（国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）の「天然記念物三 地質鉱物」のうち、（一）岩石、鉱物及び化石の産出状態、（二）地層の整合及び不整合、（三）地層の褶曲及び衝上

第3節 指定の説明及びその範囲

○月刊文化財 588号（平成24年9月号）

現在の日本列島の骨格は、3億年ほど前からの海洋プレートの沈み込みに伴う地層の付加作用¹により形成されてきたことが明らかになってきた。サンゴ礁に縁取られた沖縄地域も例外ではなく中生代三疊紀以降、おおむね西側から東側に向かって次々と堆積物が付加されて成長してきたことが分かつてきている。こうして付加された堆積物のうち一番新しいものが沖縄本島の東海岸に分布している。

沖縄県名護市天仁屋からバン崎にかけての海岸には、今から4000万年ほど前の新生代古第三紀始新世という時期に付加された嘉陽層と呼ばれる地層が典型的に分布する。

嘉陽層は、当時の海溝付近の深海に堆積したタービダイトと呼ばれる砂岩と泥岩の互層からなる地層が、プレートの沈み込みに伴い次々と陸側に付け加わった付加体の地層を主体とする。嘉陽層の中には、地層の様々な堆積構造、海底地滑りによる地層、沈み込むプレートの圧力により形成された逆断層、ことに地層の褶曲現象が典型的に発達する。逆断層、褶曲軸面とともに北西方向に傾いたものが卓越する。

砂岩層の堆積構造としては、平行葉理²を主体とするが、砂岩層上部にクライミングリップル³を伴う場合もある。厚い砂岩層の最上部には、泥岩層の同時礫（rip-up clast）⁴を含む場合もある。また、砂岩層の下部には、砂岩層堆積時の荷重による下位の泥岩の注入構造も見られる場合がある。

また、泥岩を基質とし、砂岩層の礫を含む乱雑な構造を示す海底土石流と考えられる堆積物が、下位の砂岩泥岩互層を削り込んで堆積している様子も観察できる。

砂岩泥岩互層にみられる褶曲構造の波長は、互層する砂岩層が厚いほど大きくなる傾向があり、20cm以下の厚さで砂岩層と泥岩層が繰り返すような場合は、教科書的な褶曲が発達する。ことにバン崎周辺では見事である。また、よく観察すると褶曲から逆断層に移行するような構造も普通にみられるし、褶曲に伴う砂岩層の伸長や引きちぎれが起こっていることが確認できる。

また、比較的厚さの薄い砂岩層の下底面には、深海に棲息する底生動物によって形成されたと考えられる生痕化石⁵がしばしば観察される。なかでも、蜂の巣状模様のPaleodictyon、規則的蛇行を繰り返すHelminthoida^{ヘルミントイダ}やCosmorrhaphae^{コスマロラファエ}、そして同心円状のSpororhaphae^{スピロラファエ}などが代表的であり、いずれも水深2000mを越える深海底の環境を示すものとされている。

嘉陽層の地質年代を直接的に示すデータはないが、礫岩層に含まれる、前期始新世を示す有孔虫化石（Nummulites amakusaensis^{ヌムリテス アマクサエンシス}）を、嘉陽層堆積時の浅海域から流入したものと考えて、5000～4000万年前と推定される。

嘉陽層の地層は、地質学的基本的な現象である褶曲構造が見事に発達するほか、砂岩層の堆積作用を示す様々な構造、嘉陽層が堆積した深海底の環境を示す生痕化石、さらには、プレートの沈み込みにより付加された堆積物から形成された日本列島の成り立ちを示す様々な現象が保存されており、極めて重要である。

¹ 海洋プレートが大陸プレートに沈み込む時、海洋プレート上の堆積物の一部が大陸プレートの淵にはぎとられ、押し付けられてくっつく現象。

² 葉理とは一枚の地層（単層）の中にみられるさらに細かな縞模様の層のことで、単層に対して葉理が平行になっているもの。

³ リップルとは風や水の働きによって堆積層の表面にできる波状の模様のことで、クライミングリップルは水平方向だけでなく上方にも積み重なったリップルのこと。

⁴ まだ完全に固まっていない泥岩などの堆積物の岩片が、ほぼ同時期の堆積物中に取り込まれて礫状になったもの。偽礫ともいう。

⁵ 海底に生息していた生物が海底面を這い回った痕や生活していた巣穴など、生物がいた痕跡が化石となったもの。

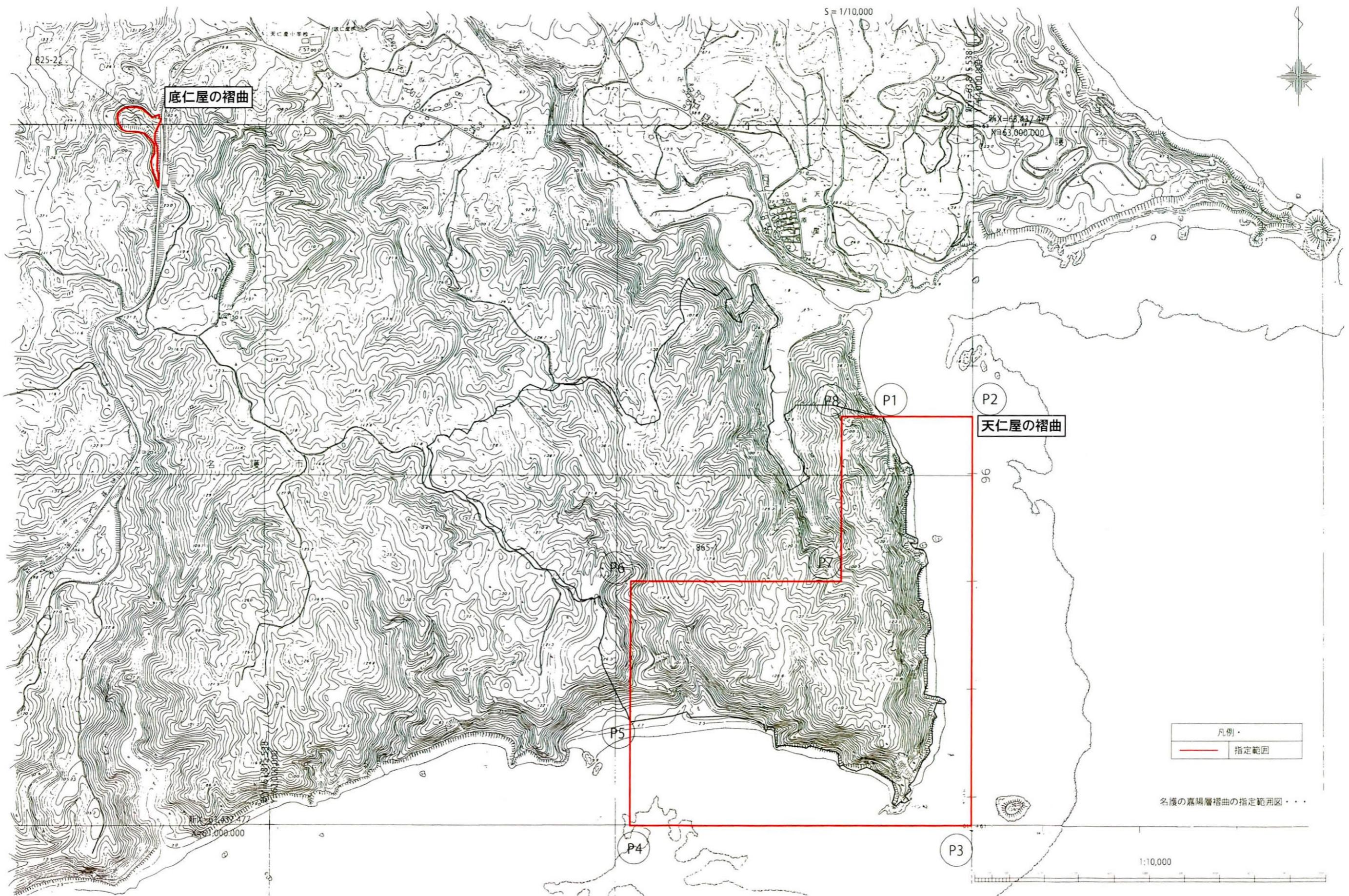


図2 指定地の対象地域の範囲を示す地図

第4節 指定地の状況

1. 土地所有者

天仁屋 825 番 22 名護市
天仁屋 865 番 1 名護市

2. 文化財の管理団体

○文化庁告示第4号（官報 平成25年1月30日 第5975号）
名護市を管理団体に指定する。

3. 土地利用現況

(1) 天仁屋の褶曲

天仁屋の褶曲の指定地内は、裸地、野草地、広葉樹林が広がっており、一部アダン林となっている。指定地内に農地はなく、営農・営林は行われていない。また、指定地の西側境界の海岸には、民間の自然体験施設がある。

(2) 底仁屋の褶曲

底仁屋の褶曲の指定地内には、野草地と広葉樹林が広がっている。また、指定地南側入口には名護市水道部が管理する天仁屋ポンプ場がある。

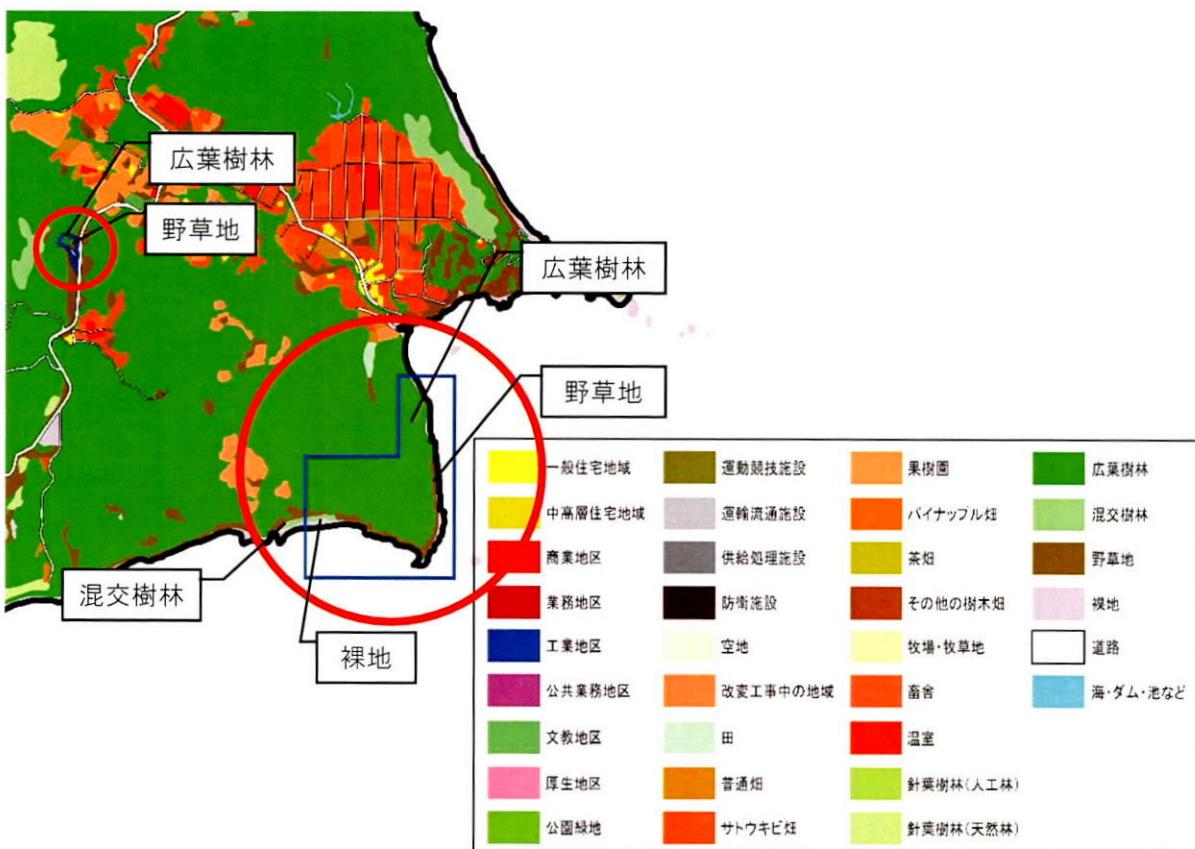


図3 土地利用現況図

「沖縄県土地利用規制現況図」(平成29年3月、沖縄県)より作成

4. 指定地における法令等による規制の現況

(1) 史跡名勝天然記念物

○根拠法令

文化財保護法

○規制内容

規制地は原則として現状の変更を行うことはできない。現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為についての許可が必要

(2) 森林地域

指定地は、森林地域のうち地域森林計画対象民有地となっている。

○根拠法令

森林法

○規制内容

森林所有者その他権限に基づき森林の立木竹の使用又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画の対象となっている民有林(但し保安林、保安施設地区の森林を除く)の立木を伐採するには市町村長にその旨を届出なければならない。

売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合は、市町村長にその旨を届け出なければならない(国土利用計画法に基づく土地売買契約を除く)。

また、開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の取りの自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう)をしようとする者は知事の許可が必要である(但し、保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く)。また、火入れをしようとする場合は、森林又は土地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

(3) 都市計画区域

指定地は、都市計画区域のうち非線引き区域(用途地域外)となっている。

○根拠法令

都市計画法、建築基準法

○規制内容

①都市計画区域内において、政令で定める規模以上の開発行為(主として建築の用又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)について許可が必要。

②建築物を建築しようとする者は、建築主事等の確認が必要。

(4) 農業振興地域

指定地は、農業振興地域のうち農用地区域外となっている。

○根拠法令

農業振興地域の整備に関する法律

○規制内容

①土地利用についての勧告

農用地区域のみ

②開発行為の制限

農用地区域以外の区域内における開発行為についても、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがあると認められる時は、開発行為者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることができる。

③農用地等の転用の制限

農用地区域のみ

(5) 漁業権設定地域

指定地の海域は名護漁協により漁業権が設定されている。

○根拠法令

沖縄県漁業調整規則

○規制内容

漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない(岩礁破碎等の許可)。

岩礁破碎等の許可を受けようとする者は、申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

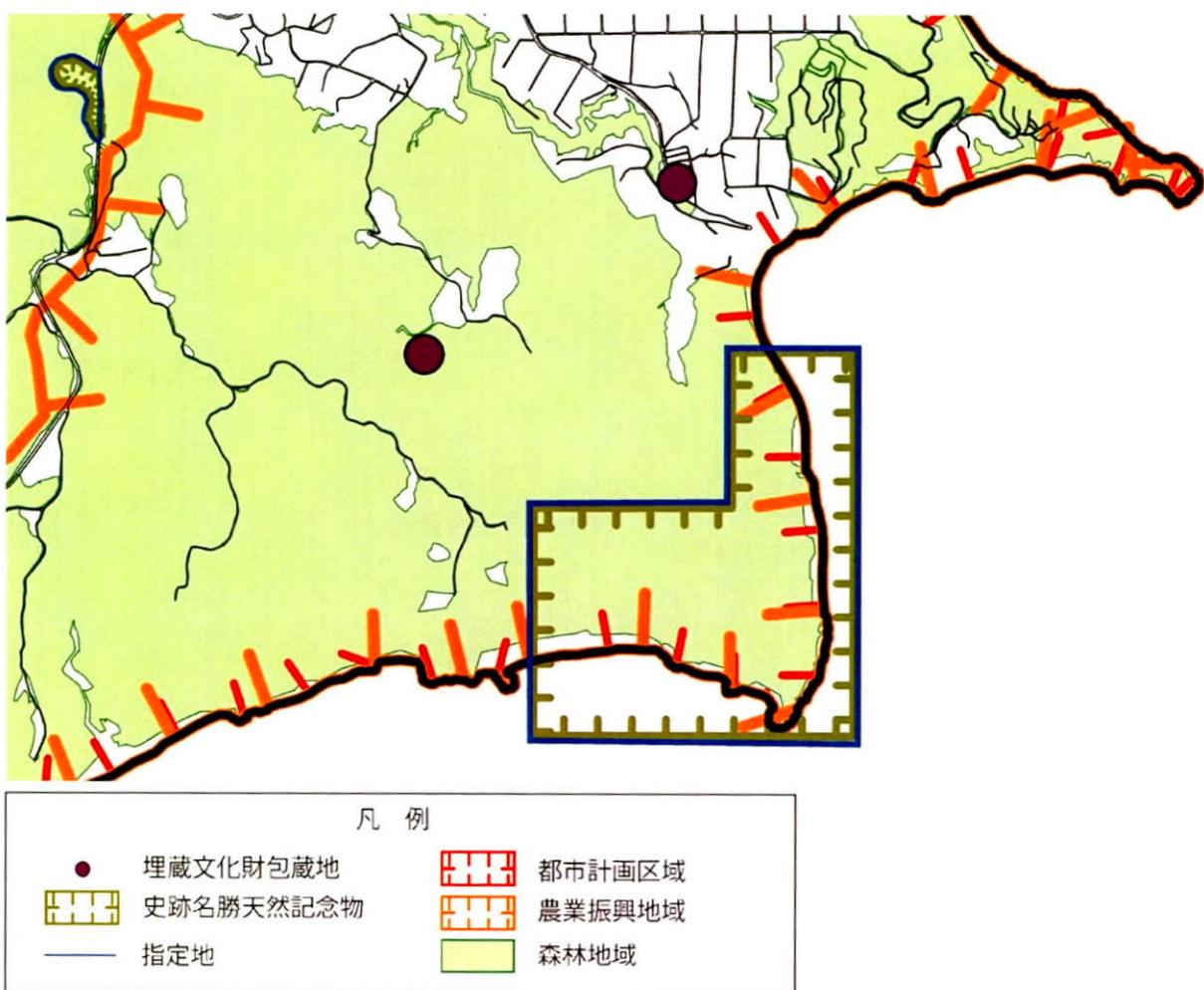


図4 土地利用規制現況図

「沖縄県土地利用規制現況図」(平成29年3月、沖縄県)より作成

第3章 名護市嘉陽層の褶曲の文化財的価値について

第1節 名護市嘉陽層の褶曲を構成する要素

「名護市嘉陽層の褶曲」は、天仁屋の褶曲と底仁屋の褶曲の2か所が国の天然記念物の指定地となっている。このため文化財的価値付けをするにあたっては、天仁屋の褶曲、底仁屋の褶曲それぞれについて、「本質的価値を構成する諸要素」「本質的価値に関わる諸要素」「指定地内のその他の諸要素」「指定地以外の周辺にある諸要素」の4つに分類し、検討する。

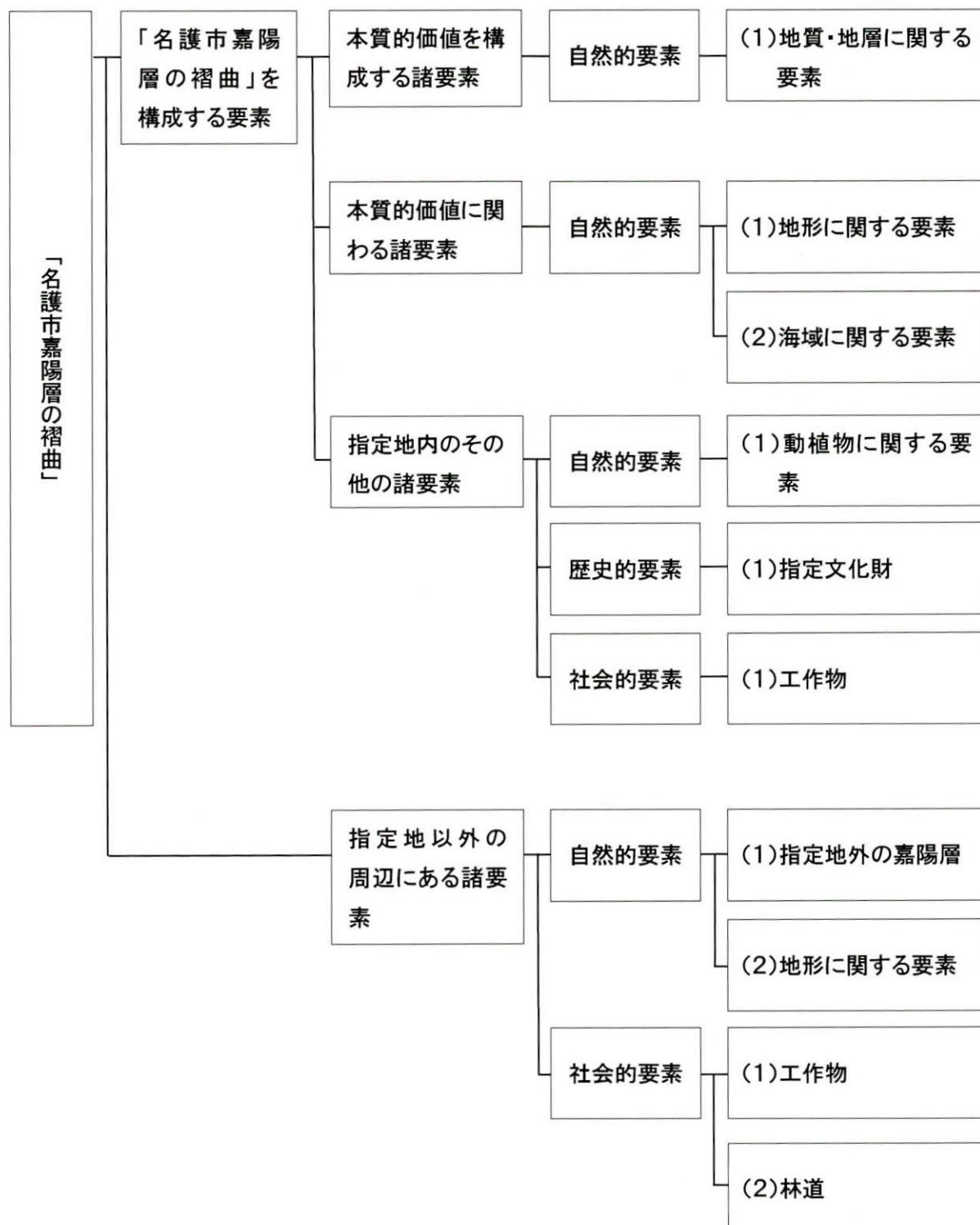


表4 名護市嘉陽層の褶曲を構成する要素

			天仁屋の褶曲	底仁屋の褶曲
「名護市嘉陽層の褶曲」	本質的価値を構成する諸要素	自然的要素	(1)地質・地層に関する要素	嘉陽層・級化層理と漣痕・生痕化石・地層の褶曲・逆断層等
	本質的価値に関わる諸要素	自然的要素	(1)地形に関する要素	山地(森林地域)・自然海岸
			(2)海域に関する要素	海面下の嘉陽層
	指定地内のその他諸要素	自然的要素	(1)動植物に関する要素	哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・昆虫・オカヤドカリ類・海洋生物、希少植物
			(1)指定文化財	天仁屋バンサチの火立跡
		社会的要素	(1)工作物	自然体験施設
	指定地以外の周辺にある諸要素	自然的要素	(1)指定地外の嘉陽層	天仁屋崎北西海岸・天仁屋川河口及び上流域等
			(2)地形に関する要素	農地(農業振興地域)、山地(森林地域)
		社会的要素	(1)工作物	説明板・墓地
			(2)林道	ハサマ林道・底仁屋林道

※動物に関しては、「名護市の自然」(平成15年、名護市教育委員会)より、文化財指定範囲もしくはその周辺で見る可能性が高いもの(動物:久志地域(哺乳類・両生類)、名護市内(鳥類・爬虫類・昆虫・オカヤドカリ))。

第2節 名護市嘉陽層の褶曲の本質的価値

(嘉陽層と付加体)

嘉陽層は、海底地すべりによって海溝付近の深海に堆積したタービダイトと呼ばれる砂岩と泥岩の互層を主体とする付加体起源の地層である。付加体とは、海洋プレートが海溝で大陸プレートの下に沈み込む際に、海洋プレート上の海底に堆積した地層の一部が大陸プレートの海溝側のふちに剥ぎ取られて陸側に次々と付け加わった地層の集合体のことである。日本付近の海溝では、古生代以降、新しい付加体が古い付加体を大陸側へ押し上げてその下に潜り込む付加作用が繰り返されてきた。琉球列島を含む日本列島の骨格の主要素は、この付加作用でできた付加体と考えられている。付加体は、プレートの移動に伴い次から次へ堆積物が付加し、さらにその動きで褶曲や逆断層が形成されるなど複雑な地質構造となっている。

(形成年代)

沖縄島北部に分布する地層群も中生代白亜紀から新生代古第三紀にかけての付加体であり、上記のような地学現象により形成された複雑な地質構造をもつものである。この中でも嘉陽層は、新生代古第三紀始新世に付加されたもっとも新しい時代の付加体である。なお、嘉陽層の年代については、同層の礫岩に前～中期始新世を示す大型有孔虫であるカヘイ石 (*Nummulites amakusaensis*) の化石が含まれていることから、およそ 5000～4000 万年前と推定されている。



図5 付加作用について

(地学現象)

天仁屋川から南方向のバン崎にかけては、高さおよそ 15～20m の連続した海食崖を形成し、地層の露出状態は非常によい。海食崖に見られる嘉陽層には、様々な堆積構造や地質構造が見られ、特に地層の褶曲現象が発達している。この褶曲は、海底斜面上の堆積物の滑落やプレートの動きによって、横方向の圧力で地層が折れ曲がったものである。一方で、堆積構造の一つである漣痕も見ることができ、海底で生じていた水流の存在が確認できる。

(堆積環境)

天仁屋海岸では、比較的厚さの薄い砂岩層において、深海に棲息する生物が這い回った痕と考えられる生痕化石を観察することができる。生痕化石の形状は、現在の水深 2000m 以上の深海底で見られるものと同様のもので、嘉陽層も同程度の深海底で堆積したものと考えられる。一方、指定地よりも北に位置する名護市字天仁屋有津で発見された礫岩層中のカヘイ石（貨幣石）は浅瀬に住んでいた生物の化石である。浅瀬で一度堆積した地層が海底地すべりによって周囲の地層とともに深海で再堆積したものと考えられ、地球の激しい息吹を感じさせる堆積環境を推測することができる。

(本質的価値)

以上のように、嘉陽層の地層は、日本列島形成を語る上で重要な付加体形成をはじめとした地殻変動、堆積現象、深海の生物群集の痕跡などプレート境界で生じる典型的な地質現象が良く保存されている。これらは、現在も進行する海岸侵食によって、高さ最大約 20m・海岸延長約 1.6km の断崖で連続露頭として観察することができ、古第三紀以降の地質現象や沖縄島の成り立ちとともに、現在進行形で生じている大地の変動を現している。「名護市嘉陽層の褶曲」は、何億年もの時の流れの中で営まれる地球のダイナミックな活動と、それに伴い複雑にからみあった環境の下で形成されており、その活動を連續的に観察でき、実感できる貴重な場所であるといえる。



図6 天仁屋バン崎付近の褶曲



図7 底仁屋の褶曲

第3節 本質的価値を構成する諸要素

1. 自然的要素

(1) 地質・地層に関する要素

① 嘉陽層の特性

嘉陽層は、当時の海溝付近の深海に堆積したタービダイトと呼ばれる砂岩泥岩互層を主体とする地層である。タービダイトとは、地震などをきっかけに起こった海底地すべりにより発生した乱泥流と呼ばれる現象によって、深海まで持ち込まれた土砂が堆積したもので、級化層理が発達した砂岩・泥岩の互層を特徴とする。この砂岩泥岩互層が付加作用によって陸側に押し付けられ、海上まで押し上げられて陸化し、沖縄島北部の東海岸に現れている。

嘉陽層では砂岩と泥岩のほか、乱泥流の痕跡と思われる堆積物も多く見ることができる。すでに堆積し、まだ完全には固まっていない泥岩が乱泥流に流され、一定の塊状になって砂岩とまじりあった状態で固まったもので、固まっていない泥が塊状になって礫のように見え

ことから、偽礫といわれる。この偽礫を含む堆積物が、砂岩泥岩互層の間に入り込んでいる場所があり、砂岩泥岩互層を削って堆積しているのを観察できる場所もある。また、この堆積物の中に前～中期始新世のカヘイ石が混じっており、嘉陽層のおよその年代を把握することができる。

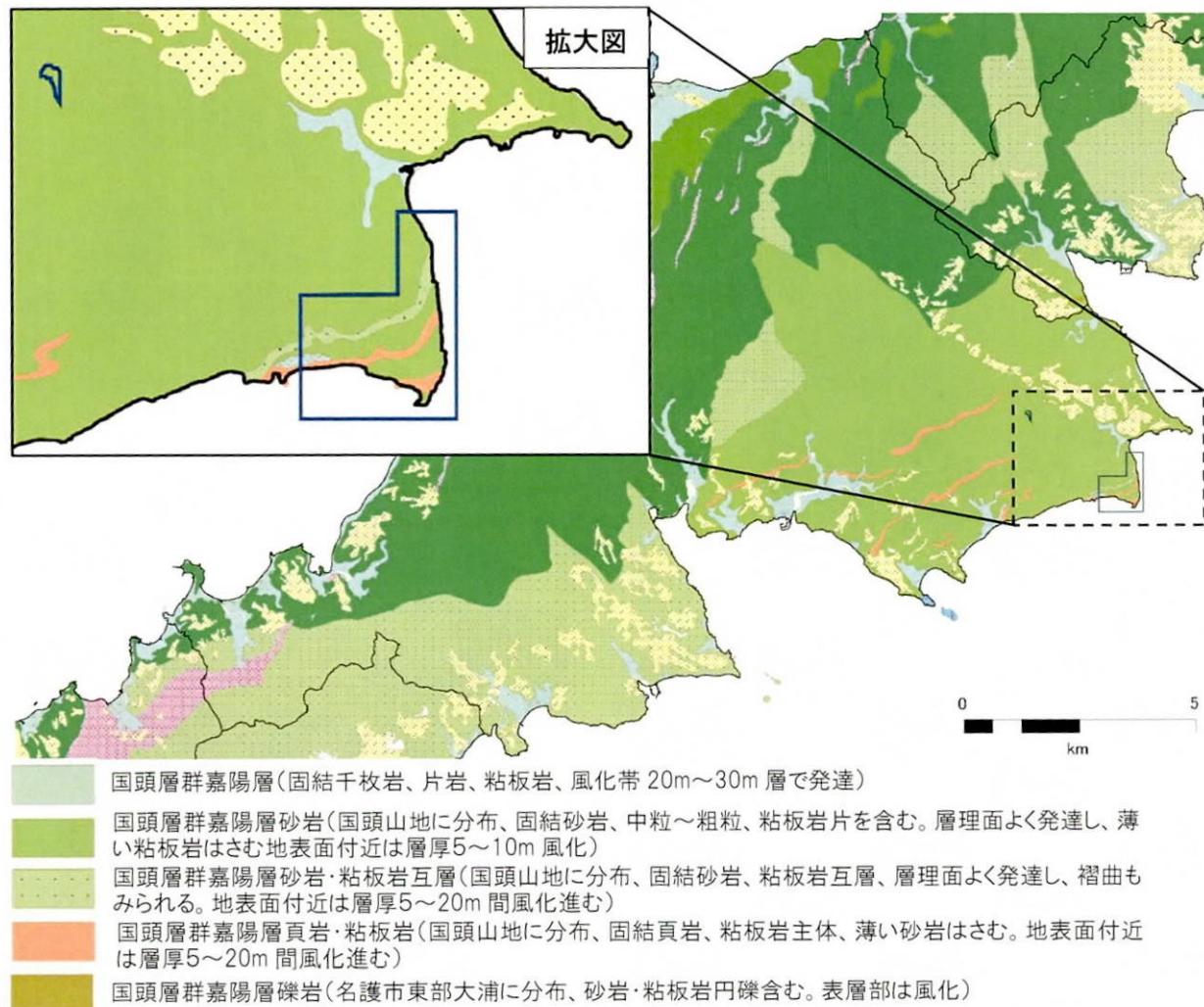


図8 名護市表層地質図

「表層地質図」(平成3年度、沖縄県)より作成

表5 地質時代区分表

時代区分 (相対年代)		年代 【年前】	名護市における岩石	主なできごと		
新生代	第四紀	完新世	1万1700	<ul style="list-style-type: none"> ★ 大堂原貝塚（名護市最古の遺跡、字済井出、約6500年前） ● 最後の氷期 ★ ナウマンゾウ ★ 港川フィッシャー遺跡（八重瀬町、約1万8000年前） ★ 白保竿根田原洞穴遺跡（石垣市、約2万7000年前） ★ サキタリ洞遺跡（南城市、約3万年前） ★ 現生人類ホモ・サピエンスの出現（25万年前） ● 琉球石灰岩の堆積が始まる（100万年前） 		
		更新世				
	第三紀	258万8000	火成岩類			
		533万3000				
		2302万				
		3390万				
		5600万				
		6600万				
		1億4500万				
		2億130万				
中生代	白亜紀		嘉陽層 (泥岩・砂岩・礫岩)	<ul style="list-style-type: none"> ● 島尻層群の堆積（500万年前） ★ 最初の人類の出現（700万年前） 		
	ジュラ紀					
	三疊紀 (トリアス紀)					
	ペルム紀 (二疊紀)					
	石炭紀					
古生代	デボン紀		本部層（石灰岩）	<ul style="list-style-type: none"> ★ 恐竜・アンモナイトなどの絶滅 ● 名護層の堆積・付加（1億1000～1億年前） ● 伊江層・本部層の堆積・付加（1億4000～1億3000万年前） ★ 鳥類の出現 ★ コノドントの絶滅 ★ 恐竜・アンモナイトなどの繁栄 ★ 哺乳類の出現 ● 今帰仁層の堆積・付加（2億3000万年前） ● この時期以降の付加作用により琉球列島の土台が形成される。 		
	シルル紀					
	オルドビス紀					
	カンブリア紀					
	46億					
	先カンブリア紀					

※「名護市嘉陽層の褶曲ハンドブック」(平成26年、名護市教育委員会)、「名護市の自然」(平成15年、名護市教育委員会)参照 ※地質に関するできごと(●)、生物に関するできごと(★)

② 級化層理と漣痕

土砂が海底に堆積する時、より粗い粒の堆積物が先に海底に沈み、次第に細かな粒の堆積物がゆっくりと海底に沈んで層をつくる。この積もり方の構造を級化層理という。乱泥流により砂や泥が海底に一気に流れ込んできた場合、粒が粗く重たい砂が先に堆積し、徐々に粒の細かい泥が堆積していくため、一回の堆積での砂岩と泥岩の境目は不明瞭である。逆に堆積ごとの砂岩と泥岩の境目ははっきりしており、その違いで一回の堆積で積もった層（単層）という）の範囲がどこからどこまでなのかを知ることができる。

天仁屋の褶曲では級化層理が発達しており、砂岩と泥岩の境目の違いもよく観察することができる。また、単層中では泥岩よりも下に堆積するはずの砂岩が泥岩の上にある部分が多くみられ、本来は逆であるはずの層が逆さになっていることから、いたる所で地層の逆転が起こっていることが分かる。

地層の逆転は褶曲によって生じるもので、地層が急角度で折れ曲がり倒れこんだ部分で地層の逆転が発生する。砂岩優勢の河口側では褶曲の規模が大きいため、露出状況のよくない場所では褶曲している状況が把握できず、地層の逆転している原因が分かりにくい。

また、他に嘉陽層の堆積構造を示すものとして漣痕がある。漣痕とは、リップルマークともいわれ、風や水の動きによって堆積層の表面にできる波状の模様のことで、嘉陽層ではしばしばこの漣痕の化石を見ることができる。嘉陽層で見られる漣痕の化石は、その堆積時に海底でゆるやかな水流があったことを示している。



図9 「名護市嘉陽層の褶曲」の級化層理



図10 漣痕

③ 生痕化石

生痕化石は、生物の活動の痕跡が化石となったもので、次の乱泥流までの時間的な隙間が短い、比較的薄い砂岩層の底面に残っていることが多い。砂岩層の層厚の薄い天仁屋の海岸のバン崎周辺では、多くの生痕化石を見ることができる。

嘉陽層の生痕化石は、規則正しい渦巻や蛇行・網目などの模様を見ることができるが、これは深海底の泥の上を生物が這い回った痕や海底の堆積物の中に生息する生物によって作られた穿孔の痕で、このような形態の生痕化石は、現在の水深 2000m を超える深海底で見られるものと同様のものであり、嘉陽層も同程度の深海底で堆積したものと考えられる。

生痕化石は、泥の上を這い回った痕跡であるにも関わらず、砂岩層に凸状に現れている。これは海底の泥の上で生物が這い回ってくぼみができたあと、乱泥流によってもたらされた

砂がそのくぼみを型どり、その後地層の逆転が起こって上になった泥岩が浸食により削られた結果、砂岩層に現れたものである。生痕化石は、地層の逆転現象の判断に有効である。

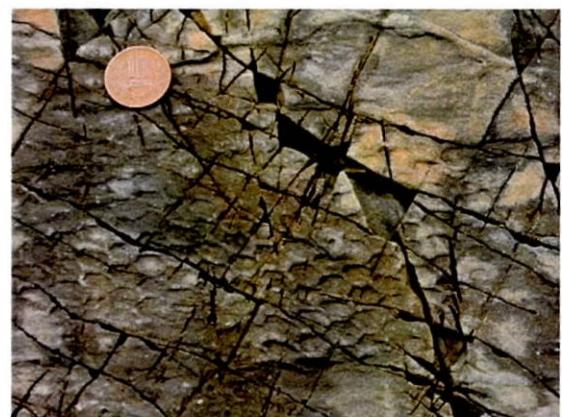
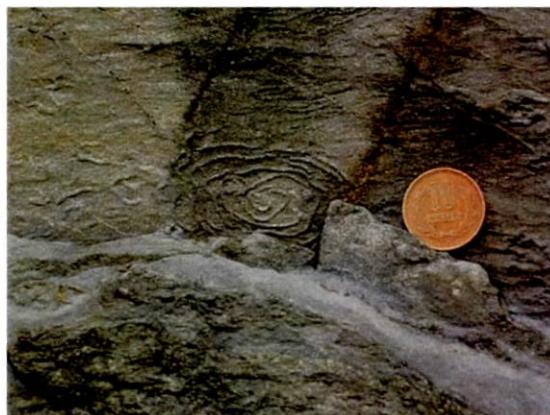


図 11 天仁屋の褶曲で見られる生痕化石

左上:スピロラフェ、右上:ヘルミントイダ
左下:コスマロラフェ、右下:パレオディクチオン

④ 地層の褶曲

天仁屋の褶曲は、天仁屋川河口からバン崎（北東から南西）に向かって倒れこんでいる。このことから、嘉陽層はバン崎側から河口側に向かって付加された地層であることが分かる。また、岩相は河口から約 1 km 地点のあたりで大きく変化しており、これより河口側（北側）では砂岩の割合が大きく層厚も厚い砂岩優勢なのに対して、バン崎側（南側）では泥岩の割合が増加して層厚が薄くなり、細かな砂岩泥岩互層が発達している。

砂岩は流動性が小さいため曲がりにくく、砂岩層が厚いほど褶曲の波長が大きくなる傾向がある。このため、砂岩優勢の河口側では、大規模な褶曲を見ることができる。褶曲した地層の谷にあたる部分を向斜、山にあたる部分を背斜というが、ここで見られるのは背斜のみで、向斜は地下に埋没しており見ることができない。



図 12 バン崎周辺に見られる細かな褶曲

一方、層厚の薄い砂岩泥岩互層となるパン崎周辺では、地層が曲がりやすく非常に細かな褶曲が発達している。これは、十分に固まる前の泥岩層が柔らかく、砂岩層と砂岩層の間で潤滑剤のように働き、細かい褶曲が発達したものと考えられる。

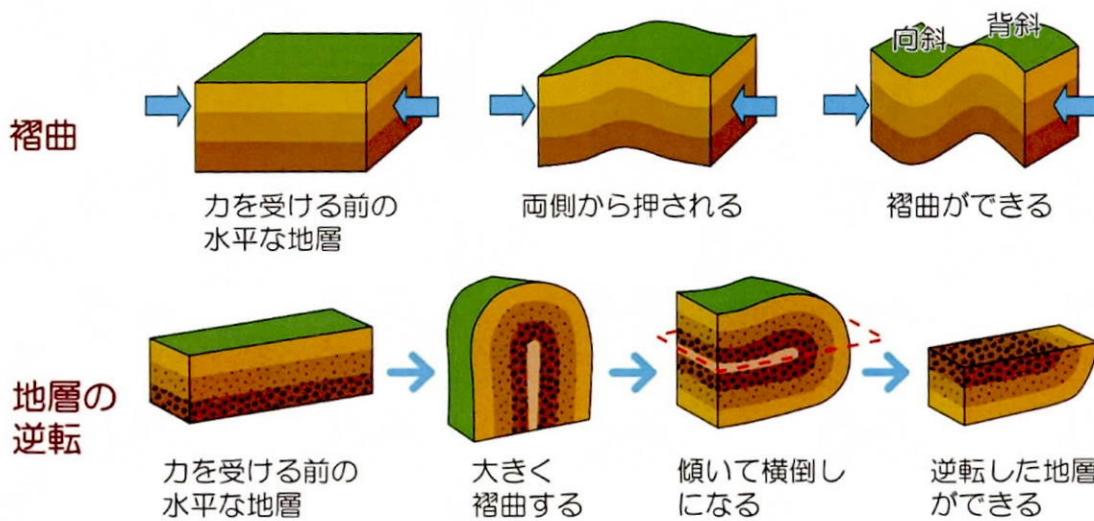


図 13 地層の褶曲と逆転

⑤ 逆断層

逆断層は、地層が両側から押されたときにできる断層である。天仁屋海岸では、褶曲に伴い褶曲軸が全体的にパン崎に向かって傾斜する逆断層をいくつも観察することができ、特に規模の大きな褶曲の背斜構造の南側に顕著に見られる。

逆断層

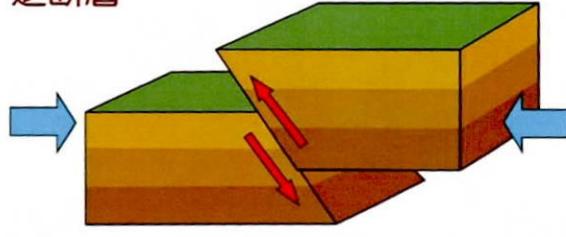


図 14 逆断層の成り立ち



図 15 天仁屋の褶曲に見られる大規模な褶曲と逆断層

⑥ 横臥褶曲

底仁屋は砂岩優勢の地層からなり、付加作用に伴い褶曲の向斜軸が傾斜して生じた褶曲構造である。向斜部分が横からの強い力を受けたことにより向斜軸が横倒しになった褶曲で、横臥褶曲という。

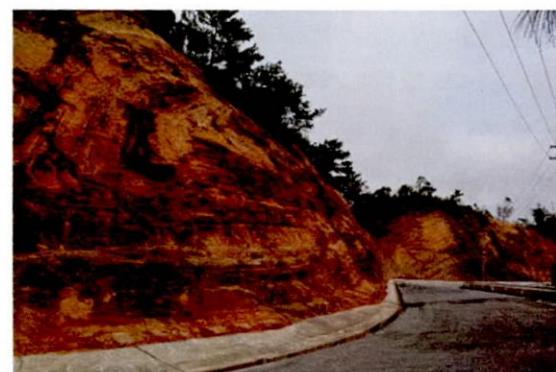


図 16 底仁屋の横臥褶曲

第4節 本質的価値に関わる諸要素

1. 自然的要素

(1) 地形に関する要素

① 山地（森林地域）

九州南部から台湾にいたる弓なりに連なる島々を琉球弧とよび、沖縄島はこの琉球弧の中ほどに位置している。名護市の所在する沖縄島北部は、標高400m前後の山々が連なる沖縄島の脊梁山地を形成する地域にあたり、中生代後期～新生代前期の堆積物である国頭群層（名護層、嘉陽層）が作る地形である。このうち、指定地周辺は多野岳や一ツ岳から続く標高100m級の山地の東端にあたり、名護市の東海岸沿いでは最も標高の高い地域である。

名護市の東海岸は、海面下の平坦地が陸化した海岸段丘である。海岸線に沿って階段状に分布する地形で、海岸からすぐ段丘崖になっており、指定地においても顕著に見られる。

天仁屋の後背丘陵部及び底仁屋の丘陵地の植生は、市内にある多野岳・名護岳・辺野古岳・久志岳などの山地斜面と丘陵部や段丘部の大部分で見られる植生である。

また、海岸沿いは段丘が海にせまる急峻な斜面で、土壌が浅く、ところどころに基岩の露出が見られる立地に成林する植物が生育しているほか、強風のため植物の生育が悪く、概して低木状の群落となっており、風衝地特有の相関を示す植生である。

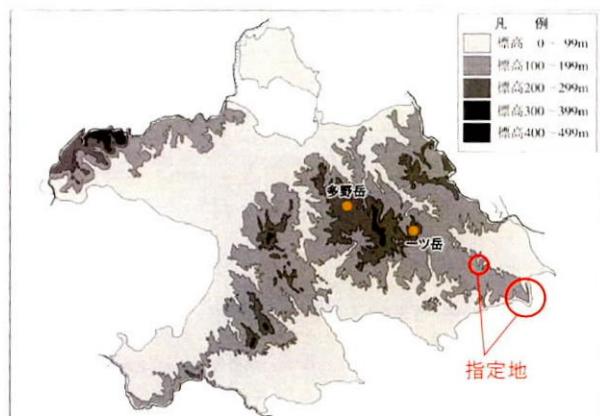


図17 名護市の標高分布図

「名護市の自然」(平成15年、名護市教育委員会)より転載して加筆

② 自然海岸

天仁屋の指定地範囲及びその周辺の海岸は、人工的に改変されないで自然の状態をそのまま残している自然海岸である。嘉陽層が随所に露出しており、それを砂浜と崩れた嘉陽層の土砂や礫が覆っている。また、一部ビーチロックが発達している。海岸は絶えず風や波浪の影響を受けており、特に台風時にはその影響が非常に大きい。このため、常に地形が変化し、崖崩れなどの自然遷移が著しい。



図18 指定地周辺の自然海岸



図19 ビーチロック

(2) 海域に関する要素

① 海面下の嘉陽層

海面下には、海食崖から続く嘉陽層が発達している。

第5節 指定地内のその他の諸要素

1. 自然的要素

(1) 動植物に関する要素

指定地を含む名護市は、豊かな山地と多くの河川渓流を有しており、沖縄島に生息する動植物のおよそ29%が生息している。また、国・県の天然記念物等に指定されている動物や採取が禁止されている希少植物も市内で確認されている。

2. 歴史的要素

(1) 指定文化財

① 天仁屋バンサチの火立跡【名護市指定文化財（史跡・名勝）】

名護市内には現在84の指定文化財があり、指定地内には名護市指定文化財「天仁屋バンサチの火立跡」がある。

琉球王国時代、王府は海上を行く貢船や異国船を監視するための「遠見番」を各所に設置し、2人1組の3交代制で監視にあたっていた。情報伝達手段として烽火を用いたため「火立」とも呼ばれ、バン崎（バンサチ）にもこの火立の跡が残っている。バン崎の火立跡は沖縄本島の東海岸の伝達ルート中にあり、東村のギナン崎の煙を確認してうるま市の宮城島へつなないだ場所である。



図20 天仁屋バンサチの火立跡



図21 天仁屋バンサチの火立跡位置図

3. 社会的要素

(1) 工作物

既存の工作物として、天仁屋の指定地の西側境界の海岸には、指定前に設置された私設の自然体験施設がある。また、底仁屋の指定地内の南側には指定前から名護市水道部が管理している天仁屋ポンプ場と市指定文化財「底仁屋の褶曲」の説明版（国指定後に板面のみ取り替え）が設置されており、「名護市嘉陽層の褶曲」の案内サインが国指定に伴い設置されている。

第6節 指定地以外の周辺にある諸要素

1. 自然的要素

(1) 指定地外の嘉陽層

嘉陽層は沖縄島北部地域において広範囲に広がっており、指定地外でも指定地と同様の地質現象を観察することができる。特に、天仁屋崎から北西の海岸は、以前から天仁屋の褶曲とともに地質研究のフィールドとして利用されており、天仁屋の褶曲と同様の地質現象を観察することができ、岩石標本の採集も可能である。また、天仁屋川上流では生痕化石の転石を見ることができる。

(2) 地形に関する要素

指定地の周辺地域は、農地や森林が広がっており、農業振興地域・森林地域（地域森林計画対象民有林）となっている。そのため、今後届出によって開発される可能性がある。

2. 社会的因素

(1) 工作物

天仁屋の褶曲の指定地周辺にある工作物として、天仁屋集落から海岸に降りてくると、海岸入口には「名護市嘉陽層の褶曲」の説明板が設置されている。天仁屋川河口付近には、天仁屋集落の墓地があり、指定地とも隣接している。

(2) 林道

天仁屋の褶曲の指定地周辺の山地には、指定地の近くまでハサマ林道、底仁屋林道という2本の林道が整備されており、今後、林道が延長される可能性がある。



図 22 社会的因素位置図

第4章 現状と課題

第1節 保存・管理についての現状と課題

1. 保存・管理の現状

「名護市嘉陽層の褶曲」の主な管理項目として、天仁屋の褶曲については台風の後などに見回りを実施しており、底仁屋の褶曲は、定期的な見回りと法面の除草作業を実施している。

工作物として、天仁屋・底仁屋両褶曲付近の道路には案内サインを、天仁屋川河口部及び底仁屋の褶曲の南側入口には「名護市嘉陽層の褶曲」の説明板を設置している。また、天仁屋の褶曲の指定地の境界には境界標を設置している。

加えて、国の天然記念物への指定に伴い、「名護市嘉陽層の褶曲ハンドブック」の作成、見学会の開催、測量やドローンによる空撮を行っている。

2. 保存・管理の課題

天仁屋の褶曲には境界標が設置されているものの小さくて分かりにくく、底仁屋の褶曲には境界標の設置を行っていないため、双方とも指定地の範囲が現地で不明瞭で、知らずに毀損してしまう可能性がある。

天仁屋の褶曲は風雨の影響により地形の変化が想定され、崖の崩落の可能性がある場所も何か所か確認されている。生痕化石等の地質資源においても、波浪や風雨、人為的影響による磨滅、サンプル採取等による現状変更が懸念される。また、漂着ゴミも多く散乱している。

底仁屋の褶曲は、風化による崩落の危険性があり、露頭の法面は植物の繁茂により観察が阻害されることが懸念される。

第2節 利活用についての現状と課題

1. 利活用についての現状

現在「名護市嘉陽層の褶曲」は、個人・団体を含め、多くの方に利用されている。天仁屋の褶曲を見学するには、徒歩のルートとカヤックを利用するルートがあるが、ほとんどの方が徒歩での見学を行っている。底仁屋の褶曲はその見学の容易さから、県内のの中高生を中心とした団体利用者が大型バスで訪問しており、特に9～10月にかけて多く利用されている。

今回利活用の現状を把握するにあたり、アンケート調査及びヒアリング調査を行った。また調査とは別に、わんさか大浦パークの協力のもと海上視察を行った。策定委員会の委員や地域の観光に関わる団体が参加し、実際に「名護市嘉陽層の褶曲」がどのように活用されているのかを体験した。

(1) アンケート調査

平成28年度に主に教育機関向けの利用状況調査、平成29年8月に天仁屋の褶曲において利用状況の現地調査、平成29年10・12月に天仁屋区・底仁屋区の地域住民へ利活用に関するアンケート調査を実施した。アンケート調査から、現在の利用目的や活用状況を知ることができた。また、利用者・周辺住民の今後の利活用についての要望等もうかがえた。

さらに、名護市区長会による「名護市嘉陽層の褶曲」見学会が開催されたことを受け、参加した名護市内各字の区長 55 名を対象に、2回目の地域住民アンケートと同様のアンケート調査を行った。

調査の結果から、「名護市嘉陽層の褶曲」は観光よりも「地層を学ぶ」ためのいわゆる教育・学習目的で主に利用されていることがわかった。特に底仁屋の褶曲は、大人数団体の利用が多くなった。教育機関向けのアンケートでは、回答を得られた 50 件のうち、「名護市嘉陽層の褶曲」を「利用したことがある」と回答したのが 14 件、「今後も利用予定または検討したい」と回答したのが 25 件だったことから、今後も教育目的での利用が増加することが予想される。

現地のアンケートでは、天仁屋海岸を利用している個人利用の方を対象に調査を行った。その結果、釣りやサーフィンなどのレジャーで海岸を利用している人がほとんどで、個人での褶曲見学の利用者は少なかった。また、「名護市嘉陽層の褶曲」が国の天然記念物に指定されていることを知らない方もいたが、内容を説明するとほとんどの方が「興味がある」と回答した。

第1回地域住民アンケートでは、「名護市嘉陽層の褶曲」が国の天然記念物に指定されていることを「知らない」方や「天仁屋の褶曲のみ知っている」という回答があった。また、地域の問題として「ゴミの増加」や「安全面」「トイレ借用依頼」といった意見があげられた。

第2回アンケートでは、「名護市嘉陽層の褶曲」の利活用方法について、「教育目的で利用したい」という方と「一般の観光地のように活用したい」という人数がほぼ同数だった。さらに、活用における整備については、「トイレの整備」「駐車場の整備」「案内所の設置」「パンフレットの作成」への回答が多くあげられた。

区長会に実施したアンケート調査では、地域住民アンケートの結果と異なり、「教育的な目的はよいが、レジャー目的ではあまり利活用してほしくない」という意見の割合が高かった。ハード整備では「説明板の整備」の意見が多くあがった。また、見学科の徴収についての意見もあった。

① 教育機関向けアンケート調査

表6 アンケート概要

調査対象	県内教育機関、観光関連機関
送付数	97 件
回答数	50 件
結果概要	・「名護市嘉陽層の褶曲」は、県内の多くの学校で、地学実習等で利用されている。 ・天仁屋の褶曲は小規模、底仁屋の褶曲は大規模の団体が訪れていると考えられる。これは、天仁屋の褶曲が天候や潮の干満の影響で見学時間が限られること、安全面に問題があること等が考えられる。 ・観察内容には概ね満足しており、今後も利用したいという声が多くあげられた。

② 天仁屋海岸現地アンケート調査

表7 アンケート概要

調査対象	天仁屋海岸利用者
実施期間	平成 29 年 8 月 8 日（火）、平成 29 年 8 月 20 日（日）
回答数	7 件（8 月 8 日：5 件、8 月 20 日：2 件）
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・天仁屋海岸の利用目的は、褶曲見学、地質調査、釣り、貝拾いで、ほとんどが海岸レジャー利用の方だった。 ・天仁屋の褶曲が天然記念物に指定されていることを知っている方は 4 人、知らない方は 3 人とほぼ半々であった。 ・海岸利用の方からはトイレや東屋の設置、マナー改善の要望があった。 ・褶曲については、もっと情報を発信した方がよいという意見があった。 ・底仁屋の褶曲については、「行ったことがない」「知らない」という回答だった。

③ 第 1 回地域住民アンケート調査

表8 アンケート概要

調査対象	天仁屋区・底仁屋区住民
期間	平成 29 年 10 月
送付数	197 件（天仁屋区 145 件、底仁屋区 52 件）
回答数	28 件
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「名護市嘉陽層の褶曲」について、ほとんどの方が「知っている」と答えたが、「天仁屋の褶曲のみ知っている」と回答した方もいた。 ・国の天然記念物に指定されていることへの認知度は、ほとんどの方が「知っている」と答えたが、「天仁屋の褶曲のみ知っている」「知らない」と回答した方もいた。 ・「名護市嘉陽層の褶曲」を利用したことがある方のうち、「褶曲見学」の方と「レジャー利用のついで」と回答した方がほとんどだった。 ・利活用について、「整備してほしい」「特に新しい取組は必要ない」と答えた方がほぼ同数だった。 ・「ゴミが増えた」「安全面が心配」「路上駐車が増えた」「トイレを貸してほしいと言われた」という意見が多くあげられた。

④ 第 2 回地域住民アンケート調査

表9 アンケート概要

調査対象	天仁屋区・底仁屋区住民
期間	平成 29 年 12 月
送付数	197 件（天仁屋区 145 件、底仁屋区 52 件）
回答数	33 件
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育を目的とする利活用」を前提としてアンケート調査を行った結果、教育目的だけではなく、一般的な観光地としての利活用を望む声も多くあった。 ・天仁屋の褶曲のハード整備では、「トイレの整備」「案内所の整備」が特に意見が多くあがった。 ・底仁屋の褶曲では、「駐車場の整備」についての意見が多かった。 ・ソフト整備について、天仁屋の褶曲・底仁屋の褶曲ともに最も多かったのは、「パンフレットの作成」についての意見だった。 ・天仁屋の褶曲・底仁屋の褶曲ともに「整備は必要ない」という意見もあった。

⑤ 区長会アンケート

表 10 アンケート概要

調査対象	名護市区長会
期間	平成 30 年 2 月
送付数	55 件（名護市内各区長）
回答数	30 件
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回地域住民アンケートと同様のアンケート調査を行った。 ・「教育的な目的はよいが、レジャー目的ではあまり利活用してほしくない」という意見の割合が高かった。 ・天仁屋の褶曲のハード整備では、「トイレの整備」の他に「説明板の整備」が強く求められていた。ソフト整備では、「パンフレットの作成」「映像を使った学習資料の作成」「案内ガイドの育成」がほぼ同数だった。 ・底仁屋の褶曲のハード整備では、天仁屋の褶曲同様「説明板の整備」が最も強く求められていた。ソフト整備は、天仁屋の褶曲とほぼ同じ結果となった。 ・自由意見では、見学料の徴収についての意見があった。

（2）ヒアリング調査

天仁屋区長と天仁屋区民に対し、現在の利用状況や地域住民と指定地の関わり方、今後の利活用の考え方について、ヒアリング調査を行った。おおよそであるが、年間約 5 千人の方が天仁屋海岸を利用しているようである。しかしそのほとんどはレジャー目的で、褶曲を見学に来る方は団体利用でわずか 1 割程度ということが分かった。レジャー利用の中には、外国人の利用もあるようである。また、天仁屋の褶曲を地域の観光資源として活用したいという意見があげられた。

さらに、現在天仁屋の褶曲見学をカヤックツアーや体験プログラムに組み込んでいるわんさか大浦パークへも、現在の利用状況についてのヒアリング調査を実施した。その結果、昨年の年間利用 191 件のうち 16 件が天仁屋の褶曲を見学するジオツアーの利用で、小中学生の子を持つ親子や社員旅行での利用が多いということが分かった。

① 天仁屋区ヒアリング

表 11 天仁屋区ヒアリング概要

実施日	平成 29 年 5 月 23 日（火） 18：30～20：00
実施場所	天仁屋地区会館
参加者	天仁屋区長、我如古委員、天仁屋区民（3 名）、事務局
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は個人住宅へのトイレ借用が多かったが、現在は天仁屋区公民館を解放している。 ・以前はウニ漁やナマコ漁、タコ漁等に利用されていた。 ・現在は、サーフィン、釣り、キャンプ等の利用が多い。 ・今後の利活用について、地域の観光資源として利用したという意見があった。また、景観を損なわない程度の安全対策、売店等の設置の要望もあげられた。

② わんさか大浦パークヒアリング

表 12 わんさか大浦パークヒアリング概要

実施日	平成 29 年 8 月 17 日（木） 14：00～15：00
実施場所	わんさか大浦パーク
参加者	仲村晋副管理責任者、事務局
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「名護市嘉陽層の褶曲」を観察内容にしているジオツアーレの昨年度の利用実績は、16 件であった。 ・認知度は全体的に低く、県外の方よりも県内の方にあまり知られていないようである。 ・公民館が利用できるのでトイレ等の整備は必要ないが、「海の近くまで車が行けるような整備」、「監視カメラを設置して海の状況がわかるようにしてほしい」といった要望があげられた。 ・「観光と教育の両立が必要」という意見があった。

（3）海上視察

現在、天仁屋の褶曲見学を体験プログラムに組み込んでいるわんさか大浦パークの協力のもと、策定委員会の委員及び周辺の観光事業関係者を招いての海上視察を行った。

海上からは、天仁屋の褶曲を遠くから全体的に眺めることができたが、波風の影響やカヤックの操作能力の差などもあって利用者が広範囲にちらばる傾向があった。一般的にカヤックを利用する場合、インストラクターが誘導を行うが、インストラクターが 1 人で誘導できるのは 5 艇までであり、利用人数等いくつかの利用条件が必要となる。当地を含む沖縄県北部地域ではエコツアーやが盛んで、カヤックサービスを行う事業者は地元にも複数あることから、今後の活用が期待できる。

表 13 海上視察概要

日時	平成 29 年 10 月 4 日（水） 12：30～15：30
場所	「名護市嘉陽層の褶曲」（天仁屋の褶曲）
参加人数	24 人（うち策定委員 5 名）
内容	シーカヤックを利用し、海上から天仁屋の褶曲を見学する
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者は、名護市内を中心とした観光関係者等だった。 ・参加者の声を聞くと、「名護市嘉陽層の褶曲」を知らない方や、知っていても来たことがない方が多かったが、おおむね満足した結果だった。 ・海上からの見学と、途中上陸しての説明と両方あり、充実した体験内容だった。 ・乗り物酔いをしやすい人や体力がない人等は、乗船前に参加を検討すべきである。 ・満潮干潮を問わず利用することができるが、向かい風となった場合は、非常に体力を必要とするため、当日の風向きに注意する必要がある。 ・詳しい説明や休憩を含め、今回の体験時間は 2 時間ほどで、徒歩で見学する場合と時間的にはあまり変わらなかった。 ・上陸ポイントは 3 箇所ほどあるが、下船後カヤックが流されないようにロープ等で縛る場所を探さなければならない。

2. 利活用についての課題

(1) 安全性の確保

天仁屋の褶曲は海岸沿いにあり、徒歩での見学の場合、見学路は足元が悪く滑りやすい。海上視察の際は、それを知らずに簡易的な服装で来た方も多く、カヤックを降りての見学の際に足を滑らせている参加者も見られた。潮が満ちてくると通れなくなる箇所が数カ所あるため、見学の可否が潮の干満に左右され、高潮や高波等の危険もある。また、見学路は崖沿いでもあるため、崖崩れの危険があり注意が必要である。そのほか、災害時の緊急避難路も確保されていない。さらに、日中により潮が引く夏場が見学の好シーズンであるため、猛暑の中での長時間の見学となることが多く、熱中症などの体調不良を起こす危険もある。

上記のような見学時の懸念に対する注意喚起等の情報発信について、その方法を検討しなければならない。

(2) 文化財的価値の伝え方

「名護市嘉陽層の褶曲」は、限られた範囲内で多数の地質構造や堆積構造を観察できるが、第3章あげた文化財的価値を現地で見出すにはかなり専門的な知識が必要となり、一般の方々がその価値を発見するのは難しいと思われる。現在案内標識や「名護市嘉陽層の褶曲」の概要を説明した案内板は設置されているが、それとあわせて本質的価値を構成する諸要素を現地の観察ポイントで説明する案内板等も必要ではないかと考える。しかし、工作物の設置は安全面や管理面で課題がある。また、カヤックで見学する場合、海上での案内はインストラクターの役目となることがほとんどなので、当該文化財に関してある程度の知識が必要となる。

当該文化財の価値や魅力をどのように分かりやすく伝えるか、手段や方法を検討しなければならない。

(3) 褶曲見学を取り入れた体験プログラムとルール作り

現在、褶曲見学を実施しているプログラムは、わんさか大浦パークのカヤックを利用したジオツアーノみであるが、天仁屋区からは観光資源の1つとしてグリーンツーリズムを行いたいという意見があった。

天仁屋の褶曲の場合、見学距離が長いため体力を必要とする。特にカヤックの場合は、風向きによってはかなりの体力を消耗する場合があるので、それらを事前に伝えなければならない。また、見学にふさわしい服装（濡れてもよい服、歩きやすい靴等）をする必要があるが、観光客が利用する場合はそれらを準備できない可能性もある。

褶曲見学を取り入れたプログラムは、文化財の価値を生かした活用の方法であり望ましい活用形態であるが、実施にあたっては褶曲の保存・管理面や安全面等への配慮が必要である。

(4) 移動距離と時間

教育機関向けのアンケートでは、主要露頭であるバン崎までの歩行距離はおよそ1.6kmあるため、その距離と移動時間が長いことから利用をためらうという回答が多かった。

また、天仁屋の褶曲は日中にある程度潮が引かなければ行くことができないため、見学のタイミングや時間が限られてしまうことを懸念している意見もあった。夏に比べて冬は見学できる日が少なく、干潮時でも天気や波の影響で見学できない日がある。

海上からの見学は潮の干満に関係なく見学することができるが、非常に体力を必要とする。向かい風の時は特に進むことが困難なことから、移動距離に十分気をつけなければならない。

(5) 周辺環境の整備

天仁屋集落から天仁屋海岸までのアクセス、海岸から指定地までのアクセスにあたり、海岸に降りるまでの道路の法面の補強や駐車場、トイレの整備、天仁屋川を渡るための橋及び遊歩道整備等の意見があった。

道路法面の補強については、駐車場をどこに整備するかで対応が変わってくると考えられることから、まずは駐車場の場所について検討する必要がある。また、橋や遊歩道の整備については、天仁屋川周辺の地形が頻繁に変わることや指定地内には崩落危険箇所が複数あることを考慮し、慎重に検討しなければならない。特に遊歩道は外海に洗われる環境で十分な耐久性のある構造物を想定すると、景観にも大きな影響が生じることが予想される。施設の運用、安全管理に伴う負担も少なくない。

トイレについては、現在周辺の公民館等が利用されているが、個人宅に借用を依頼する場合もあり、地域住民からは改善してほしいという声があがっている。

一方で、周辺環境を整備することにより多くの人が訪れることが考えられる。現在すでに天仁屋海岸付近や底仁屋の褶曲付近の国道沿いの利用マナーが問題になっているほか、不用意な危険への接近を呼び込むことにもなりかねない。地域の方の意見もふまえ、慎重な検討が必要である。

(6) 認知度の向上

「名護市嘉陽層の褶曲」の利活用を図るために市内外の多くの人の周知が必要である。レジャー目的で天仁屋の海岸を利用している人の中には国指定天然記念物が近くにあることを知らない人がいた。また、底仁屋の褶曲は、県内高等学校の地学実習で利用されることが多い一方で、知っているが行ったことのない人、あることを知らない人もいた。

今後の利活用を図るために通り沿いの標識や海岸入口の案内板以外に、「名護市嘉陽層の褶曲」に关心を深めるようなさらなる情報発信が必要となる。

また、海上視察の参加者は、策定委員会委員の他にも名護市内を中心とした観光関係者が多く参加していたが、「名護市嘉陽層の褶曲」の存在を知らない、あるいは知っていても訪れたことのなかつた人も多く、市の観光資源としてもあまり認知されていないことが分かった。

今後認知度の向上を図る上で、市内外の観光関係者にも周知を図る必要がある。

(7) 地域住民の協力と維持管理費の創出

利活用に必要なハード及びソフト面の整備をしていく場合、その維持管理には人手と費用が必要となる。地域の負担にならないような維持管理方法を検討し、利活用によって周辺地域が活性化するような仕組みを検討する必要がある。

第5章 保存・管理に関する基本的な考え方

本章では、第3章で明確化した「名護市嘉陽層の褶曲」に関する諸要素を踏まえ、保存・管理のための地区区分（p. 41 図23 参照）を設定し、地区ごとの適切な保存管理方法を定める。

また、指定から現在までのところ現状変更の申請例はサンプル採取の1件のみであるが、他に現状変更等にあたる可能性のある行為を想定し、他法令による規制等も踏まえ、現状変更等に対する具体的な取り扱い基準を定める。なお、現状変更等の許可にあたっては、必要に応じて地域の方々への説明を行うなどの配慮をするものとする。

第1節 地区設定とその特徴

1. 地区設定の基本的な考え方

「名護市嘉陽層の褶曲」は、海岸にある天仁屋の褶曲と内陸部にある底仁屋の褶曲の2か所に指定地が分かれており立地環境が異なることから、保存・管理の方法についてはそれぞれの環境に合わせた考え方を定める必要がある。このため、地区設定にあたっては、まず位置により天仁屋・底仁屋に区分し、さらにそれぞれを「本質的価値が確認できる場所」と「指定地内のその他の場所（陸域・海域）」として指定地内を5つの地区に区分する。

なお、指定地内の山地（森林地域）は、その全域が森林法に基づき定められた地域森林計画（沖縄県北部地域森林計画及び名護市森林整備計画）において、「材木等生産機能」を持つ地域として名護市が管理しており、将来、植林や間伐等が行われる可能性がある。

2. 保存・管理に関する地区設定

（1）天仁屋の褶曲

① 天仁屋A地区：本質的価値が確認できる場所

範囲：海岸部、崖面およびその後背部の一部

この地区は、北側の指定地境界からバン崎を経て西側の指定地境界までの、海岸部、崖面及びその後背部にあたる崖上の山地の尾根線までとする。海岸部は潮間帯を含む。

潮間帯から海岸部、崖面にかけては、多数の褶曲や逆断層、級化層理など嘉陽層の様々な堆積構造や地質構造、生痕化石などを観察することができ、「名護市嘉陽層の褶曲」の本質的価値を内包する極めて重要な場所である。

この地区は海岸沿いに面しているため絶えず潮風の影響を受け、さらに潮の干満の影響もあり常に波が打ち付ける場所であり、特に台風や高潮の日はその影響が大きい。また、大雨などによる小規模な崖崩れも日常的にあるなど、自然遷移が著しい。海岸部は主な見学路であり、釣りや潮干狩り、サーフィン等のレジャーを楽しむ人も多いことから、嘉陽層に人為的な影響が最も及ぶ可能性がある。

崖面から続く後背部の山地については、この部分の土地の改変などが崖面の維持に大きな影響を及ぼすと考えられることから、尾根部分までは崖面等と同様、極めて重要な場所として取り扱う。

② 天仁屋B地区：指定地内のその他の場所（陸域）

範囲：天仁屋A地区以外の陸域部分

この地区は、陸域部分のうち崖上の尾根線から陸地側を範囲とする。

崖面の後背部の山地で、基盤は嘉陽層からなるが、森林に覆われているため地層を観察することはできない。また、尾根線よりも内陸部であることから、海岸側からも直接見ることはできない。この地区の土地の改変が山崩れなどを誘発し、海岸部や崖面に影響を与える可能性がある。

また、本地区には名護市指定文化財「天仁屋バンサチの火立跡」が所在する。

③ 天仁屋C地区：指定地内のその他の場所（海域）

範囲：天仁屋A地区以外の海域部分

この地区は、海岸の潮間帯よりも海側を範囲とする。

嘉陽層の地層が存在するのは明らかであるが、海面下にあり、陸上からの観察は不可能である。

(2) 底仁屋の褶曲

① 底仁屋A地区：本質的価値が確認できる場所

範囲：丘陵地全体

この地区は、指定地内の天仁屋ポンプ場がある平場を除く丘陵地全体を範囲とする。

旧道沿いの法面には、背斜・向斜部分を含む大規模な横臥褶曲を観察することができる。さらに地層の整合、非整合、断層などの堆積構造や地質構造も観察でき、丘陵地全体が「名護市嘉陽層の褶曲」の本質的価値の一部を内包する極めて重要な場所である。

丘陵地の法面は、植物がほとんど生育せず地層の観察ができる場所と、植物が繁茂し観察に適さない場所がある。後者については、植物を除去することによって新たな観察場所を提供できる可能性がある。

② 底仁屋B地区：指定地内のその他の場所

範囲：底仁屋A地区以外の部分

この地区は、指定地南側の平地部分を範囲とする。

名護市の水道施設である天仁屋ポンプ場があり、当該文化財を紹介する説明板や標柱、案内サインが設置されている。

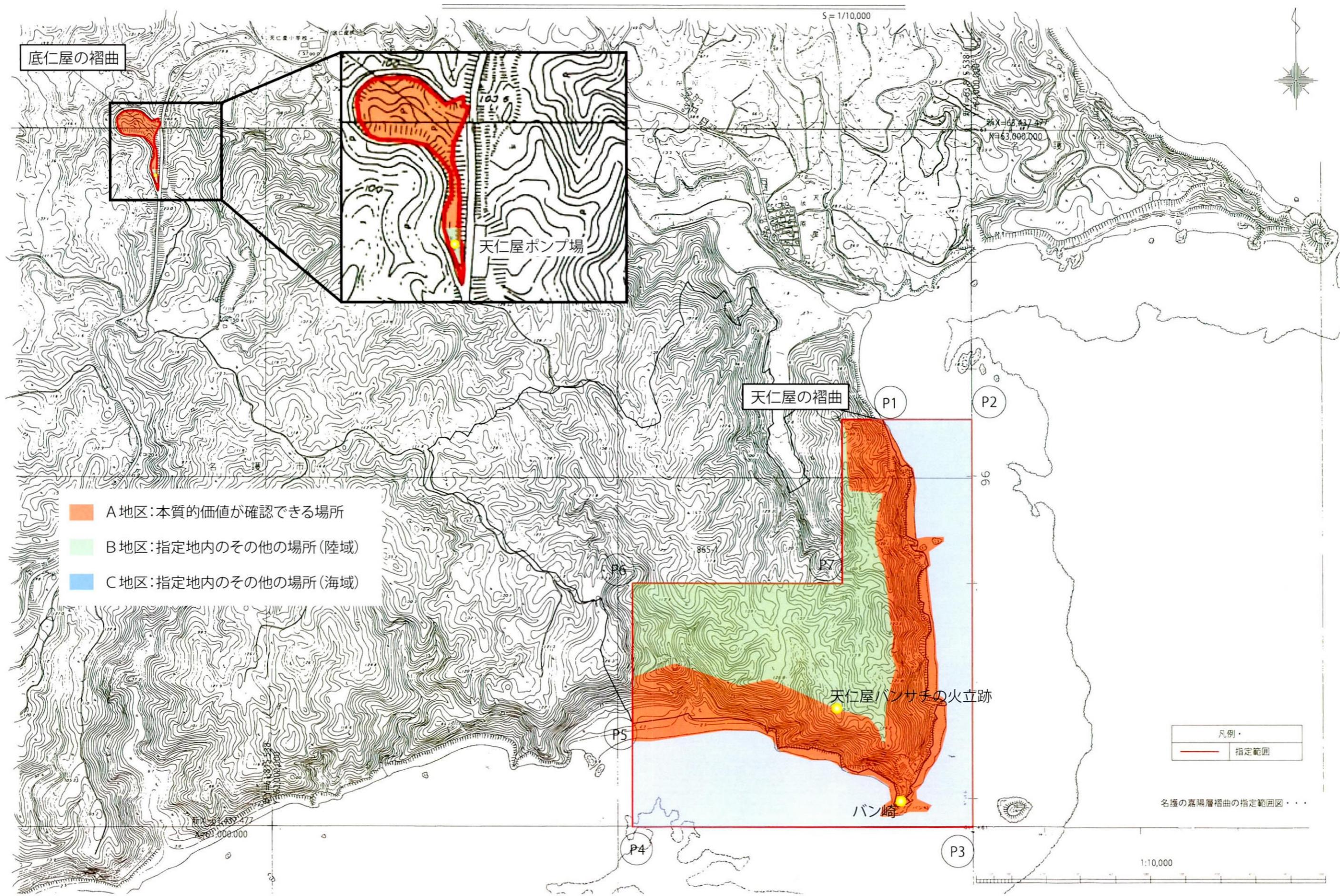


図23 保存・管理の地区区分

第2節 地区ごとの保存・管理の方法

前節で設定した5地区について、地区ごとに適切な保存管理の方法を定める。

1. 天仁屋の褶曲

(1) 保存・管理に関する共通事項

天仁屋の褶曲の保存・管理についての共通事項を、次のとおり定める。

- ア. 地層に影響を与える行為や土地の形状を変える行為は、自然災害の事後処理に対する安全確保を目的とするもの及び学術調査を除いて、厳しく規制するものとする。
- イ. 土壌及び転石の採取については、学術調査を除いて、厳しく規制するものとする。
- ウ. 海岸沿いでの崖崩れや山地での山崩れについては、自然遷移とともに、定期的な観察・記録を行うものとする。
- エ. 木竹等の伐採は、自然災害の事後処理に対する安全確保を目的とするものを除いて、厳しく規制するものとする。
- オ. 動植物の採取については、その方法等が地層に影響を及ぼさないものであれば、規制しない。ただし、天然記念物に指定されているものや希少種等、その採取が法令により規制されているものについては、それぞれの関係法令を遵守するものとする。
- カ. 工作物の設置は、見学者にとって有益なもので、地層及び景観に極力影響のないものを除いて、厳しく規制するものとする。また、既存の工作物の改修、増改築及び撤去についても、地層及び景観に極力影響のないよう、特に配慮する。

(2) 地区ごとの特記事項

上記の共通事項以外の、地区ごとの特記事項を次のとおり定める。

① 天仁屋A地区：本質的価値が確認できる場所

- ア. 地層中の生痕化石等については、採取を禁止する。
- イ. 海岸沿いでの崖崩れや山地での山崩れにおいて、崩れた土砂や岩等が海岸での見学等に支障をきたす場合には、地層に極力影響のない範囲で、整地等最低限の復旧を行う。

② 天仁屋B地区：指定地内のその他の場所（陸域）

- ア. 地層に影響を与える行為や土地の形状を変える行為、土壌及び転石の採取、工作物の設置についての規制は、その行為が山地の管理に必要不可欠なものについては、その限りでない。
- イ. 山地での山崩れについては、管理者が復旧等の措置を行う場合には、その方法等について都度協議するものとする。
- ウ. 木竹等の伐採についての規制は、地域森林計画に基づくものは、その限りでない。
- エ. 市指定文化財「天仁屋バンサチの火立跡」の保存・管理については、文化財保護法及び名護市文化財保護条例に基づき、別途適切に対応する。ただし、崖下にある地層に対して影響を与える行為については規制する。

③ 天仁屋C地区：指定地内のその他の場所（海域）

特になし。

2. 底仁屋の褶曲

（1）保存・管理に関する共通事項

底仁屋の褶曲の保存・管理についての共通事項を、次のとおり定める。

ア. 動植物の採取については、その方法等が地層に影響を及ぼさないものであれば、規制しない。ただし、天然記念物に指定されているものや希少種等、その採取が法令により規制されているものについては、それぞれの関係法令を遵守するものとする。

（2）地区ごとの特記事項

上記の共通事項以外の、地区ごとの特記事項を次のとおり定める。

① 底仁屋A地区：本質的価値が確認できる場所

ア. 地層に影響を与える行為や土地の形状を変える行為は、自然災害の事後処理に対する安全確保を目的とするもの、学術調査及び名護市教育委員会が必要と判断するものを除いて、厳しく規制するものとする。特に地層中の生痕化石等については、採取を禁止する。

イ. 土壌及び転石の採取については、学術調査を除いて、厳しく規制するものとする。

ウ. 丘陵地での崖崩れについては、自然遷移ととらえ、定期的な観察・記録を行うものとする。ただし、崩れた土砂や岩等が見学等に支障をきたす場合には、地層に極力影響のない範囲で、その除去等最低限の復旧を行う。

エ. 木竹等の伐採は、自然災害の事後処理に対する安全確保を目的とするものを除いて、厳しく規制するものとする。

オ. 工作物の設置は、見学者にとって有益なもので、地層及び景観に極力影響のないものを除いて、厳しく規制するものとする。また、既存の工作物の改修、増改築及び撤去についても、地層及び景観に極力影響のないよう、特に配慮する。

② 底仁屋B地区：指定地内のその他の場所（陸域）

ア. 地層中の生痕化石等については、採取を禁止する。

イ. 天仁屋ポンプ場の改修、増改築及び撤去の際には、その工法等について、管理者と都度協議するものとする。

第3節 現状変更等における取扱方針

前節で示した保存管理の方法を踏まえ、他法令の規制状況も勘案しつつ、各地区において予想される各種の現状変更等に対する共通事項を整理する。

1. 文化財保護法に基づく現状変更等の考え方

国指定の史跡名勝天然記念物の土地利用規制は、以下のようになっている。

表 14 国指定史跡名勝天然記念物の土地利用規制

根拠法令	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号 平成 17 年4月一部改正)
地域指定権者	文部科学大臣
地域の要件 又は指定基準	記念物(注)のうち重要なものの(第 109 条第1項) 注:貝塚、古墳、都城跡、城跡等の遺跡で、国及び県にとって歴史上又は学術上価値の高いもの。庭園、橋梁、渓谷、海浜山岳等の名勝地で、国及び県にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの。動物、植物及び地質鉱物で、わが国にとって学術上価値の高いもの。
規制の内容	規制地は原則として現状変更を行うことは出来ない。現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為についての許可が必要(第 125 条第1項)。
規制権者	文化庁長官

「沖縄県土地利用規制現況図説明書」(平成 29 年3月、沖縄県)

上記より、現状変更等については文化財保護法第 125 条があてはまる。

表 15 文化財保護法第 125 条

第 125 条	史跡名称天然記念物に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
2	前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
3	第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
4	第一項の規定による処分には、第一百十一条第一項の規定を準用する。
5	第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件をさせられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
6	前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
7	第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保有に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

文化財保護法第 125 条第 2 項より、「維持の措置の範囲」については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第 4 条において、次のように規定されている。

表 16 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

第4条	法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
1	史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
2	史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
3	史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

以上に基づき、「名護市嘉陽層の褶曲」において、許可を必要としない現状変更等の範囲を次項で定める。

また、文化庁長官の権限に属する事務の一部である「史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可・取消とその停止命令」は、文化財保護法第184条及び文化財保護法施行令に基づき、「都道府県」「政令指定都市・中核市」「一般市」まで移譲されている（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消を除く）。よって、個別の事案については、名護市教育委員会が、必要に応じて文化庁もしくは沖縄県教育委員会と調整の上、該当するか否かについて判断する。

表 17 文化財保護法における地方公共団体への権限委譲状況

	現在権限移譲されている範囲				
	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可・取消とその停止命令	○	○	○	○	×
史跡名勝天然記念物の管理等につき報告を求める、調査させる	○	○	○	○	×

文化庁「文化審議会文化財分科会企画調査会(平成29年度)
[\(http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/bunkazai/kikaku/h29/10/\)](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/bunkazai/kikaku/h29/10/)

2. 許可を必要としない現状変更等の範囲

(1) 非常災害等のために必要な応急措置を執る場合

現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態の場合、あるいは二次災害の発生を防止する場合に執る応急的な措置であり、災害復旧に係る恒常的な施設の設置を含まない。

(2) 保存に影響を及ぼす行為における影響の軽微な場合

① 「名護市嘉陽層の褶曲」の日常的な管理行為

＜具体例＞・指定地内の除草作業

- ・漂流物（天仁屋）及び不法投棄等のゴミの除去
 - ・工作物の日常的な点検
- など

② 天仁屋パンサチの火立跡の日常的な管理行為

＜具体例＞・文化財周辺の除草作業

など

③ 写真・映像等の撮影

＜具体例＞・撮影機材及び足場等の設置を行わない写真・映像等の撮影

・撮影場所の整地等を行わない写真・映像等の撮影

など

3. 指定地に関わる諸法令

指定地内には、文化財保護法以外にも他の法令による規制を受けている。そのため、現状変更等の際は、それらと整合性を図る。

表 18 指定地内のその他の規制

土地利用規制	規制内容(一部抜粋)
都市計画区域	指定地は、都市計画法に基づき定められた都市計画区域のうち、非線引き区域（区域区分が定められていない都市計画区域）となっている。 都市計画区域内において、政令で定める規模以上の開発行為（主として建築の用又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質変更）について許可が必要となる。 また、建築物を建築しようとする者は、建築確認が必要となる。
農業振興地域	農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがあると認められる時は、開発行為者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることができる。
森林地域	指定地は、森林法に定める地域森林計画対象民有林となっていることから、森林の管理にあたっては沖縄県北部地域森林計画及び名護市森林整備計画を遵守しなければならない。また、開発行為を行う際には、農林水産省令に定める手続きに従い、県知事の許可を受けなければならない。
漁業権設定地域	指定地の海域は漁業権が設定されているため、指定地内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取する場合は、知事の許可を受けなければならない（岩礁破碎等の許可）。岩礁破碎等の許可を受ける際には、申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

4. 現状変更等の取扱いに関する共通事項

「名護市嘉陽層の褶曲」を適切に保存管理する上で、現状変更等の取扱いに係る共通事項を次の通りに定める。なお、前述の「許可を必要としない現状変更等」以外の行為については、文化財保護法第125条に基づき現状変更等の許可申請を行う必要がある。

- ア. 現状変更等を行う場合には、「名護市嘉陽層の褶曲」に影響を及ぼさないことを原則とし、やむを得ない場合には、極力影響がないよう十分配慮するものとする。
- イ. 学術調査については、指定地内でなければ目的を達することができない場合を除いて、指定地外での調査を推奨する。指定地内での調査が必要不可欠である場合は、現状変更等の許可を必要とする。またその調査は、天然記念物の保存・管理及び活用に資するものとする。なお、調査成果を名護市教育委員会に提供することが望ましい。

- ウ. 「名護市嘉陽層の褶曲」の保存・管理については、指定地内のその他の規制と整合を図るものとする。
- エ. 工作物の設置は必要最小限とし、地層及び景観に極力影響のないものとする。また、既存のものについては基本的に現状を維持し、改修、増改築及び撤去をする際には、地層及び景観に極力影響が出ないよう配慮する。
- オ. 写真・映像等の撮影を行う際には、撮影機材や足場の設置、撮影場所の整地等、地層に影響を与える可能性のある場合には現状変更等の許可を必要とする。

第4節 現状変更等の取扱基準

今後予想される現状変更等を鑑み、第2節及び第3節において示した内容に沿った各地区の現状変更等の取り扱い基準を次の通り定める。なお、それぞれの「例外」に係る現状変更等の許可については、その規模や方法によって文化庁、沖縄県教育委員会及び名護市教育委員会で調整の上、いずれかで許可するものとする。

1. 地層に影響を与える行為及び土地の形状を変える行為

- 【例】
- ・生痕化石等の採取
 - ・岩石採取等のため地層を割る行為
 - ・ボーリング調査
 - ・機械による土地の掘削
 - ・崩れた土砂や岩等の機械による移動など

地 区	取扱基準	例 外
天仁屋A地区		—
天仁屋B地区	許可しない。	山地の管理にあたり必要不可欠な場合。
天仁屋C地区		—
底仁屋A地区	許可しない。	学術調査において、指定地内でなければ目的が達せられない場合。
底仁屋B地区	許可する。	生痕化石等の採取。

2. 土壌及び転石の採取

- 【例】
- ・崩れた土砂の採取
 - ・海岸の転石の採取など

地 区	取扱基準	例 外
天仁屋A地区		—
天仁屋B地区	許可しない。	山地の管理にあたり必要不可欠な場合。
天仁屋C地区		—
底仁屋A地区	許可しない。	学術調査において、指定地内でなければ目的が達せられない場合。
底仁屋B地区	許可する。	—

3. 工作物の設置、改修、増改築及び撤去

【例】 ・建築物（屋根や壁がある建物）

・標柱・看板 など

地 区	取扱基準	例 外
天仁屋A地区	許可しない。	見学者にとって有益なもので、地層及び景観に極力影響のないもの。
天仁屋B地区		山地の管理にあたり必要不可欠なもの
天仁屋C地区		—
底仁屋A地区	許可しない。	見学者にとって有益なもので、地層及び景観に極力影響のないもの。
底仁屋B地区	許可する。	—

4. 木竹等の伐採及び植林

地 区	取扱基準	例 外
天仁屋A地区	許可しない。	—
天仁屋B地区	許可しない。	地域森林計画に基づく伐採、植林等。
天仁屋C地区	—	—
底仁屋A地区	許可しない。	—
底仁屋B地区	許可する。	—

5. 動植物の採取

地 区	取扱基準	例 外
全地区	採取方法が地層に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	天然記念物等採取が規制されているものについては、それぞれの法令を遵守する。

第6章 利活用に関する基本的な考え方

本章では、保存活用計画を実施するため、適切な利活用の方針及び具体的な施策の履行に関し、将来に渡っての課題について検討する。

第1節 利活用の方向性

「名護市嘉陽層の褶曲」は、内容が専門的なことから、利活用の方向性を主として小中学校の児童生徒が学習で利用できるような内容とする。この内容が児童・生徒以外の方々に対しても有効であると考える。

天仁屋の褶曲は潮位により歩行不可能な箇所があるため、事前にその日の天候や潮位の情報収集を行うことを前提とする。また、指定地へ行く前後に渡る天仁屋川は、雨天の降水量によって増水することもあるので、その水位に注意する。見学時は万一の事態に備え、その土地の知識を持った案内人等の同行、小規模団体での見学を推奨する。カヤックでの見学の場合は、係留中に流される可能性があるため、アンカーでの固定を推奨する。

底仁屋の褶曲は、悪天候でない限り見学することが可能である。

第2節 利活用に関するゾーニング

利活用については、本質的価値や利活用の現状を踏まえ、天仁屋の褶曲と底仁屋の褶曲についてそれぞれ3つのゾーンを設定する。

ただし、天仁屋の褶曲は、潮位によって危険度が変わることから、一部潮位を踏まえたさらに細かい区分を行っている。天仁屋の褶曲を見学する際は、事前に天候や潮位の確認を行うこと、現地の現在の状況を地元の方に問い合わせる等の対応をすることが前提である。

1. 天仁屋の褶曲

(1) 見学の際の注意事項

天仁屋の褶曲の見学は干潮時が望ましいが、どれぐらい潮が引くのかは大潮か小潮かによって変化し、また大潮の時でも、夏場は日中に大きく潮が引くのに対し、冬場の日中はあまり潮が引かず夜中に大きく引くなど、年間をとおしても一定でなく、季節によって変化している。具体的には、大潮の時に日中大きく潮が引くのは3月の中旬以降から9月の中旬ごろまで（以下、「夏場」とする）、それ以外の時期（以下、「冬場」とする）は、日中はあまり潮は引かない。

このため、一言に「見学は干潮時に」といっても、夏場であれば干潮の時間帯から若干時間がずれたり、大潮でなくその前後の中潮の時でもある程度潮が引いていれば見学可能であるのに対し、冬場は大潮の干潮の時間帯にぴったり時間を合わせなければ見学できない場合がある。

このため、ゾーン設定は大潮・小潮や満潮・干潮を問わず、潮位によって歩行可能かどうかで区分を行っている。

満潮、干潮の時間帯についても、西海岸と東海岸では30～40分ほどのずれがある。新聞等に掲載されるものは那覇（西海岸）の潮位であり、東海岸である天仁屋の海岸では30～40分ほど前倒しした時間となるため注意が必要である。事前に潮位や干潮の時間帯を確認する際には、なるべくインターネットなどで天仁屋の海岸により近い場所のものを確認することが望ましい。

また、徒歩での見学の場合、見学路が崖沿いであり常に落石の危険があるため、なるべく崖から離れるなど、十分注意しなければならない。さらに、雨天時に見学する場合にも足元が滑りやすく転倒する危険があるため、注意が必要である。

カヤック等海上からの見学の場合は、風の向きや強さ、潮の流れに注意して見学の時間帯等を設定する必要がある。

(2) ゾーン設定とその特徴及び注意事項

① ゾーンⅠ：見学場所

天仁屋の褶曲を観察できる場所である。カヤック等海上からの見学の場合はゾーン内全てが見学可能であるが、徒歩の場合は潮位によって歩行できない箇所が数か所あるため、観察ポイント及び安全上の観点からさらに以下の3箇所に区分する(丸数字はp.57図30に対応)。

ア. ゾーンⅠ-A：季節を問わず見学できる場所（見学可能潮位：100cm以下）

天仁屋川河口に最も近く、干潮であれば季節を問わずに見学できる。ただし、潮位が100cmを超えると靴や衣類等が濡れるほか、滑りやすくなり転倒する危険がある。また、潮位が100cm以下であっても、波の状況によっては見学路が濡れて危険な場合がある。

天仁屋川河口からの往復の時間の目安は50分ほどであり、その時間を考慮した上で、事前に潮位を確認し見学することとする。

「名護市嘉陽層の褶曲」の見学にあたっては、本ゾーンの最終地点までは最低限見学することを推奨する。

範囲:指定地入口（①）から、大規模な褶曲の背斜が観察できる箇所（④）まで

潮位の目安:夏場の干潮時（日によって不可の場合あり）、冬場の大潮の干潮時。ただし、

夏場の小潮、長潮、若潮及び冬場は見学する時間を干潮時の時間帯に正確に合わせる必要がある。

観察できるもの:褶曲、逆断層、タービダイト、級化層理、逆転現象 等



図24 指定地入口(図30の①)

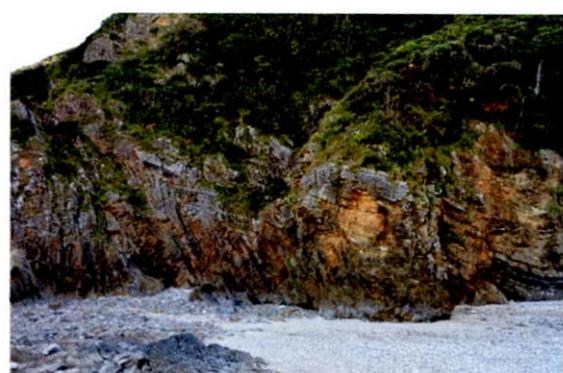


図25 大規模な褶曲の背斜(図30の④)

イ. ゾーン I - B : 潮位に十分注意して見学する場所（見学可能潮位：60cm 以下）

本質的価値を構成する諸要素を多く含む露頭であるため、観察ポイントが多く、特に本ゾーンの最終地点では、非常に細かな褶曲や多くの生痕化石を観察することができる。

潮位が 60cm を超えると見学路に海水が達する場所があり（⑥）、靴や衣類等が濡れるほか、滑りやすくなり転倒する危険がある。また、潮位が 60cm 以下であっても、波の状況によっては見学路が濡れて危険な場合がある。

⑥地点を越えると、見学のタイミングを誤れば、天仁屋川河口まで戻れなくなる可能性がある。往復の時間の目安は 1 時間 30 分ほどであり、その時間を考慮した上で、事前に潮位を確認し見学することとする。

範囲:大規模な褶曲の背斜が観察できる箇所（④）から、細かな褶曲が観察できる箇所（⑦）まで

潮位の目安:夏場の中潮から大潮にかけての干潮時、冬場の大潮の干潮時。ただし、冬場は 60cm 以下になることはほとんどないため、⑥の地点を越えるには、靴や衣類が濡れる可能性が高い。

観察できるもの:大規模な褶曲や逆断層、細かな褶曲、逆転現象、級化層理、生痕化石 等



図 26 歩行危険箇所(図 30 の⑥)



図 27 細かな褶曲が観察できる箇所(図 30 の⑦)

ウ. ゾーン I - C : 夏場の干潮時でも歩行が難しい場所（見学可能潮位：0cm 以下）

天仁屋川河口から遠く、危険を伴うが見応えのある観察ポイントがある。B と C の境目（⑧）は、夏場の大潮の干潮時であっても完全に潮が引くことはなく、滑りやすいため転倒の危険がある。見学する場合は靴や衣類等が濡れることを前提とした準備が必要である。また、濡れないように行くことも可能だが、その際には一部岩場を登るなどの危険を伴う場所である。

往復の時間の目安は 2 時間ほどであり、その時間を考慮したうえで、事前に潮位を確認し見学することとする。

範囲:細かな褶曲が観察できる箇所（⑦）から、バン崎を経てその西側の海岸 2 つめの凹凸部分（⑩）まで

潮位の目安:夏場の大潮の干潮時。ただし、バン崎（⑨）への到着時間を干潮の時間帯に正確に合わせる必要がある。

観察できるもの:細かい褶曲、級化層理、生痕化石 等

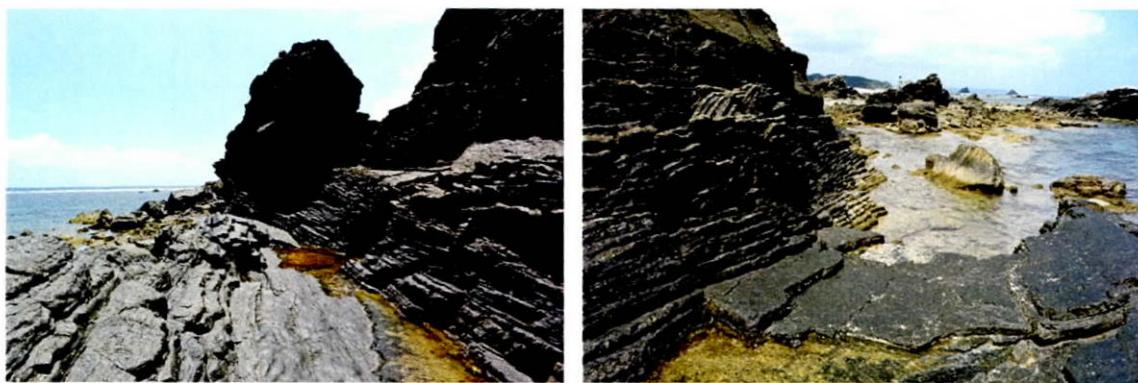


図 28 ゾーン I-BとCの境界の見学路(図 30 の⑧)

② ゾーンII：本質的価値を内包する場所

指定地内のゾーンI以外の海岸沿いから尾根線までを範囲とする。海岸沿いでゾーンIと同様の地質現象が確認できると考えられるが、法面は植物で覆われているため、それを観察することが困難な場所である。

③ ゾーンIII：指定地内のその他の場所

崖の後背地にある山地や、海の中を示す。指定地内ではあるが、「名護市嘉陽層の褶曲」を観察することはできないため、見学対象地域外となる。

2. 底仁屋の褶曲

(1) 見学の際の注意事項

底仁屋の褶曲は常時見学することができるが、降水量によっては土砂崩れが発生する危険があるので、見学前日及び当日の天候は十分注意する必要がある。

(2) ゾーン設定とその特徴

① ゾーンI：見学場所

底仁屋の褶曲を観察できる場所であり、悪天候でなければ安全に見学ができる場所である。個人でも団体でも利用することができる。

範囲:国道 331 号旧道沿い

観察できるもの:横臥褶曲、背斜、向斜、非整合 等

② ゾーンII：本質的価値を内包する場所

指定地内において丘陵地となっている部分を範囲とする。ゾーンIと同様の地質現象が確認できると考えられるが、ゾーン内は木々で覆われているため、それを観察することが困難な場所である。

③ ゾーンIII：指定地内のその他の場所

指定地内ではあるが、見学対象地域外となる。

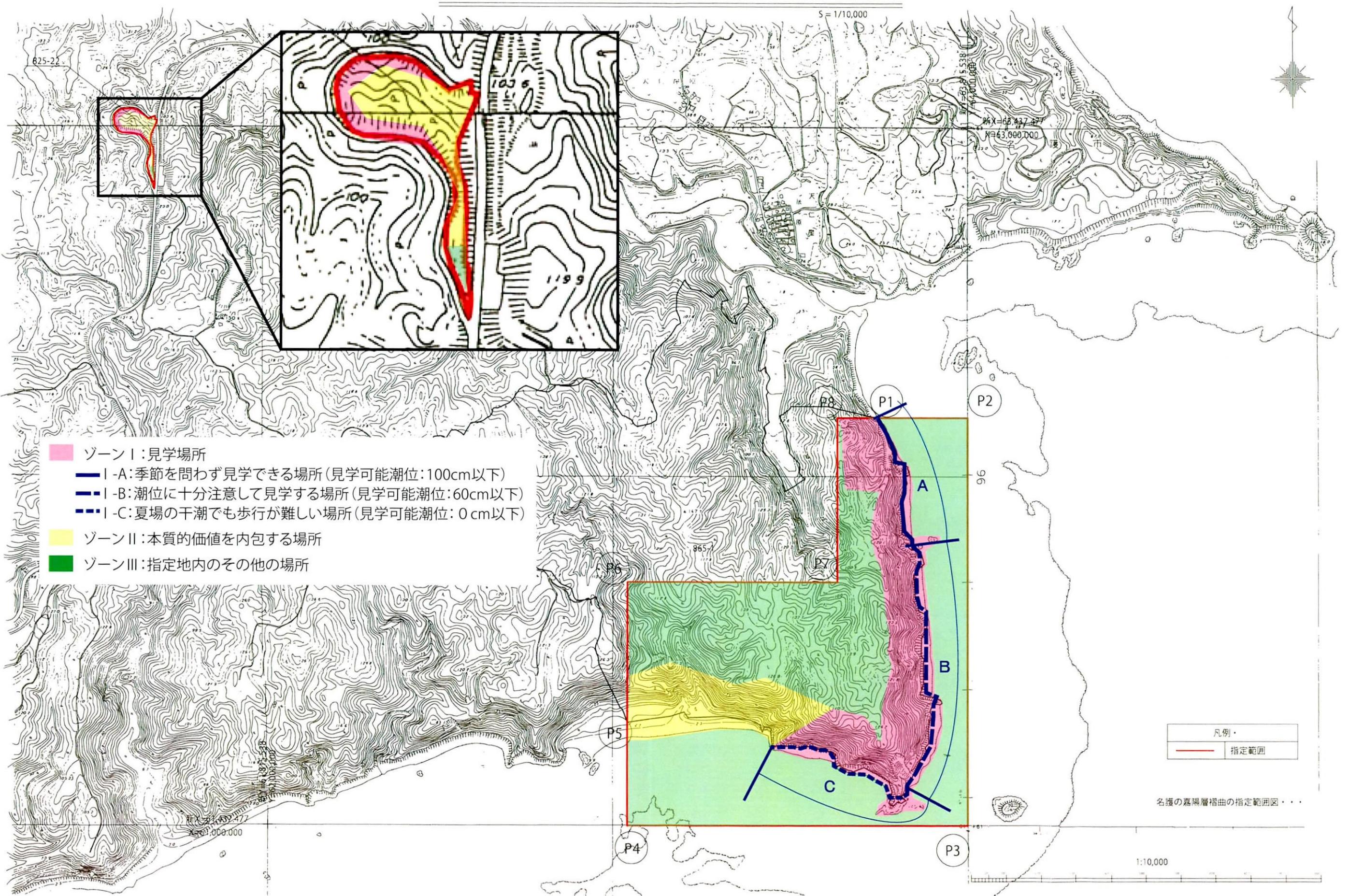


図29 利活用ゾーニング図

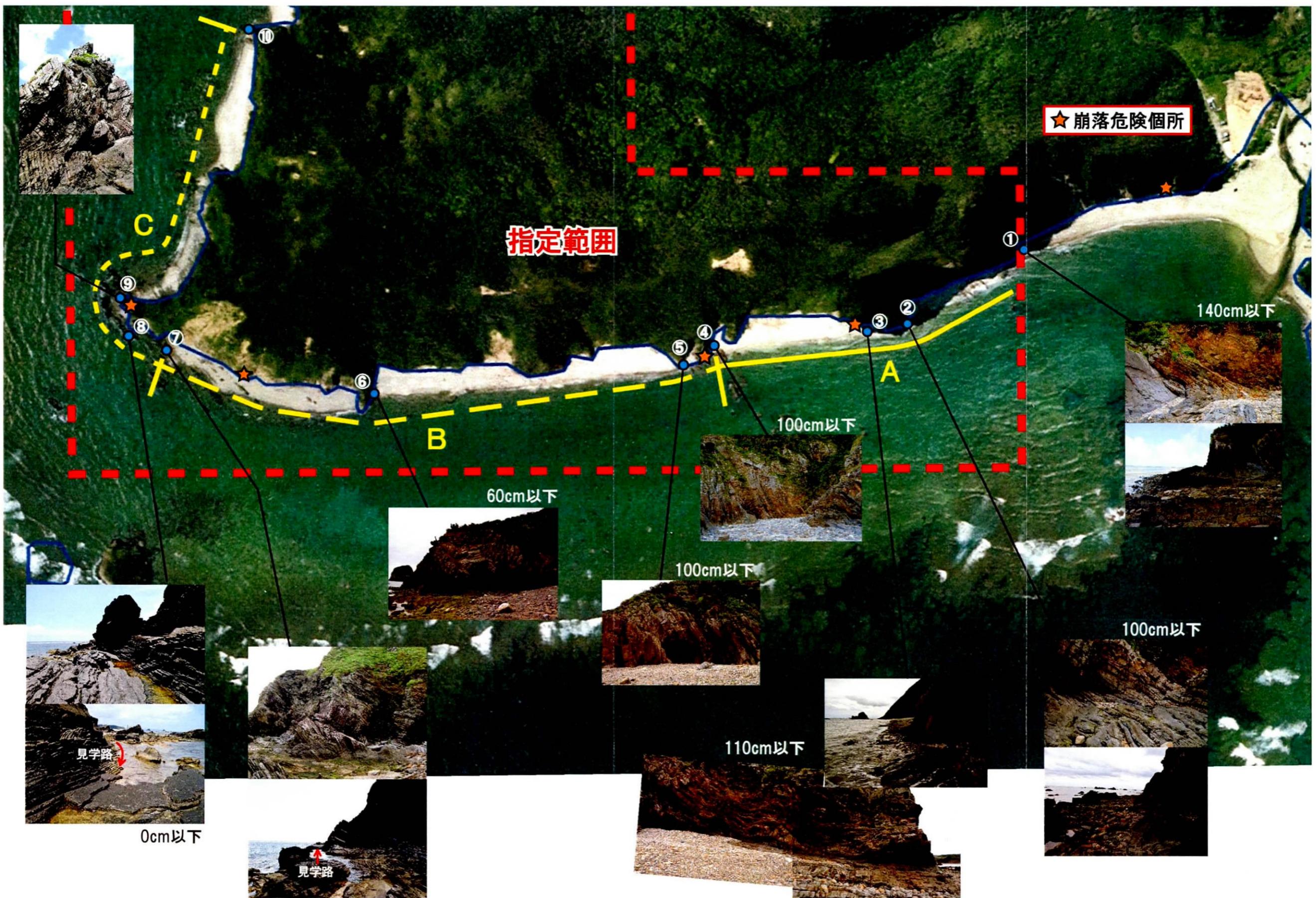


図30 天仁屋の褶曲ゾーンIにおける見学時の潮位注意箇所の歩行可能潮位(足元が濡れること無く歩行できる潮位)
名護市教育委員会作成資料

第3節 各ゾーンの利活用方針と整備検討事項

前項における、各ゾーンについての利活用方針と整備についての検討事項を記載する。なお、ここで検討した各整備事項については、「第5章 保存・管理に関する基本的な考え方」で示した方針を踏まえた上で検討する。特に工作物については、現状変更等の取扱基準に則し、その維持管理については整備前に地域住民や関係機関と十分な合意形成を図るものとする。

1. 天仁屋の褶曲

天仁屋の褶曲は海と隣接しており、見学には危険を伴う。したがって、安全面に重点を置いた基本方針とそれに伴った利活用方針を示す。また、土地の性質上大規模な施設や工作物を設置することはできないため、必要最低限の整備を行うものとする。

(1) ゾーンI：見学場所

① ゾーンI-A：季節を問わず見学できる場所（見学可能潮位：100cm以下）

ア. 利活用方針

干潮であれば季節に関係なく歩行可能で、天候と干満の時間を事前に把握すれば、個人でも利用可能な箇所とする。

イ. 整備検討事項

a. 観察ポイントの解説

天仁屋の褶曲の中で最も多くの人が訪れる可能性のある場所であることから、観察ポイントの表示やその解説が必要である。しかし、工作物の設置が困難な場所でもあるため、案内板等の設置以外の解説方法を検討する。

b. 崩落危険箇所の表示

ゾーン内において崩落危険箇所のある場合は、見学時になるべくそこを通ることがないよう注意喚起の方法を検討する。

c. ゾーン区分の表示

ゾーンの境目が分かるような、最低限の目印を設置する。

② ゾーンI-B：潮位に十分注意して見学する場所（見学可能潮位：60cm以下）

ア. 活用方針

見学は可能だが、干潮時にも波の状況によっては水没する地点を含み十分な準備がなければ危険を伴うため、見学日の天候や潮位に注意しなければならない。

イ. 整備検討事項

a. 観察ポイントの解説

本質的価値を構成する諸要素が多く露頭しているため、良好な観察ポイントとなっている。そのため、観察ポイントの表示やその解説が必要である。しかし、工作物の設置が困難な場所もあるため、案内板等の設置以外の解説方法を検討する。

b. 崩落危険箇所の表示

ゾーン内において崩落危険箇所のある場合は、見学時になるべくそこを通ることがないよう注意喚起の方法を検討する。

c. ゾーン区分の表示

ゾーンの境目が分かるような、最低限の目印を設置する。

(3) ゾーンI-C：夏場の干潮時であっても歩行が難しい場所（見学可能潮位：0cm以下）

ア. 利活用方針

干潮（潮位0cm以下）の時にしか行くことができず、見学には危険を伴うため、見学時間に十分気をつける必要がある。特に、バン崎付近は足場が悪く確実に海水に浸かってしまうため、安全上の理由からバン崎及びその西側の海岸を見学するのは、天候や潮の状況を見て問題ないと判断した時のみとする。

イ. 整備検討事項

a. 崩落危険箇所の表示

ゾーン内において崩落危険箇所のある場合は、見学時になるべくそこを通ることがないよう注意喚起の方法を検討する。

b. ゾーン区分の表示

ゾーンの境目が分かるような、最低限の目印を設置する。

(2) ゾーンII：本質的価値を内包する場所

ア. 利活用方針

陸上は多くの草で覆われており、足場も悪く危険を伴うため、陸路・海路の両方法について利用を推奨しない。

(3) ゾーンIII：指定地内のその他の場所

ア. 利活用方針

本ゾーン内での本質的価値を観察することは困難であり、崖の上は崩落の危険を伴うため、「名護市嘉陽層の褶曲」における利活用は考えないものとする。

2. 底仁屋の褶曲

底仁屋の褶曲は旧道沿いに面しており、徒歩での見学が可能である。したがって、基本的に個人・団体の両方の利用を踏まえた利活用方針を示す。

(1) ゾーンI：見学場所

ア. 利活用方針

個人・団体併に利用可能な場所であるが、周辺は傾斜地で崖崩れの危険もあるため、天候や周辺状況に十分配慮した利用が必要な箇所とする。

イ. 整備検討事項

a. 案内板の設置

天然記念物の周知、保存活動の啓発、見学の注意点等を提供するためには、指定地近くでの掲示が必要となるため、観察ポイントでの説明板等の設置を検討する。

b. 旧道の活用

現在褶曲の見学場所となっている旧道は北部土木事務所が管理しており、不法投棄や犯罪等を防ぐため車両が進入できないようになっている。そのため、見学の際は周辺の空き地や道路上に車両を駐車している。団体利用になると大型バスでの来訪となるが、駐車スペースは限られており、また転回も困難である。よって、利用者の増加する期間においては、管理者と調整の上、旧道を開放し一部を駐車スペースとして活用できるよう検討する。

(2) ゾーンII：本質的価値を内包する場所

ア. 利活用方針

本ゾーン内の本質的価値を観察することは困難であり、また危険を伴うため、「名護市嘉陽層の褶曲」における利活用は考えないものとする。

(3) ゾーンIII：指定地内のその他の場所

ア. 利活用方針

本ゾーン内で「名護市嘉陽層の褶曲」を観察することはできないが、指定地の入口となっており、指定地を示す案内サインの設置や駐車スペースとして利用されている。そのため、今後も見学者にとって利用しやすくなるような利活用方法を検討する。

イ. 整備検討事項

a. 駐車場の整備

本ゾーンは、底仁屋の褶曲指定地内において数少ない平地の部分であるので、見学者がより利用しやすいような駐車場の整備を検討する。

第7章 周辺整備・管理運営に関する基本的な考え方

「名護市嘉陽層の褶曲」を保存・活用するためには、行政・地域住民・利用者の協力が必要不可欠となる。

本章では、名護市と地域が協議を行なながら計画を進めることを前提とし、「名護市嘉陽層の褶曲」の本質的価値や保存・管理方針、利活用の考え方を踏まえ、指定地に隣接する周辺環境の整備検討事項や、管理運営体制に関する基本的な考え方について示す。

第1節 周辺整備に関する考え方

「名護市嘉陽層の褶曲」の利活用に向けた課題について、以下の考え方を示す。

1. 駐車場整備の検討

天仁屋の褶曲にアクセスする場合は、現在天仁屋川河口の砂地が駐車場として利用されている。現在の利用数から考えると敷地としては十分な広さはあるが、海岸の一部であり、台風などで砂が移動するなど変化が激しいため、土地の造成は困難である。天仁屋川河口付近を駐車場とする場合、段差やくぼみなどを解消するための簡易な整地等が必要であり、また、指定地外でもあるため用地取得等も必要となってくる。このため、集落周辺や海岸入口付近及び指定地入口付近でも駐車スペースが確保できるか検討する必要がある。

底仁屋の褶曲については、指定地入口付近にスペースがあり、見学時はそこを駐車場として利用している。しかし、大型バスの場合は駐車が困難であるため、国道331号道路沿いに路上駐車をしている。地域住民を始めとする道路利用者の安全確保のためにも、特に大型バスや団体利用の場合における駐車スペースの確保を検討する。

2. 指定地までのアクセス道の整備

指定地までのアクセス道について、天仁屋の褶曲の見学時に駐車スペースとなっている天仁屋川河口までのアクセスは急カーブが多く、また台風時は法面が崩れてしましへ道を塞ぐことがある。

また、天仁屋川は雨の影響で増水することが多く、増水時に川を渡ると危険を伴う。見学開始時は晴れていて水位が低くても、見学中に雨が降り、引き返す際に増水して渡れなくなってしまう可能性もあることから、沈下橋等川を渡る手段を検討する必要がある。

駐車スペースの確保と合わせて、指定地までのアクセス道の整備を検討する。

3. 屋外トイレの設置

現在、「名護市嘉陽層の褶曲」の最寄りのトイレは、天仁屋公民館及び底仁屋公民館であるが、終日の利用は困難である。天仁屋区においては、現在屋外トイレの建設を予定している。底仁屋区は国道331号沿いにある多目的広場に既存の屋外トイレがあるが、いずれにしろ、両区の観察地点付近に公衆トイレの完備は不可欠である。

4. 緊急時の情報伝達手段

災害など緊急時の情報伝達施設（防災スピーカー等）については、利活用の状況を考慮した上で設置を検討する。その他、携帯電話やスマートフォン等、各自で通信手段を確保するよう促す。

あわせて、消防や警察等、緊急時に利用者と連絡が取り合えるような連携体制の構築を検討する。

第2節 管理運営に関する考え方

「名護市嘉陽層の褶曲」指定地内の保存活用、及び周辺環境の管理運営についての基本的な考え方を示す。

1. 行政機関の役割

行政機関の役割は、「名護市嘉陽層の褶曲」を将来にわたって長く保存すること、また県内外の多くの方に周知・利用してもらうことである。よって、以下の取り組みを検討する。

(1) 定期的な観察

指定地内を定期的に観察して状況を記録し、利用者が見学しやすい環境を維持する。また、新たな崩落箇所や崩落危険箇所についても記録し、常に最新の情報を提供できるようにする。

設置した工作物については、区の協力を得ながら定期的な管理を行い、相互に情報を共有する。

また、不法投棄物を発見した際は、すみやかに除去する。

(2) 学校等教育機関や博物館との連携及びガイダンス施設等の設置

「名護市嘉陽層の褶曲」は、主に学校等教育機関の実習先として利用されている。実際に利用している教師や専門家と意見交換を行い、児童・生徒が学習の場として利用しやすいような活用方法を考案していく。また、その他博物館等の機関と連携し、「名護市嘉陽層の褶曲」を活用した、一般の見学者がより強く興味が持てるような陸上・海上それぞれの体験プログラムを作成し提供できるようにする。

さらに、荒天時や潮位のタイミングが合わない日といった見学に行くことができない場合を考え、ガイダンス施設等の設置を検討する。

(3) SNS 等及びパンフレットによる周知

「名護市嘉陽層の褶曲」を保存・利活用するにあたっては、存在そのものを知つてもらう必要がある。そのため、まずは行政を中心にSNS等を利用したPR活動を行う。そして、それらの広報活動により興味を持った方が、「名護市嘉陽層の褶曲」について簡単に学習できるようなパンフレットを作成し、「名護市嘉陽層の褶曲」の概要や見学路、見どころ、見学時の注意事項等を周知させる。

また、天仁屋の褶曲の見学においては潮の干満状況が重要になるため、SNS等でその日の干満時間が確認できるようにする。

(4) 人材育成プログラムの開催

地域の方々や観光関係者を対象とした「名護市嘉陽層の褶曲」見学時に同行するガイドの育成を行い、利用者が安全に分かりやすく見学ができるようにする。

(5) 地域への支援

「名護市嘉陽層の褶曲」の保存と活用に伴い、駐車場やトイレといった周辺整備やガイド育成等を検討しているが、それには天仁屋区及び底仁屋区を中心とした地域住民の協力が必要である。備品の補充や定期的な清掃活動、ガイド育成プログラムへの参加に関わる費用等は市が負担できるような支援体制を構築する。

(6) 事故・災害防止及び対応の取り組み

自然災害や事故等への危機感を常にもち、環境に合わせた災害防止策を検討する。また、緊急時の対処法についても検討し、その周知に努める。

その他、ケガ等の事故が発生した場合のために、連絡方法についてのマニュアルを作成する。

(7) 指定地外の活用

嘉陽層は沖縄島北部地域において広範囲に広がっており、指定地外でも指定地と同様の地質現象を観察することができる。

今後、名護市内の指定地外においても同様の地質現象が見られた場合は、それらの保護に努める。

2. 地域の取り組み

行政が行う取り組みについては、地域住民の協力が必要不可欠である。「名護市嘉陽層の褶曲」が地域の重要な財産となるよう、行政と協力して以下の取り組みを検討する。

(1) 見回り活動の実施

現地の定期的な見回りや、個人利用者に対して安全に関する注意喚起の声かけ等を行う。また、不法投棄物等を発見した際は、行政へ報告する。

(2) 周辺施設の管理

駐車スペースや工作物、屋外トイレ等の見回りを行い、異常があれば行政へ連絡する。また、作成したパンフレットを公民館に設置し、公民館開放時間は小さな案内所の機能を担う。

(3) 人材育成プログラムへの参加

行政が主催する「名護市嘉陽層の褶曲」見学ガイド育成プログラムに積極的に参加し、「名護市嘉陽層の褶曲」の歴史や特徴、見学に適した天候や潮位、安全対策等を学び、ガイド業務が担える人材を地域で育てる。

3. その他

(1) 活用に関するルール作り

「名護市嘉陽層の褶曲」を保存・利活用するためには、行政、地域、観光団体等の関係機関が連携する必要がある。行政は、前述の役割に積極的に取り組み、その活動を地域及び観光団体へ周知する。それを踏まえ、地域及び観光団体は「名護市嘉陽層の褶曲」を訪れる教育機関や一般の観光客の方に利用してもらえるよう、公民館や各観光施設の窓口等で対応を行う。駐車場やトイレの場所のほか、見学時の服装や見学時間、潮位に関すること等は危険も伴つてくるため、特に積極的に周知させる必要がある。

また緊急時は、現場に近い公民館やプログラムを提供している観光施設等へ連絡が行く可能性もあることから、それぞれ警察や消防等との連携も必要となる。

現在のところ、「名護市嘉陽層の褶曲」を利用したプログラムを提供しているのは1事業者のみであるが、今後利活用を推進することにより、利用する事業者や個人見学者が増加する可能性がある。その際は、個人利用者も含め、行政、地域、観光団体等の関係機関が同意するような保存活用に関するルール作りが不可欠である。

以上のことから、「名護市嘉陽層の褶曲」の保存及び活用を目的としたルール作り及び利用協定の策定を検討する。

參考資料

1. アンケート調査

平成 28 年度に、主に教育機関向けに「名護市嘉陽層の褶曲」における利用状況に関するアンケート調査を実施した。97 箇所に送付したところ、50 箇所から回答があった。ただし、本アンケートは天仁屋の褶曲・底仁屋の褶曲を区別していない回答方法となる。

また、平成 29 年 8 月に、天仁屋の褶曲の利用実態を把握するため、現地でアンケート調査を実施した。潮の干満や天気を考慮し、平日 1 日、休日 1 回行ったところ、7 件の回答を得ることができた。

(1) 教育機関向けアンケート調査

調査対象	県内教育機関、観光関連期間
送付数	97 件
回答数	50 件

※ただし、県立博物館・美術館からの回答は、担当者の前任の高等学校での実績数値である。

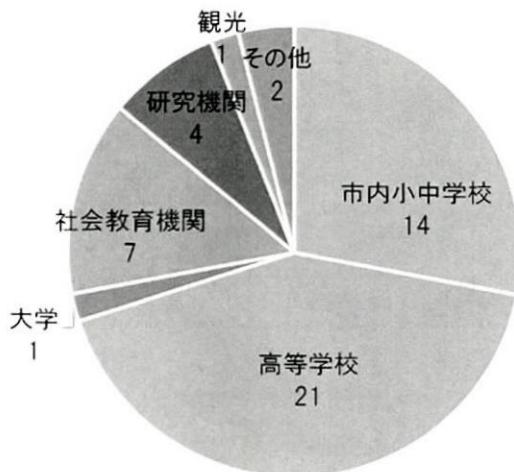
問1：所属をお答えください。

沖縄県内 97 箇所にアンケートを送付したところ、50 箇所から回答があった。

県内高等学校のうち、回答があったのは北部 1 校、中南部 20 校であった。

県内の大学からは、琉球大学の回答を得られている。

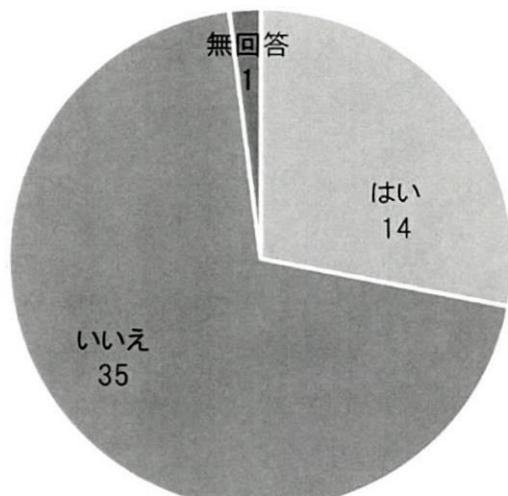
その他：県立総合教育センター／県立博物館・美術館



問2：過去3年間に「名護市嘉陽層の褶曲」を授業や研修などで、現地を利用(見学)したことがありますか。(「はい」:問3～7へ、「いいえ」:問8へ)

「名護市嘉陽層の褶曲」の利用について、「はい」と回答したところは 14 件で、そのうち北部地域は 5 件、中南部地域は 9 件で、北部よりも中南部の利用が多いことがわかる。「いいえ」と回答したところのうち、北部地域は 11 件、中南部地域は 24 件であった。

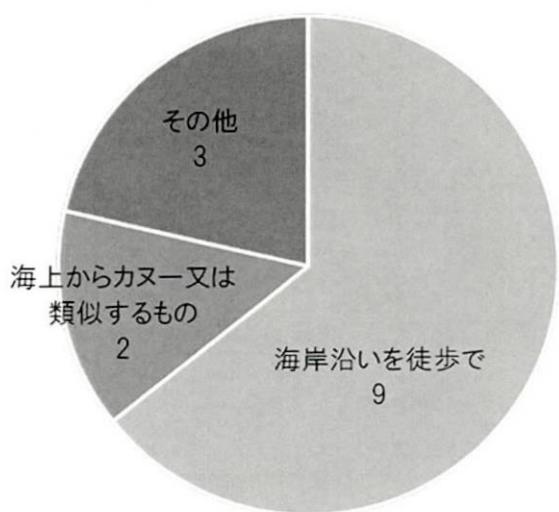
また、北部地域で「はい」と回答したところは 5 件で、中南部地域よりも利用が少なくなっている。



問3:どのような方法で利用(見学)しましたか。

問2で「はい」と答えたところのうち、「徒歩」での見学が9件と最も多く、「カヌー又は類似するもの」と答えたところは2件であった。

その他:底仁屋の褶曲／徒歩／バスで近くまで行き徒歩



問4:利用(見学)した回数をお答えください。

回答箇所によって利用頻度に差はあるが、特に中南部地域から多く見学に訪れていることが分かる。

1回	B 中学校2・3年、C 中学校	20回	県立博物館・美術館
2回	A 小学校3年	21回	わんさか大浦パーク
3回	D 高校、F 高校、G 高校、J 高校、H 高校、琉球大学	年1回	I 高校
4~5回	県立総合教育センター	年2回	E 高校

問5:利用した時の参加人数

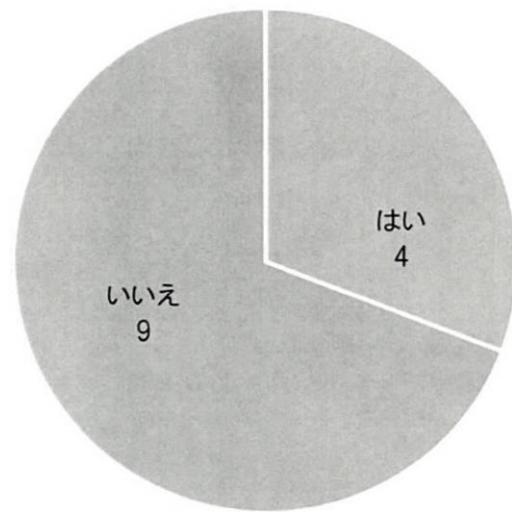
中南部の高等学校からは、100～1000名規模で見学に訪れているが、地元の方によると天仁屋海岸にこれほど多くの高校生が見学に訪れている所を見たことがないということから、おそらく底仁屋の褶曲見学の人数と考えられる。

A 小学校・B 中学校では、カヌーでの見学を行っているようである。

A 小学校(3年)	48人 (昨年 23人、今年 25人)	G 高校	1200人
B 中学校(2年)	21人	H 高校	50人
B 中学校(3年)	70人	I 高校	220人 (年1回の利用で1回 220人)
C 中学校	20人	琉球大学	90人
D 高校	121人	県立総合教育センター	70人
E 高校	400人 (年2回の利用で1回 400人)	県立博物館・美術館	300人
F 高校	15人	わんさか大浦パーク	48人

問6:利用(見学)した際にサンプルの採集を行いましたか。

サンプル採集の有無について「はい」と回答したところのうち、「転石を拾った」が3件、「岩のかけらから生痕化石を採集」が1件であった。



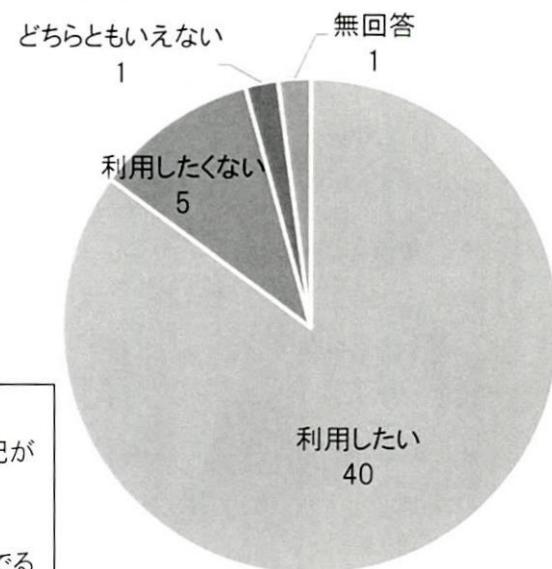
問7:利用(見学)した際に不便に感じたことや、問題点などがありましたらご記入下さい。

不便に感じたことや問題点として複数あがつことは、駐車場やトイレの有無であった。また、多くの生徒を引率することから、安全面についても懸念しているようである。

- ・大型バスの駐車が困難(4件)
- ・トイレがない(2件)
- ・干満潮の時間に左右される(3件)
- ・その他(天仁屋の褶曲の露頭の場所まで陸上から行きやすい通路。／地学の授業選択者の生徒を引率するため危険な所(滑りやすい・崩れる等)があり、気を配りながらの実習である。心配なところが多い。安全・安心な実習地となる様な整備が必要。／カヤックの出発地点である天仁屋海岸が利用しづらい。運搬車のアクセスや、海岸から海へカヤックが運搬しやすい様に整備されるとよい。／潮の干満の時刻に合わせて徒步で観察した。カヌーでの観察会をした学校もあると聞いた。どこかで借りられるんでしょうね。／携帯電話の電波が入るようにしてほしい。緊急連絡ができない。／ケガした時の対応。／生徒の引率での見学は厳しい。／遠い。)

問8:今後も授業や研修で「名護市嘉陽層の褶曲」を利用したいですか。

今後も利用したいかどうかの質問に対して、回答箇所のほとんどが「利用したい」と答えているが、中には「利用したくない」といった意見もあった。利用したい理由としては、「身近にダイナミックな地層が見られること」、利用したくない理由としては「距離が遠く、時間がかかる」といったことがあげられた。



理由

<小学校>

- ・児童の送迎が課題なので市教委等による送迎バスの手配が可能であれば利用したいと考えている。
- ・実際に目で見て体感させたい。
- ・移動に時間がかかりすぎるため、他の教育計画に影響がでるため。

<中学校>

- ・授業で利用したいが移動手段と時間がかかるため、なかなか行けない。
- ・中学校1年生理科(地学)で地層についての学習があり、身近にこのような教材となるものがあるなら利用したい。
- 地元にある資源を有効に活用し、地域に対して生徒の目を向けさせ探究させたい。地域の資源を大切にする心を養いたい。
- ・中学1年生理科の地層の分野で実際に目の前で地層を観察したい。
- ・ダイナミックな褶曲は他に見ることがなく、子どもたちにも一度は見せたい。
- ・中1理科の履修内容であるから。

<高等学校>

- ・大きくてきれいな褶曲で、さらに断層もあり、地学教育に大変役立つため。
- ・とてもきれいでわかりやすい地層。今後、利用したいがなかなか日程、予定がたたない状況。
- ・褶曲構造が大きなスケールでわかりやすい、見て欲しい露頭である。
- ・毎年、野外実習のコースとして利用させてもらっている。県内にある地層の中でも迫力ある場所なので今後も利用していきたい。
- ・地殻変動などのダイナミックな現象を実際に見ることは、生徒にとって大きな刺激になる。また、沖縄県でも地殻変動の影響を受けていることを学習するのは有意義。
- ・職員研修として(天仁屋)
- ・底仁屋は利用しているが、嘉陽海岸については時間の制約があり検討していない。
- ・現任校では野外実習及び「地学」の科目がないために利用できていないが、次の転勤先では利用したい。大規模褶曲を間近で観られる露頭は他にはないため。
- ・南部からは遠く、費用がかかるため。
- ・本校は必修科目で科学と人間生活がある。地学分野で日本列島の特徴や日本列島付近のプレートの動きを学習するので、できれば授業で活用したい。
- ・野外実習を行っている学校ではよく利用している。
- ・利用したい気持ちはあるが日程を作るのが難しい。できるとすれば夏休みの時期に職員研修として。

<研究所>

- ・遠距離であり難しいため。(3件)
- ・宅地開発等で露頭を見学できる場所が限られている中、これだけの褶曲が見られるのは実に貴重である。見学に値する場所であると思う。

<教育事務所>

- ・実際に褶曲を観察することによって、大地の変動や沖縄島の形成など、深い理解につながる。
- ・利用したいと考えているが遠いので機会がどの程度あるか分らない。

<青少年の家>

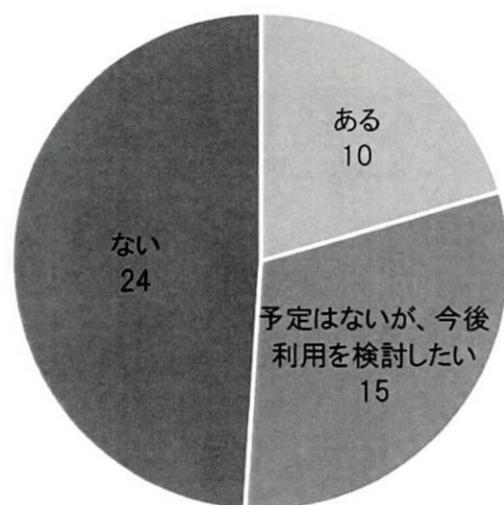
- ・フィールドが名護青少年の家(名護岳)に限られるためこれまで利用したことがないが、生態系の基礎となる地質・成り立ちについて理解することで質の向上が期待できるため。
- ・今後検討してみたい

<その他>

- ・現在も研修で利用している。今後も研修に取り入れていく。
- ・褶曲の雄大さや、そこにたどり着くまでの海の美しさなど、すばらしい自然を是非多くの人たちに体験してもらいたい。

問9:平成28年度以降、授業や研修で「名護市嘉陽層の褶曲」を利用する予定がありますか。

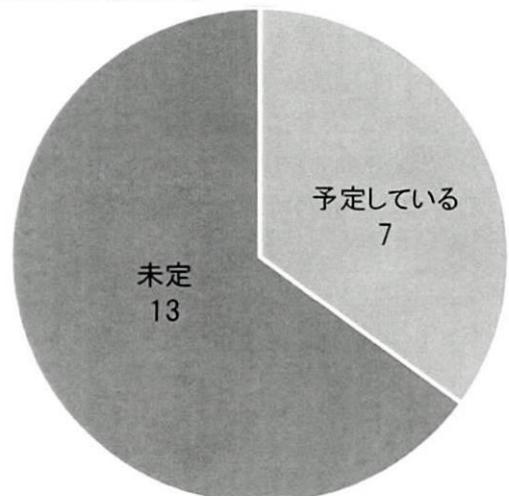
今後の利用予定について、既に予定が「ある」と回答したところは、「ない」と答えたところよりも少なかつた。しかし、「予定はないが、今後検討したい」と答えたところが15件あったことから、今後の利用が増えることが予想される。また、「予定はないが、今後利用を検討したい」と答えたところのうち、北部地域は7件、中南部地域が8件あったことから、今後北部地域での利用も増えることが予想される。



問10:予定している(または予想される)回数や参加人数についてお答えください。

今後利用を予定している(または予想される)ところは7箇所で、全てが1回の予定であった。ただし、そのうち100名単位で回答のあったところが2件あり、底仁屋の褶曲の利用ではないかと考えられる。

- A 小学校(3年):1回／未定
- B 中学校(3年):1回／20人
- G 高校:1回／400人
- H 高校:1回／未定
- I 高校(理科):1回／200人
- 琉球大学:年1回／30人
- 県立総合教育センター:1回／10人



問11:「名護市嘉陽層の褶曲」の利用について、ご意見がありましたらご記入ください。

自由意見では、移動手段や距離、時間についての意見が多くあげられた。特に小中学校の利用の場合、授業のカリキュラムや引率人数の関係でなかなか利用しづらい部分があるようである。また、駐車場についても意見が多くあがっている。

そのほか、保存・活用についての意見もいくつかあげられた。

＜小学校＞

- ・屋部小は距離的に近い本部町の地層を見学している。嘉陽に遠いので行っていないが、バス利用の関係や計画ができれば利用していきたい。
- ・地層の観察にはとてもよい教材だと思われる。特に潮位が下がった時は潮間帯生物の観察も並行して行える。次にあげることが課題で実際の所なかなか活用できない。①車から徒歩の距離が長く、潮位も配慮する。②バスなど交通手段の確保に時間を要する。
- ・間近で見ることができ貴重な学習ができている。この素晴らしい資源を大切に守っていきたい。

<中学校>

- ・委員会バスを優先的に利用させてほしい。
- ・観察に行く時の移動手段について、もう少し工夫が必要だと思う。
- ・学校が近く少人数の規模の学校に勤務していた頃は毎年利用していた。中1理科の学習内容なので実際に見学できるなら利用したい。遠いと往復の時間だけで授業がつぶれてしまうので現在の教育課程では難しい。また、見学だけだと生徒の集中も厳しく、保存のためにも大人数でサンプリングを繰り返すことも避けたい。事前に見学の予約等ができる、案内する人がいれば授業での活用もしやすくなると思う。天然記念物なので、学校の先生からだけでは指導もいきとどかない面もでてくる為、夏休みのイベント等もあると、自由研究に活用できて良いと思う。

<高等学校>

- ・潮の干満の関係なく見学できるよう遊歩道を設置。
- ・生徒が褶曲をよく観察できるようにするために、地層表面を削るなどの工夫をしていただけたら幸いです。
- ・露頭の風化が進まないよう管理してほしい。(モクマオウの幼木の伐採等)
- ・保存してほしい

<研究所>

- ・嘉陽層の褶曲は、とても素晴らしい学習の場であると考えるが、本市よりは遠いため簡単に利用することは難しい。
- ・名護の縁風学園がカヌー(カヤック?)から見学しているという話を聞いたことがあるが、一般向けにも同様のツアー、あるいは研修プログラムがありますか?興味があります。一度、教職員向けの研修内容にと検討したが、窓口が分らないのと予算の面から断念した。

<教育事務所>

- ・中頭地区の小中学校での利用は少ないが、高校、大学や教育センターなどで、とても重要な教材となっている。今後、保存活用は必要不可欠である。

<青少年の家>

- ・資料で大変良い勉強になった。フィールド観察会等があれば参加したい。
- ・迫力のある地層で、すばらしい学習の場になると思うが、本所から距離が遠いのが残念です。活用事例集等作成したら是非参考にさせてください。

<その他>

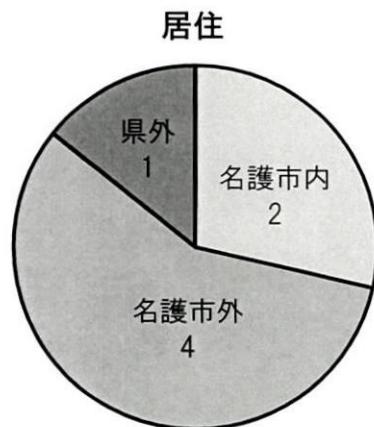
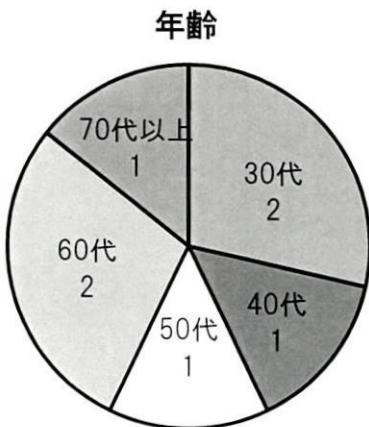
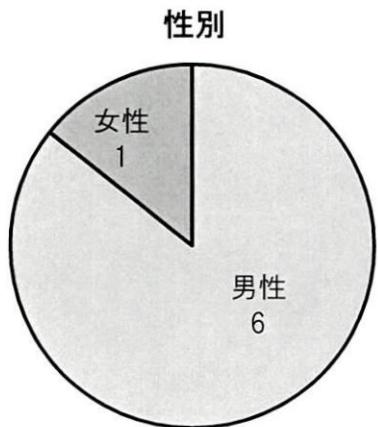
- ・嘉陽層は、西日本に分布する四万十帯の中でも、地殻変動の見事さを1カ所で観察できる唯一の場所です。とても貴重で、沖縄でも誇れる財産です。昨年、老夫婦が「一目見たかった」と言って県外から来ていました。トイレや駐車場なども無く、足場も悪い為、とても気にしたことを覚えています。環境整備は名護市教育委員会(名護博物館)と調整し、早急に進めた方が良いと思います。また、干潮時にしか歩けないため、干潮の時間がわかるようにした方が安全性が高まると思います。スマホだと、QRコードで確認できると思います。また、波浪警報などの確認もできると良いと思います。生痕化石が観察できる場所までは、陸上からも行けるようにすると便利だと思いますが、私有地になっているはずなので、交渉が必要かもしれません。また現地では、足下が滑る場所も多いので手摺などを設置することも検討しても良いでしょう。現在、日本を含め世界的に「ジオパーク」に申請し、多くの客層を獲得しています。ジオパークへの認定も視野に入れ、整備していくことが重要だと思います。
- ・国指定となり誰もが安全に利用できるようになればと思います。これまで通り、自然のままの姿で安全管理されることを願います。
- ・海岸から海へのアクセスがよくなるといいと思う。

(2) 天仁屋側現地アンケート調査

調査対象	天仁屋海岸利用者
実施期間	平成 29 年8月8日(火)、平成 29 年8月 20 日(日)
回答数	7件(8月8日:5件、8月 20 日:2件)

問1:属性

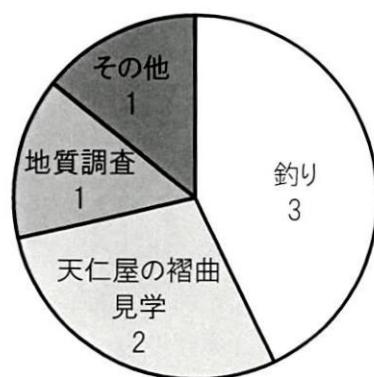
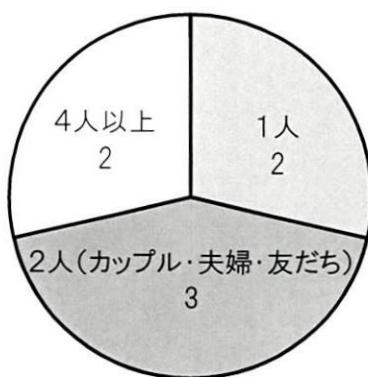
回答者の属性は、以下のとおりである。



問2・3:訪問人数と利用目的

今回の調査中に、釣りで訪れている人は3組、天仁屋の褶曲見学は2組、地質調査が1組であった。

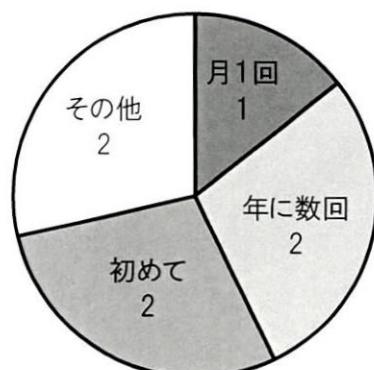
その他:貝拾い



問4:利用頻度

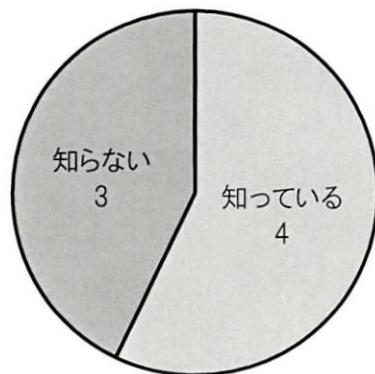
利用回数について、頻繁に訪れている人はおらず、月に1回、年に数回など、たまにしか訪れないという結果となった。また、初めて訪れる方もいた。

その他:年に1回、3年に1回



問5:天仁屋の褶曲が国の天然記念物に指定されたことを知っているか

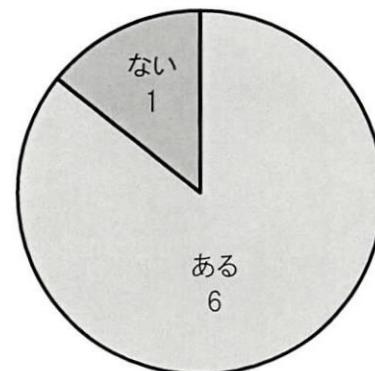
今回は褶曲見学者・地質調査が3組、天仁屋区の方が1組いたため認知度は高かった。一方、たまに釣りで訪れている方は天然記念物について認知していない印象を受けた。



問6:国の天然記念物である天仁屋の褶曲について興味があるか

天仁屋の褶曲を知らない方のうち2名が、「興味がある」と回答したので、認知されていなくても、話を聞くと興味が出ることがわかる。

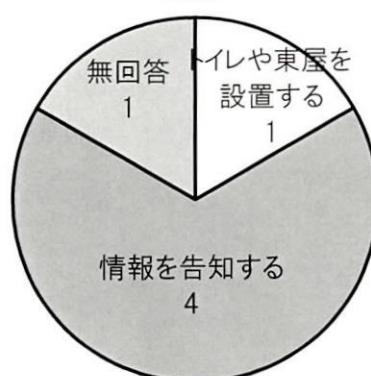
興味がある理由:夏休みの自由研究／天然記念物の素晴らしさ／地質が仕事のため／地層が好き／見たことがない



問7:天仁屋の褶曲について、どうすれば興味や利用が増えると思うか

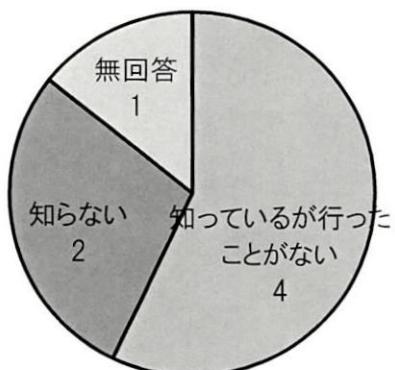
今後の利活用について、「トイレや東屋を設置する」と回答した人は1名と少なく、逆に「何も設置しない方がよい」と話した方が多かった。

認知度は低いので、情報を発信した方がよいと答える方が多かった。



問8:底仁屋の褶曲について知っているか

底仁屋の褶曲は、天仁屋の褶曲に比べて比較的訪れやすい場所にあるが、利用が少ない、あるいは認知されていないことがわかる。



問9:天仁屋の褶曲や周辺の利用についての要望や意見

多くの人への情報発信と、利用者のマナーについての意見が寄せられた。

＜自由意見＞

- ・すばらしい所なので、もっと情報(マスコミ)を使った方がよい！
- ・利用マナーの改善(ゴミは持ち帰り、ゴミを燃やすな)、権利のない人の素潜り漁

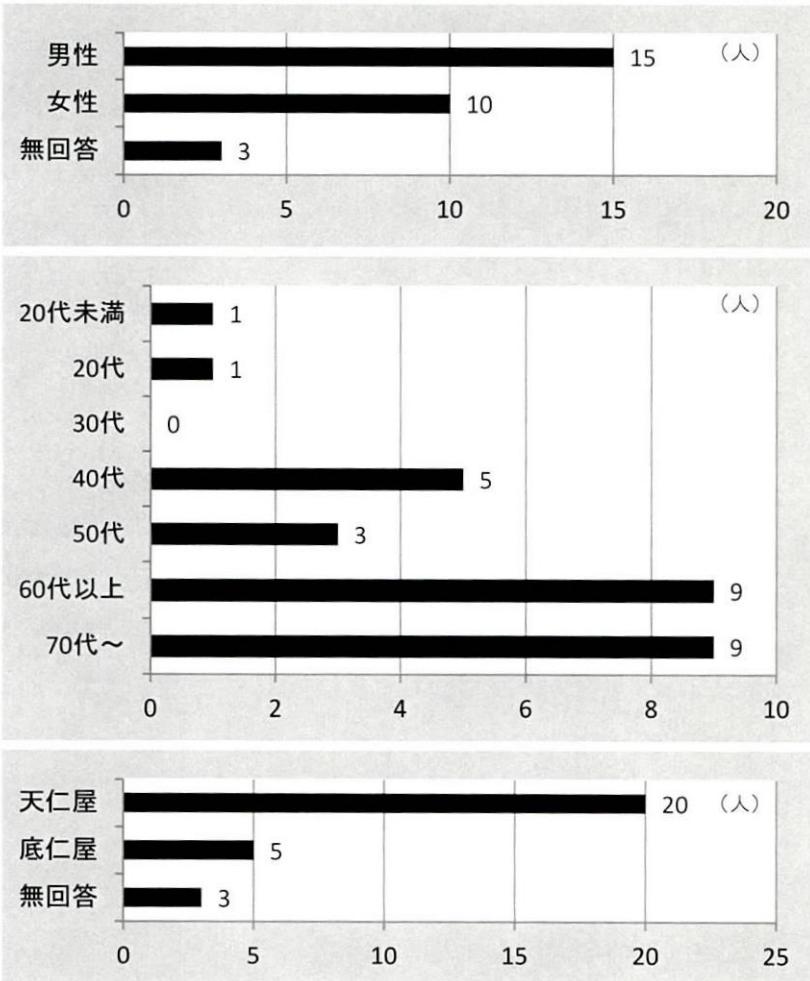
(3)第1回地域住民アンケート調査

第3回委員会での意見を踏まえ、天然記念物「名護市嘉陽層の褶曲」がある名護市天仁屋区と底仁屋区の2つの地域に住んでいる方々を対象に、利活用についてのアンケート調査を実施した。20歳未満も含め、天仁屋区住民145人、底仁屋区住民52人、合計197人に配布し、28人から回答を得ることができた。

調査対象	天仁屋区・底仁屋区住民
期間	平成29年10月
送付数	197件(天仁屋区145件、底仁屋区52件)
回答数	28件

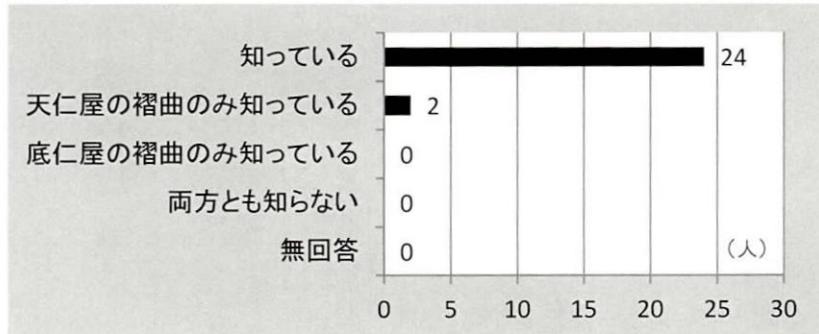
問1:ご自身についてお答えください(性別・年代・居住)

回答者の内訳として、天仁屋区民が20人、底仁屋区民が5人となっている。



問2：「名護市嘉陽層の褶曲」を知っていますか？

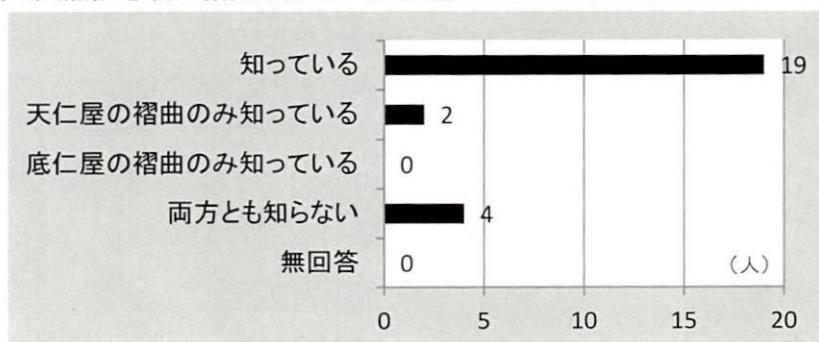
「名護市嘉陽層の褶曲」の認知度について、24人が知っていると答えたが、「天仁屋海岸の褶曲のみ知っている」と答えた方もおり、地域住民でも底仁屋の褶曲を知らない方もいた。



※無効票 2 件

問3：「名護市嘉陽層の褶曲」が国の天然記念物に指定されていることを知っていますか？

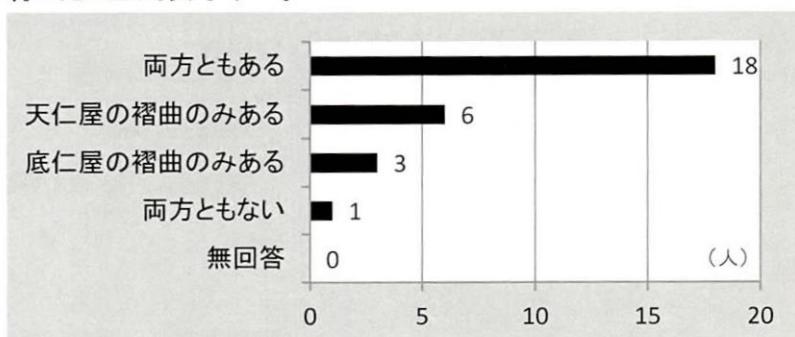
「名護市嘉陽層の褶曲」の天然記念物指定の認知度について、ほとんどの人が「知っている」と答えたが、「天仁屋の褶曲のみ知っている」と答えた方が2人、「両方とも知らない」と答えた方が4人いた。



※無効票 2 件

問4：「名護市嘉陽層の褶曲」を見に行ったことがありますか？

天仁屋・底仁屋どちらか一方を含め、「名護市嘉陽層の褶曲」を見に行ったことがある方は全部で27人と、ほとんどの人が褶曲を見に行ったことがあるという結果になった。



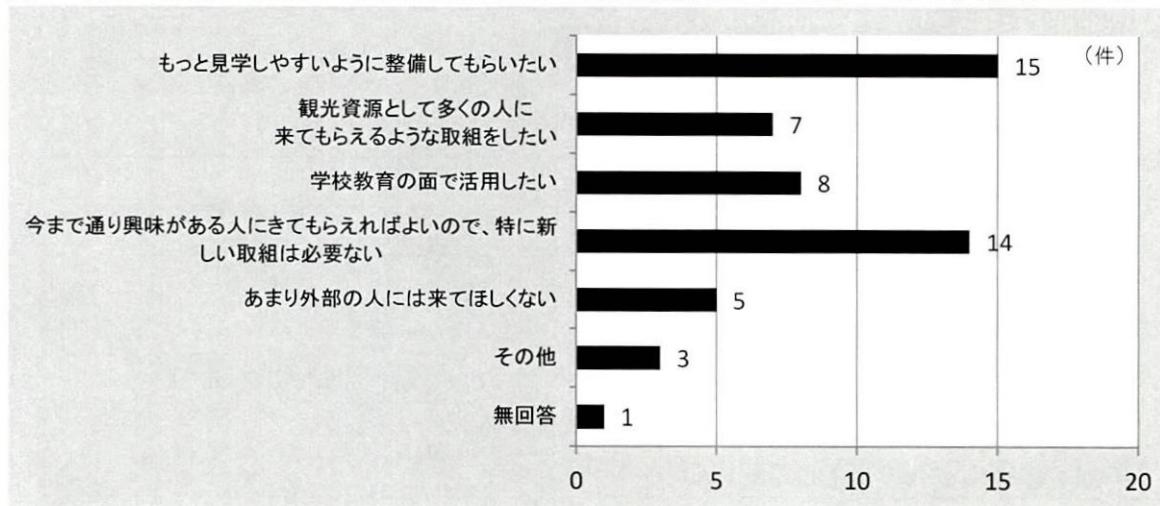
問5：問4で1または2または3と答えた方にお聞きします。どのような目的で利用しましたか。(記入式)

天仁屋	1	貝取に行くついで
	2	天仁屋は学校本にあるので。また当時(中学生)はバス等も褶曲の所を走っていた。天仁屋は天然記念物の見学として。
	3	学校の授業(天仁屋) 見学(天仁屋)
	4	地理の学習
	5	学校の授業で行った。国指定祝賀イベントで歩いて行った。夏休み天仁屋区の学生ボランティアと一緒にカヤックで行った。

	6	カヤックのガイド同行 サーフィンで。
	7	学校の授業
	8	地域の勉強会(具志堅均先生の説明)だったと思います。中学校の学習に同行
	9	釣り
天仁屋	10	天然記念物指定の祝賀会前の見学会に参加とカヌーイベントで褶曲まで行った。
	11	海にいった時
	12	レジャーで行きました。
	13	一応、地元なので見ておこうと思っただけ。
	14	天仁屋公民館で映写嘉陽層の褶曲の説明会があった時ゴムボートにて見学した。
	15	日常生活範囲内に褶曲があるため特別に目的はなし
	16	底仁屋横臥褶曲は個人や団体で幾度みている天仁屋海岸の褶曲は歩いては行けないので船で二度行った。
	17	褶曲の変化を見る為
無回答	18	両方の褶曲とも指定以前から存在は知っていたが指定後に再確認を行った。
	19	底仁屋の褶曲は中学の授業で天仁屋の褶曲は見学者の案内で(ガイドではない)
	20	海にいった時

問4で1または2または3と回答した方のうち、褶曲見学を主な目的とした方は13人、レジャー等別の目的についてとして行った方が5人であった。また、褶曲見学を主な目的とした方のうち、「学校の授業で見に行った」と答えた方は7人だった。

問6:今後、「名護市嘉陽層の褶曲」をどのように保存し、活用していきたいですか。(複数回答可)



その他回答

	1	自然をこわさず維持できるような整備
	2	自然のまま整備する。

今後の保存、活用について多かった意見は、「もっと見学しやすいように整備してほしい」の

15件、次いで「今まで通り興味がある人にきてもらえばよいので、特に新しい取り組みは必要ない」の14件であった。その他の選択肢についても、複数件ずつ回答がある。

問7:現在「名護市嘉陽層の褶曲」の利用で困っていることがあれば記入してください。

天仁屋	1	ゴミが増えた、路上駐車が増えた、トイレを貸してほしいは褶曲の利用者とはそんなに関係ないと思う。多方キャンプをする人や海岸に遊びに来る人では？
	2	特になし
	3	トイレを貸してほしいと言われた。
	4	トイレを貸してほしいと言われた。
	5	別にないが売店の復活を望む(来訪者が困っている)
	6	ない
	7	なし
	8	ごみがたくさんある。 川を渡る時怖い。
	9	ゴミが多い、トイレの後がそのまま残されている。火を使った跡がそのまま(石がつみゴミも散乱)
	10	利用者が多いのにトイレ不足、水道が使えないなど気の毒に思う。
	11	海岸に駐車場を整備してほしい。
	12	トイレが無くゴミが増えている。
	13	ゴミが増えた。
	14	ゴミが増えた、トイレを貸してほしいと言われた。海岸の見学に危険を感じる
	15	海岸の見学に危険を感じる
底仁屋	16	ゴミが増えた。海岸の見学に危険を感じる
	17	ゴミが増えた。海岸の見学に危険を感じる
	18	底仁屋の褶曲は中南部の高校の見学で多いときには7~8台のバスも路上駐車があり危険である。
無回答	19	特になし、見学者はトイレが無いことに困っているのではないか。
	20	海岸にごみが増えた。

「名護市嘉陽層の褶曲」で困っていることとして、「ゴミが増えた」「トイレを貸してほしいと言われた」「路上駐車が増えた」「海岸の見学に危険を感じる」というものがあげられた。

問8:その他ご意見・ご要望があればご記入ください。

天仁屋	1	トイレを利用する人がおおくなれば区の負担金(水道、電気その他費用)も多くなると思うので区にもその経費を補う収入がないと絶対にだめだと思う。
	2	危険が伴う場所なので注意すべき事項や褶曲に関しての資料を配備したり出来る資料館が天仁屋区にはぜひ必要だろうと思う 又そこで見学協力金を貰わないとトイレや清掃活動などができるない。
	3	来訪者が困っている

天仁屋	4	売店があればと思う。
	5	凄いところだから掃除とか頑張りたい。
	6	ぜひ多くの方に来てほしいので利用者が使いやすい清潔な充実した施設が望まれる。
	7	漂着物を定期的に片づけてほしい。
	8	川を渡る危険、とても心配、過去に3台車で車が動けなくなったのを知っているので。人が増え過ぎても自然を維持できるか心配。
	9	見学者が増えるとトイレ整備が必要と思う。
底仁屋	10	県内各高等学校等が大型バスを利用しての学習の為に来ることから大型バスの駐車場を整備する必要があると思います。
	11	天仁屋の海岸の褶曲は陸路行くと途中に大きな岩山が海までのびて越すことは困難である。岩石の褶曲は海に面しているので波にさらされている(防波堤が必要)
	12	天仁屋の褶曲は県内高校の地学の学習の場所になっているのでバス利用が多く駐車場やトイレの完備を望みます。詳細は案内版がほしい。
	13	大型バスの駐車を旧道路を利用してはどうですか?(高校生の見学が集中する時期あるようです。)
無回答	14	資料館又は音声によるガイド(褶曲の)あれば行く前に少しでも学習ができ、より充実した見学になるのでは。将来は売店の復活も望む。

今後望まれる整備として、トイレや駐車場、売店、案内板、資料館の設置等の意見がよせられた。また、天仁屋の褶曲に関しては、安全対策や漂着物等の清掃活動、底仁屋の褶曲に関しては現在塞がれている旧道の利用についての意見があげられた。

(4)第2回地域住民アンケート調査

第4回委員会での意見を踏まえ、天仁屋区と底仁屋区の住民に再度アンケート調査を実施した。第2回アンケート調査では、「名護市嘉陽層の褶曲」の利活用について、「教育を目的とした利活用」ということを前提として質問を設定した。

前回同様、天仁屋区住民145人、底仁屋区住民52人、計197人に配布し、33人から回答を得ることができた。

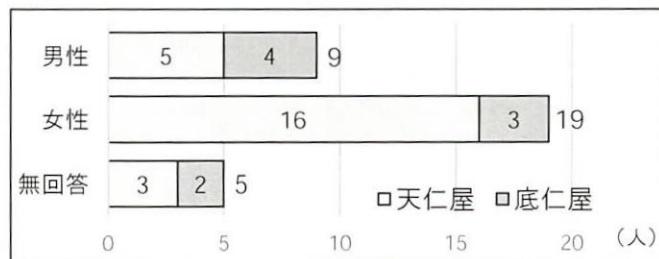
調査対象	天仁屋区・底仁屋区住民
期間	平成29年12月
送付数	197人(天仁屋区145人、底仁屋区52人)
回答数	33件

問1:ご自身について教えてください

【性別】

(人)

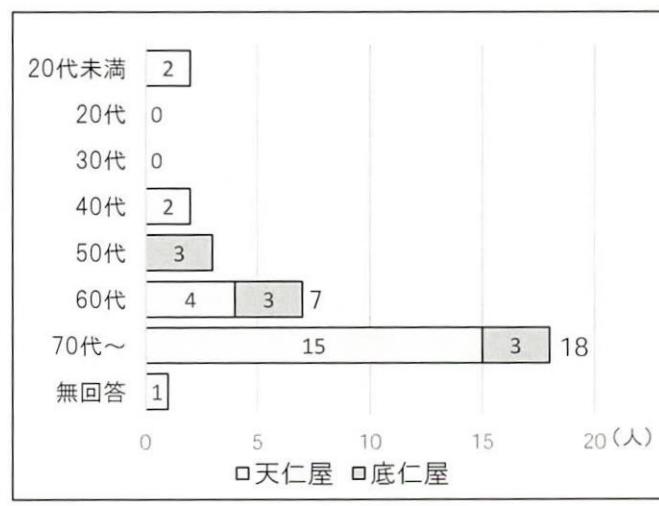
	天仁屋	底仁屋	合計
男性	5	4	9
女性	16	3	19
無回答	3	2	5
合計	24	9	33



【年齢】

(人)

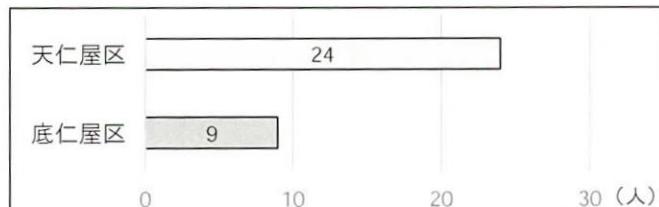
	天仁屋	底仁屋	合計
20代未満	2	0	2
20代	0	0	0
30代	2	0	0
40代	2	0	2
50代	0	3	3
60代	4	3	7
70代～	15	3	18
無回答	1	0	1
合計	24	9	33



【居住】

(人)

天仁屋	底仁屋	合計
24	9	33

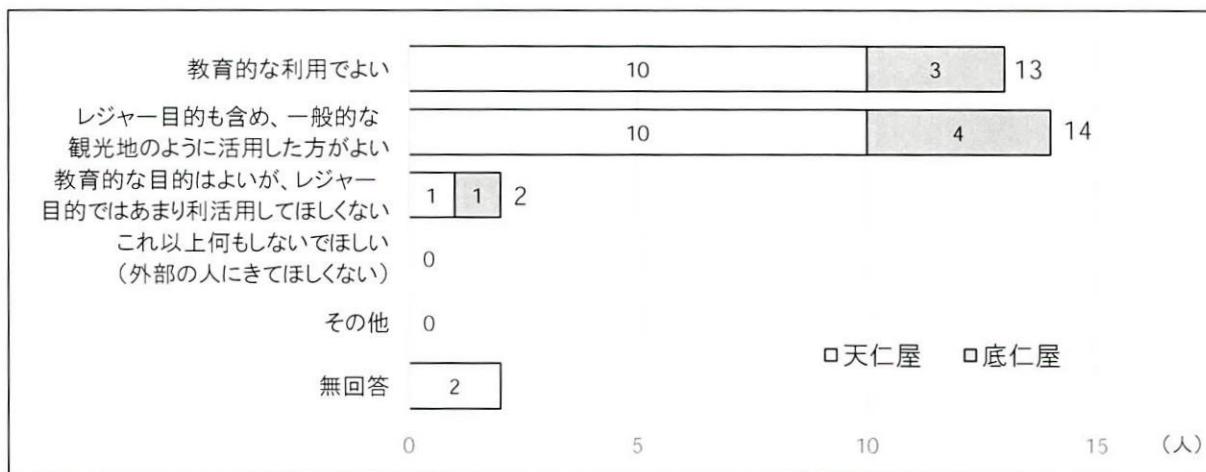


問2:「名護市嘉陽層の褶曲」を「教育目的」に重点を置いて利活用を図ることについてどう思いますか？

(人)

	天仁屋	底仁屋	合計
教育的な利用でよい	10	3	13
レジャー目的も含め、一般的な観光地のように活用した方がよい	10	4	14
教育的な目的はよいが、レジャー目的ではあまり利活用してほしくない	1	1	2
これ以上何もしないでほしい(外部の人にきてほしくない)	0	0	0
その他	0	0	0
無回答	2	0	2
合計	23	8	31

※無効票:2



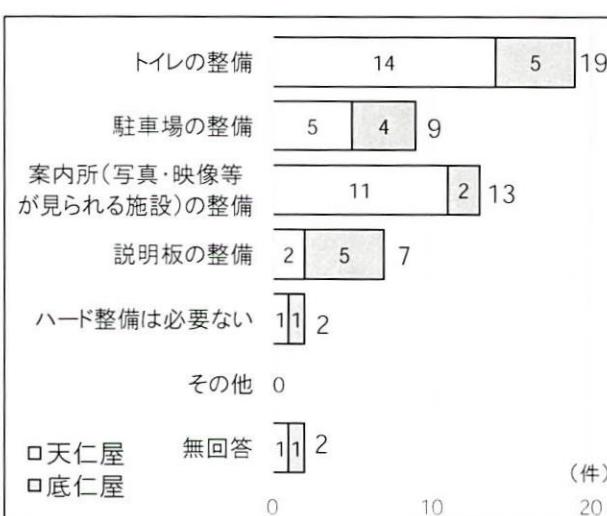
「名護市嘉陽層の褶曲」の利活用について、第2回地域アンケートでは、「レジャー目的を含め、一般的な観光地のように活用した方がよい」という回答が、「教育的な利用でよい」という回答を1人上回った。これは、第1回地域アンケートと反対の結果である。

一方で、「教育的な目的はよいが、レジャー目的であり利活用してほしくない」という回答も各地域から1人ずつ出ている。

問3:天仁屋の褶曲を利活用するにあたり、どのような整備が必要だと思いますか？(複数回答可)

【ハード整備】 (件)

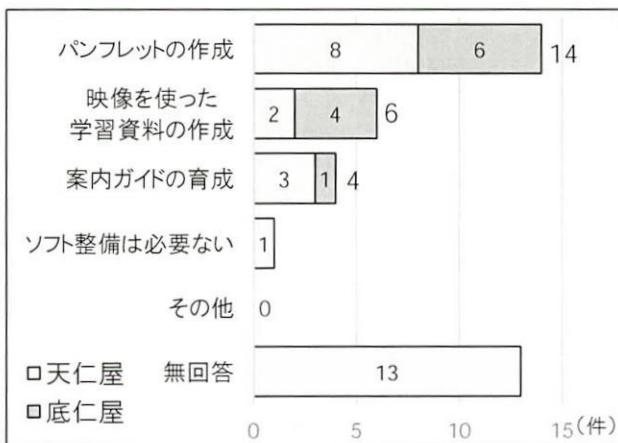
	天仁屋	底仁屋	合計
トイレの整備	14	5	19
駐車場の整備	5	4	9
案内所(写真・映像等が見られる施設)の整備	11	2	13
説明板の整備	2	5	7
ハード整備は必要ない	1	1	2
その他	0	0	0
無回答	1	1	2
合計	34	18	52



【ソフト整備】

(件)

	天仁屋	底仁屋	合計
パンフレットの作成	8	6	14
映像を使った学習資料の作成	2	4	6
案内ガイドの育成	3	1	4
ソフト整備は必要ない	1	0	1
その他	0	0	0
無回答	13	0	13
合計	27	11	38



※コメント:一度は見てもらいたい、壮大な地球を見ることができる(船が必要)

天仁屋の褶曲の利活用において、ハード整備で最も求められているものは、「トイレの整備」の19件だった。次に「案内所の整備」13件、「駐車場の整備」9件、「説明板の整備」7件となっている。また、各地区から1件ずつ「ハード整備は必要ない」という意見もあがっている。

ソフト整備について、最も多かったのは「パンフレットの作成」の14件で、次に「映像を使った学習資料の作成」6件、「案内ガイドの育成」4件だった。地域別にみると、「パンフレットの作成」「案内ガイドの育成」については天仁屋区、「映像を使った学習資料」については底仁屋区の件数が多くなっている。また、天仁屋区からは「ソフト整備は必要ない」という意見も1件あがっている。

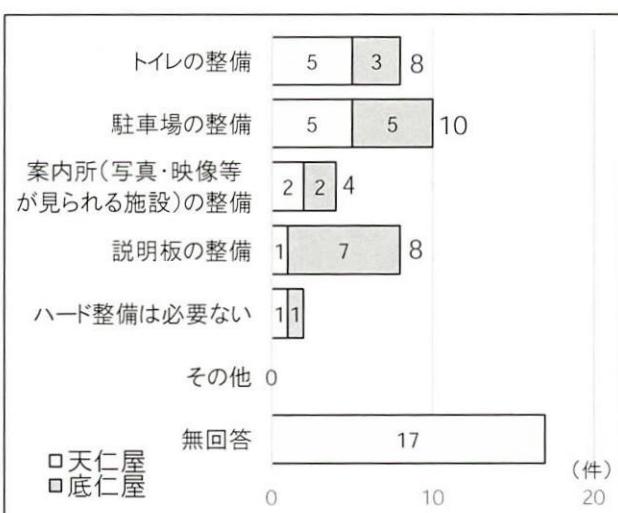
ハード・ソフトともに「その他」の回答は0件だったものの、底仁屋区の住民からは「天仁屋の褶曲の見学には船が必要」というコメントがあった。また、ソフトについては、無回答の方が多かった。

問4:底仁屋の褶曲を利活用するにあたり、どのような整備が必要だと思いますか？(複数回答可)

【ハード整備】

(件)

	天仁屋	底仁屋	合計
トイレの整備	5	3	8
駐車場の整備	5	5	10
案内所(写真・映像等が見られる施設)の整備	2	2	4
説明板の整備	1	7	8
ハード整備は必要ない	1	0	1
その他	0	0	0
無回答	17	0	17
合計	31	17	48



【ソフト整備】

(件)

	天仁屋	底仁屋	合計
パンフレットの作成	4	6	10
映像を使った学習資料の作成	1	1	2
案内ガイドの育成	3	2	5
ソフト整備は必要ない	0	0	0
その他	0	0	0
無回答	19	1	20
合計	27	10	37

パンフレットの作成	4	6	10
映像を使った学習資料の作成	1	1	2
案内ガイドの育成	3	2	5
ソフト整備は必要ない	0		
その他	0		
□天仁屋	無回答	19	1
□底仁屋		10	20(件)

※コメント: チリ捨て場になっているので大きなチリかごが必要。／チリ捨て場にならないように工夫する。

底仁屋の褶曲の利活用において、ハード整備で最も求められているものは、「駐車場の整備」の10件だった。次に「トイレの整備」10件、「駐車場の整備」「説明板の整備」が8件、「案内所の整備」4件となっている。また、各地区から1件ずつ「ハード整備は必要ない」という意見もあがっている。

地域別に見てみると、「トイレの整備」については底仁屋区、「説明板の整備」については天仁屋区がその件数を上回っている。駐車場・案内板については各区同数である。

ソフト整備について、最も多かったのは「パンフレットの作成」の10件で、次に「案内ガイドの育成」5件、「映像を使った学習資料の作成」2件だった。地域別にみると、「パンフレットの作成」については底仁屋区、「案内ガイドの育成」については天仁屋区の件数が多くなっている。

ハード・ソフトともに「その他」の回答は0件だったものの、底仁屋区の住民からは「ゴミ捨て場になっている／ゴミ捨て場にならないよう工夫が必要」という意見があった。また、両地域ともに無回答の件数が目立った。

問5: その他ご意見・ご要望があればご記入ください。

底仁屋	底仁屋の地層の場合、国道に大型バス数台が駐車している場合があり危険が伴う。周辺に駐車場施設のスペースはあることから整備は必要と感じている。
	天仁屋のバン崎の岩の褶曲を見るには船が必要。浜伝いに行くと途中で大きな岩があって道を遮っている。

他の意見として、底仁屋の駐車場スペースの確保、天仁屋の褶曲を船で見学する方法について意見があった。

(5) 名護市区長会アンケート調査

第5回委員会での意見を踏まえ、天仁屋区と底仁屋区の住民に行ったアンケート調査を名護市区長会にも実施した。名護市区長会は、平成29年12月4日に天仁屋の褶曲を見学している。

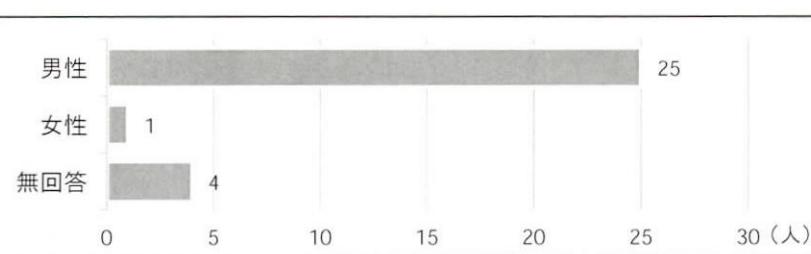
名護市内各区の区長55人に配布し、30人から回答を得ることができた。

調査対象	名護市区長会
期間	平成30年2月
送付数	55件(名護市内各区区長)
回答数	30件

問1:ご自身について教えてください

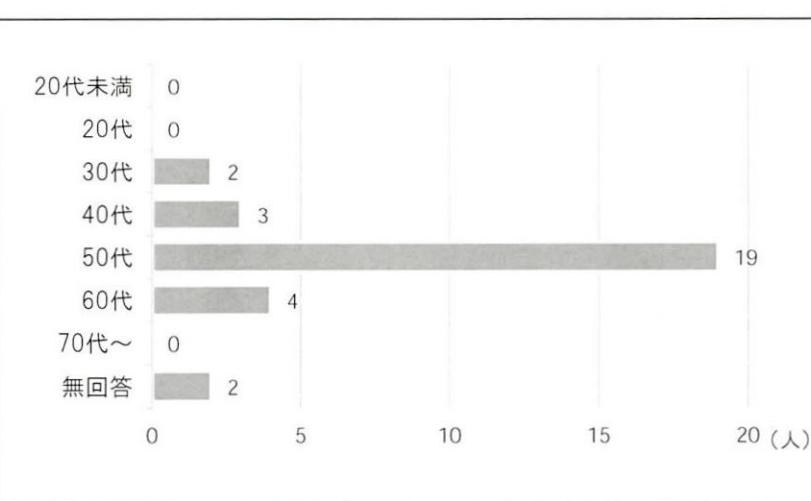
【性別】 (人)

	合計
男性	25
女性	1
無回答	4
合計	30



【年齢】 (人)

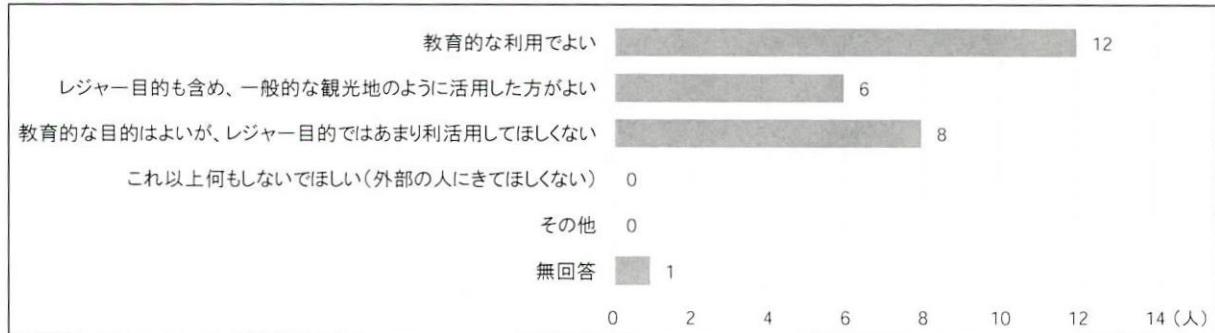
	合計
20代未満	0
20代	0
30代	2
40代	3
50代	19
60代	4
70代～	0
無回答	2
合計	30



問2：「名護市嘉陽層の褶曲」を「教育目的」に重点を置いて利活用を図ることについてどう思いますか？

	(人)
	合計
教育的な利用でよい	12
レジャー目的も含め、一般的な観光地のように活用した方がよい	6
教育的な目的はよいが、レジャー目的ではあまり利活用してほしくない	8
これ以上何もしないでほしい（外部の人にきてほしくない）	0
その他	0
無回答	1
合計	27

※無効票：3



「名護市嘉陽層の褶曲」の利活用について、「教育的な利用でよい」という回答が最も多かった。「教育的な目的はよいが、レジャー目的であり利活用してほしくない」という回答は、「レジャー目的も含め、一般的な観光地のように活用した方がよい」という回答をわずかに上回った。「これ以上何もしないでほしい（外部の人に来てほしくない）」という回答数は0件だった。

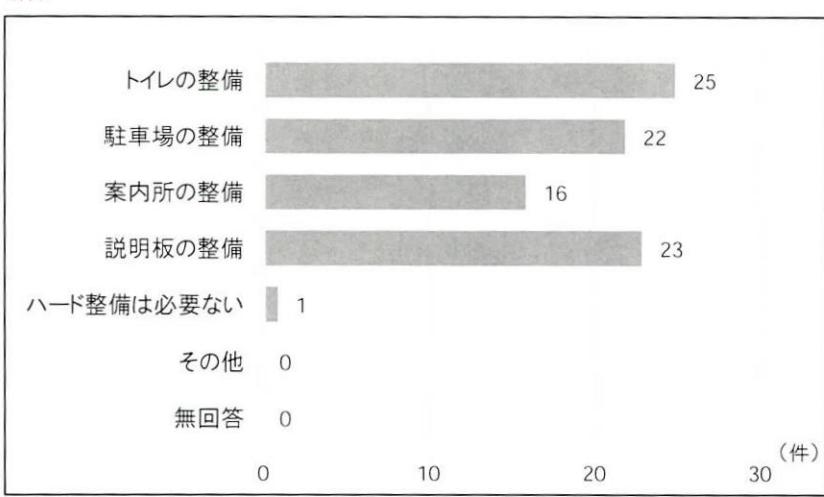
第2回地域住民アンケートの結果と異なり、「教育的な目的はよいが、レジャー目的であり利活用してほしくない」という回答が多かった。

問3：天仁屋の褶曲を利活用するにあたり、どのような整備が必要だと思いますか？（複数回答可）

【ハード整備】

(件)

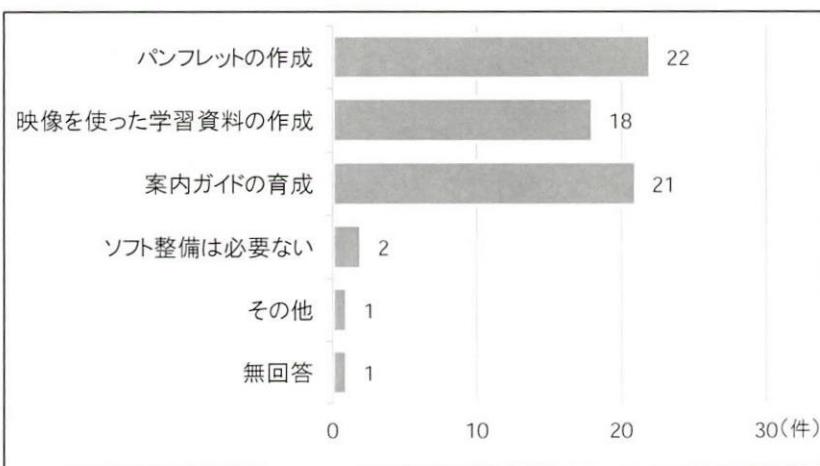
	合計
トイレの整備	25
駐車場の整備	22
案内所（写真・映像等が見られる施設）の整備	16
説明板の整備	23
ハード整備は必要ない	1
その他	0
無回答	0
合計	87



※コメント：利活用前の勉強会は近くの公民館で行ったらどうか。／バリアフリー化、短縮コース化／雨天時対策として屋根付施設（椅子、黒板が欲しい。）／砂場で歩きにくく長距離なので景観を損なわない程度の遊歩道の整備

【ソフト整備】 (件)

	合計
パンフレットの作成	22
映像を使った学習資料の作成	18
案内ガイドの育成	21
ソフト整備は必要ない	2
その他	1
無回答	1
合計	65



※コメント: 東側地域の活性化

天仁屋の褶曲の利活用において、ハード整備で最も求められているものは、「トイレの整備」の25件だった。次いで「駐車場の整備」「説明板の整備」22件、「案内所の整備」16件の順だった。

「ハード整備は必要ない」という回答も1件あった。また、「その他」の欄に記入されていた意見をみると、バリアフリー化や遊歩道、屋根付き施設の整備という意見や、公民館を利用してはどうかという意見もあった。

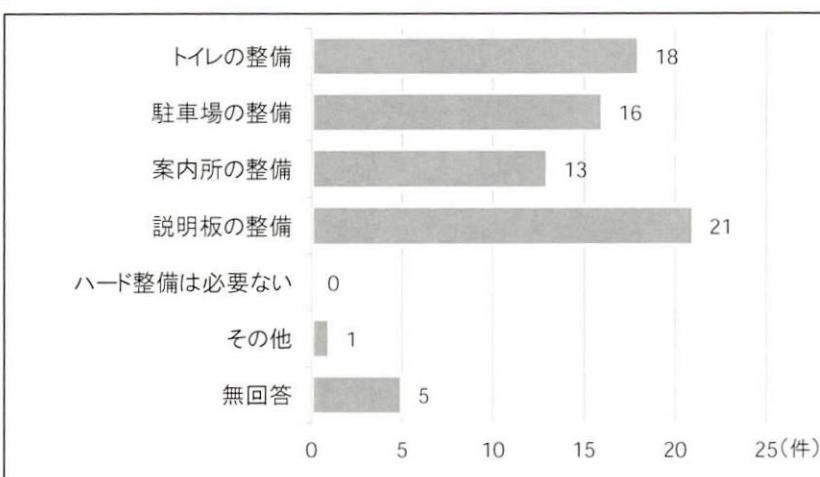
ソフト整備で最も求められているのは、「パンフレットの作成」「案内ガイドの育成」の21件で、次に「映像を使った学習資料の作成」18件となった。また、「ソフト整備は必要ない」という回答も2件あった。「その他」の回答として、「東側地域の活性化」という意見があった。

第2回地域住民アンケートと比べると、どちらも「トイレの整備」が最も高かったが、「説明板の整備」と「案内所の整備」の結果は逆になった。ソフト整備は、「パンフレット作成」と「映像を使った学習資料の作成」「案内ガイドの育成」にほぼ差がない結果となった。

問4: 底仁屋の褶曲を利活用するにあたり、どのような整備が必要だと思いますか？(複数回答可)

【ハード整備】 (件)

	合計
トイレの整備	18
駐車場の整備	16
案内所(写真・映像等が見られる施設)の整備	13
説明板の整備	21
ハード整備は必要ない	0
その他	1
無回答	5
合計	74

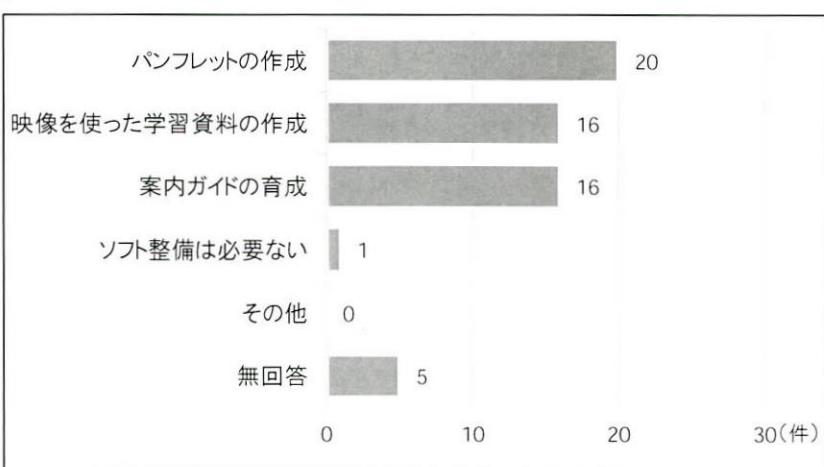


※コメント: バリアフリー化、短縮コース化

【ソフト整備】

(件)

	合計
パンフレットの作成	20
映像を使った学習資料の作成	16
案内ガイドの育成	16
ソフト整備は必要ない	1
その他	0
無回答	5
合計	58



※コメント: 東側地域の活性化

底仁屋の褶曲の利活用において、ハード整備で最も求められているものは、「説明板の整備」の20件だった。次いで、「トイレの整備」18件、「駐車場の整備」16件、「案内所の整備」13件となっている。また、「その他」の意見として、「バリアフリー化、コース短縮化」という意見があつた。

ソフト整備で最も求められているものは、「パンフレットの作成」の19件、次いで「案内ガイドの育成」「映像を使った学習資料の作成」が16件だった。また、「ソフト整備は必要ない」という意見も1件あった。

第2回地域住民アンケートと比べると、ハード整備では「駐車場の整備」ではなく「説明板の整備」の数値が最も高くなっている。ソフト整備では、「映像を使った学習資料の作成」の回答数が多くなっている。

問5:その他ご意見・ご要望があればご記入ください。

天候や、アシスタント等の安全面に関する基準が必要と思われます。
沖縄県全体の地区での位置づけが必要。褶曲を児童生徒に見学させる事で実践学習が体験出来るように取り組む必要有。
高齢者にはソフト面が必要だと思います。
現場を見たことない。
ネット社会であり外国人等が訪れます。地域に有る宝をたくさんの人見てもらい保存に必要な費用を料金徴収でまかぬ。また事故が起こる前に必要な対策が望まれる。
問4については現地確認していないので回答できない。
名護市区長会で見学しましたが長い距離の間にはくずれ落ちそうな褶曲もあり見学しながら危険を感じる所が多々あった。ヘルメットの着用が必要と思われた。
トイレや駐車等整備の為の初期投資の後、継続的運営費を捻出するため入域料か見学料として一人当たり300~500円(H30年価値)程度を負担してもらってはどうか。「受益者(学習する人)も負担する」方式を取り入れてはどうか。

1. 説明版に注意事項として明記してほしい。天仁屋海岸で想定されるのは急激な気象の変化によって強風による大波が発生したり、又、潮の干満に注意を怠ると岸に戻れなくなり取り残されることもあるだろう。
2. 見学に訪れる人たちの目的が学習のために利用されている状況から必要最低限の整備でいいと思う。
底仁屋の褶曲には行ったことないが道路の傍と聞いているので駐車場の整備は必要かと思料する。学校の教材と同時に観光客へも「名護の名所」「名護の国指定天然記念物」として広く知れわたり実際に訪れることで地球の雄大さと実感することも教育的利活用といえるのではないか。
利活用により、地域の活性化を図ること(雇用の創出)・他の資源との連携
天仁屋の褶曲は現場まで距離がある。活用の考え方で整備の方向は結論が出ると思う。
バン崎の代表的な褶曲の岩に名前(ニックネーム)をつけてはどうでしょう。
潮の満ち引きに関係なく見学ができるようできたら良い。
自然のまま残して下さい

その他の意見として、安全確保等の意見の他に、見学科の徴収についての意見があった。利活用の整備を行う上で、その維持管理には金銭的な問題も出てくるので、費用を確保する方法のひとつとして検討する余地があると考える。

2. ヒアリング調査

天仁屋区長と天仁屋区民に対し、現在の利用状況や地域住民と指定地の関わり方、今後の利活用の考え方について、ヒアリング調査を行った。

また、現在天仁屋の褶曲見学をカヤックツアーの体験プログラムに組み込んでいるわんさか大浦パークへも、現在の利用状況についてのヒアリング調査を実施した。

(1) 天仁屋区ヒアリング

実施日	平成 29 年5月 23 日(火) 18:30~20:00
実施場所	天仁屋地区会館
参加者	天仁屋区長、我如古委員、天仁屋区民(3名)、事務局

問1：「名護市嘉陽層の褶曲」を活用しての地域活性化について、天仁屋区としての考え方

- ・褶曲見物ツアーのガイドができる人材を確保(教育)し、区でもカヤック及びボートでの観光を目指した団体を立ち上げたい。(徒歩での観光は潮の干満のタイミングで月に 10 日ほどしかできないため。)
- ・見学者が増えると、自ずと環境に負担があるので、個人及び他の観光業者の立ち入りに関しては環境負担金等が徴収できるようなきまりを作ればよい。
- ・旧売店前の広場を公園的に整備し、休憩所にしたい。(売店の復活)
- ・資料館の設置(自動アナウンスの案内施設)
- ・遊歩道の設置が噂されているが、その場合天仁屋以外からの進入路は認めない。

問2：文化財に指定されて以降見学者が増加しているが、居住環境にどのような影響が出ているか。また、どのように対応しているか。

- ・以前は公衆トイレがなかったので個人宅にトイレを借りに来ることがあり困っていた。現在は旧売店前や海岸のところどころに「トイレは公民館のものを使用してください」と看板を掲示し、その問題は解消した。
- ・高校・大学生や団体が観光バスで訪れるが、その場合はあらかじめ連絡があるので公民館のトイレを利用するよう呼びかけている。公民館は土日も開けている。
- ・利用する団体のうち、トイレットペーパーを持ち込んでくれる団体は1～2校しかない。

問3：天仁屋区におけるこれまでの海岸の利用状況

- ・昭和50年代までは漁業を営む世帯やウニ漁、ナマコ漁をする世帯があり、女性や中学生が副業で殻割りをしていた。それらが廃業してからは、釣り人以外あまり人が訪れるところではなかった。
- ・干潮時は褶曲からリーフに渡り、タコを探っていた。
- ・石を拾い、それを売って生計を立てていた。
- ・2013年には映画「相棒」、2008年には映画「カムイ外伝」の撮影で使われた。
- ・2012年ごろからサーファーが来るようになり、2014年頃からはさらに急増している。今では、サーファー、キャンプ、釣り、その他(初日の出、漂流物拾い、海岸見物(外国人等))で、年間概ね4,000人程度が訪れている。

問4：その他意見

- ・集落から海岸までの道路整備(法面崩壊の防止・見晴台の整備等)をしてほしい。
- ・集落内道路の整備をしてほしい。(できれば砂色のカラー舗装)
- ・地域の重要な資源なので、次世代のための観光資源として整備したい。
- ・国指定の文化財に指定されたが、喜び・不安・迷惑が1/3ずつあり、素直に喜べないのが現状である。(突然の開発行為やトイレ問題等)
- ・景観を損なわない程度に、危険箇所ヘロープを設置してほしい。
- ・遊歩道設置は、危機管理が甘くなるという問題もある。
- ・駐車スペース、沈下橋、崩落注意の看板は早めに設置してほしい。何よりもまず安全面の整備が重要である。
- ・ドローンで撮影した資料は、ぜひ一般向けに公開してほしい。
- ・「石持ち出し注意」の看板も設置すべき。
- ・かつては川の向こう側まで車で乗り入れることができたが、現在は堆積物により渡ることができないので、浚渫をして以前の状態に戻してほしい。

表 19 指定地及びその周辺の利用者数

	人数	備考
褶曲見学者	年間概ね 600 人	観光バス、中型バス、乗用車等で訪れる。
サーファー	1,440 人 8 人/日 × 15 日 × 12 ヶ月	夏場は 1 日 20 名以上来ることが多い。冬場でも波があるので結構多い。
キャンプ	年間 720 人 夏: 6 人 × 5 組/日 × 16 日(2 ヶ月週末)+ 春・秋・冬(夏 2/1)	夏休みは休日よりも平日が多い。
釣り	960 人 4 人/日 × 20 日 × 12 ヶ月	ほぼ毎日いる。
その他	1,080 人 3 人/日 × 30 日 × 12 ヶ月	初日の出・漂着物拾い・海岸見物・レジャ一等様々。初日の出は 50 人ほどいる。夏場は外国人の家族連れが多い。

※天仁屋区長資料より

地域住民が見た限りの概ねの利用者数

(2)わんさか大浦パークヒアリング

実施日	平成 29 年 8 月 17 日(木) 14:00~15:00
実施場所	わんさか大浦パーク
参加者	仲村晋副管理責任者、事務局

問1:シーカヤック体験プログラム「国指定天然記念物嘉陽層の褶曲ジオツア」(以下、ジオツア)の年間利用状況、利用者層について

表 20 シーカヤック利用実績

	カヌチャ経由		わんさか大浦パーク	
	H28 年度	H29 年度(8月時点)	H28 年度	H29 年度(8月時点)
シーカヤック全体	141 件	76 件	50 件	28 件
ジオツア	8 件(5.6%)	2 件(1.8%)	8 件(16%)	2 件(7.1%)

わんさか大浦パーク資料より作成

- ・カヤック体験プログラムの受付は、カヌチャホテルからとわんさか大浦パークの2つの窓口がある。
- ・利用者層は、主に親子(小中学生)や社員旅行である。
- ・県外の方の利用が多い。県内の方には、あまり知られていないと思う。

問2:ジオツアコース内容について

- ・出発地点は天仁屋海岸で、バン崎近くまでカヤックで行く。途中で休憩を挟んだり、箱メガネを使って水中を観察したりする時間を設ける。
- ・カヤックは 40 艇あるので、最大 40 人受け入れができるが、ガイド 1 名につき 5 艇までしか見ることができない。
- ・途中で海岸に降りたりするので、かかとのある靴、濡れてもいい格好で来るように案内している。
- ・潮の干満に関係なく行える体験だが、どちらかというと干潮時に案内している。
- ・天気次第で海の状況がどうなっているか、その日の朝早くに現場に行って確認することがある。
- ・安全対策として、急救セットと牽引ロープを持っている。今のところ大きな事故が起こったことはない。
- ・何かあつたら、天仁屋区公民館とわんさか大浦パークに連絡を入れることになっている。

問3：ジオツアーユーザーのコース選択理由や体験後の感想等

- ・バン崎付近にある上下ひっくりかえった島や、生痕化石に驚いていた。
- ・認知度は低いようである。

問4：ジオツアーミーティングにおける名護市への要望等

- ・車で海の近くまでいけるように整備をしてほしい。以前車のタイヤを砂にとられてしまい、それからは海岸付近まで手動でカヤックを引いている。
- ・公民館のトイレが利用できるので、トイレや水道は必要ないと思う。
- ・川の河口は浚渫してもすぐに地形が変わるので、難しいと思う。
- ・観察ポイントごとに案内板を置いてほしい。
- ・天仁屋海岸付近に監視カメラを設置し、海の状況が現地に行かなくても把握できるようにしてほしい。違法漁の監視にもなる。
- ・観光と教育の両立が必要である。

その他自由意見

- ・褶曲をコースに組み込んだカヤックは、わんさか大浦パークしか実施していないと思う。
- ・ジオツアーミーティングは少人数よりは、団体で利用してほしい。社員旅行や MICE 向けのプログラムだと思う。
- ・体験時間が長いので、大人の方が乗り越えられると思う。また、男女混合の方が面白い。
- ・歩いて褶曲を見学している人は、あまり見たことがない。
- ・個人がカヤックで見学しているところもみたことがない。

3. 海上視察

「名護市嘉陽層の褶曲」をカヤックツアーに取り入れている「わんさか大浦パーク」の協力のもと、検討委員を中心に地域の観光ガイドや業者等と共にモニタツアーを行った。

日時	平成 29 年 10 月 4 日(水)12:30~15:30
場所	「名護市嘉陽層の褶曲」(天仁屋の褶曲)
参加人数	24 人
内容	シーカヤックを利用し、海上から天仁屋の褶曲を見学する

12:30	天仁屋公民館集合、出欠確認
13:00	天仁屋海岸集合、乗り方レクチャー
13:15	乗船、視察スタート
13:40 頃	途中下船、陸上より褶曲等の見学
14:30 頃	再乗船
15:30	視察終了、解散

■海上視察結果

- ・ 当日は天気に恵まれたが、波風が強かった。行きは追い風で進みやすかったが、帰りは向かい風かつ波も外向きだったので、休憩のために漕ぐのを止めると沖へ流されてしまった。
- ・ 陸上とは違い、海上で褶曲を観察すると遠くから見ることになるので、全体を見ることができた。
- ・ 途中下船し、近くで褶曲やその他の地質現象を観察することができるので、より理解が深まった。
- ・ 海上から褶曲を見ることはあまりないので、参加者は概ね満足しているようだった。
- ・ 乗り物酔いをしやすい人には不向きなプログラムであった。
- ・ 緊急輸送用のカヤックは常備していたので、事故対策には気をつけていると感じた。しかし、突然の災害対処には限界があるので、検討が必要である。
- ・ カヤックは2人1組で漕ぐが、体力のバランスを考えたペアを作るべきだと感じた。
- ・ 今回は参加人数が多かったため、海上での説明があまり聞こえなかつた。説明が聞こえる範囲の参加人数を設定することが課題である。



図 31 観察経路

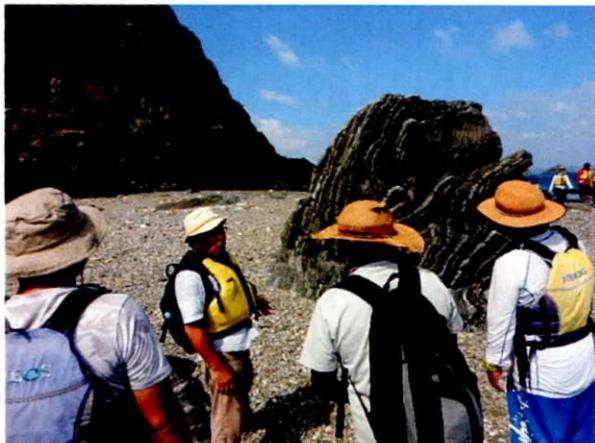
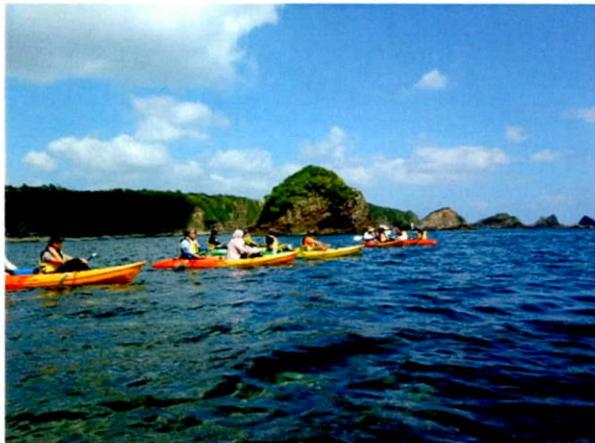
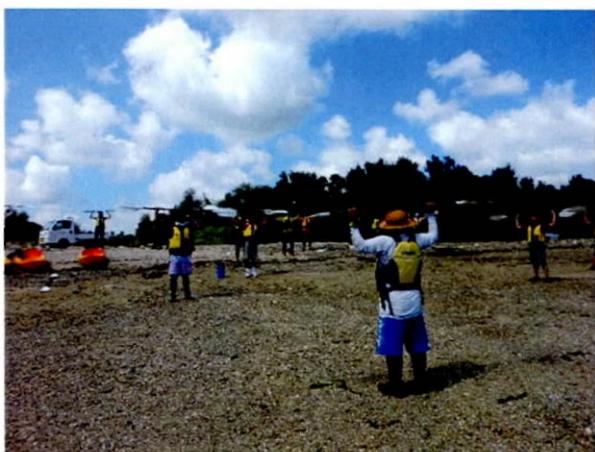


図 32 観察状況

4. 関係法令

(1) 文化財保護法〔抄〕

【昭和25年5月30日法律第214号】

最終改正：平成26年6月13日号外法律第69号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第27条から第29条まで、第37条、第55条第1項第四号、第153条第1項第一号、第165条、第171条及び附則第3条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第109条、第110条、第112条、第122条、第131条第1項第四号、第153条第1項第七号及び第八号、第165条並びに第171条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつ

てこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

第7章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第110条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第133条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第111条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条

第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第112条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第110条第1項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者的所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

- 4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第114条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第12章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天

然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、塀いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第117条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者(以下この章及び第12章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項(同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるとときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第122条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第123条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができます。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないとときは。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることができると認められるとき。

2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第124条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又

は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付けられることによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないので、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

(関係行政による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならぬこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又

は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(中略)

第12章 補則

(中略)

第2節 国に関する特例

(国に関する特例)

第162条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第163条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第3条第2項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要なあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第164条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第15条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第165条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第28条第1項又は第3項（第78条第2項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合におい

ては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

- 2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第29条第2項（第79条第2項で準用する場合を含む。）又は第5項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
- 3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第109条第3項（第110条第3項及び第112条第4項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

- 4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第134条第2項（第135条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第109条第3項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第166条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第167条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
 - 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
 - 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
 - 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
 - 五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第1項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。
 - 六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 - 七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。
- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第32条第1項（第80条及び第120条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第33条（第80条及び第120条で準用する場合を含む。）及び第136条の規定を、前項第四

号の場合に係る通知には、第34条（第80条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第43条の2第1項及び第127条第1項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第81条第1項及び第139条第1項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第115条第2項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第1項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めるなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めるなければならない。

3 第1項第一号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第一号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第169条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
- 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
- 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第170条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他

必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第1項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第171条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第172条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で國の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定には、第32条の2第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第30条、第31条第1項、第32条の4第1項、第33条、第34条、第35条、第36条、第47条の2第3項及び第54条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第30条、第31条第1項、第33条、第35条、第115条第1項及び第2項、第116条第1項及び第3項、第121条並びに第130条の規定を準用する。

第173条 前条第1項の規定による指定の解除については、第32条の3の規定を準用する。

第174条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第172条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第172条第2項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による修理又は

復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第32条の4第1項及び第35条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第35条、第116条第1項及び第117条の規定を準用する。

第175条 第172条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

(中略)

第3節 地方公共団体及び教育委員会

(中略)

第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととができる。

一 第35条第3項(第36条第3項(第83条、第121条第2項(第172条第5項で準用する場合を含む。)及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第37条第4項(第83条及び第122条第3項で準用する場合を含む。)、第46条の2第2項、第74条第2項、第77条第2項(第91条で準用する場合を含む。)、第83条、第87条第2項、第118条、第120条、第129条第2項、第172条第5項及び第174条第3項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

二 第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三 第51条第5項(第51条の2(第85条で準用する場合を含む。)、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

四 第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第54条(第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第55条、第130条(第172条第5項で準用する場合を含む。)又は第131条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第92条第1項(第93条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第92条第2項の規定による指示及び命令、第93条第2項の規定による指示、第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長、同条第8項の規定による指示、第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第55条又は第131条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第1項の規定により、同

項第六号に掲げる事務のうち第94条第1項から第4項まで又は第97条第1項から第4項までの規定によるものを行う場合には、第94条第5項又は第97条第5項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第2条第8項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第1項第二号に掲げる第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第43条第5項又は第125条第5項

二 第1項第五号に掲げる第55条又は第131条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第55条第3項又は第131条第2項

三 第1項第六号に掲げる第96条第2項の規定による命令 同条第9項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

7 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(中略)

(書類等の経由)

第188条 この法律の規定により文化財に關し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を經由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に關し文部科学大臣又は文化庁長官が發する命令、勸告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を經由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(中略)

第13章 罰則

(中略)

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは

史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者
第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- 一 第39条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
- 二 第98条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者
- 三 第123条第2項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第199条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第193条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第200条 第39条第1項（第47条第3項（第83条で準用する場合を含む。）、第123条第2項、第186条第2項又は第187条第2項で準用する場合を含む。）、第49条（第85条で準用する場合を含む。）又は第185条第2項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任すべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、30万円以下の過料に処する。

第201条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて、第36条第1項（第83条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第37条第1項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
- 二 正当な理由がなくて、第121条第1項（第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第122条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
- 三 正当な理由がなくて、第137条第2項の規定による重要な文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて、第45条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
- 二 第46条（第83条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第46条第5項（第83条で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第46条第1項（第83条で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第48条第4項（第51条第3項（第85条で準用する場合を含む。）及び第85条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第51条第5項（第51条の2（第85条で準用する場合を含む。）、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 第53条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第54条（第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第55条、第68条（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）、第130条（第172条第5項で準用する場合を含む。）、第131条又は第140条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第128条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 一 第28条第5項、第29条第4項（第79条第2項で準用する場合を含む。）、第56条第2項（第86条で準用する場合を含む。）又は第59条第6項若しくは第69条（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返せせず、又は新所有者に引き渡さなかつた者
- 二 第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第32条（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第33条（第80条、第118条及び第120条（これらの規定を第133条で準用する場合を含む。）並びに第172条第5項で準用する場合を含む。）、第34条（第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第43条の2第1項、第61条若しくは第62条（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）、第64条第1項（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）、第65条第1項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第73条、第81条第1項、第84条第1項本文、第92条第1項、第96条第1項、第115条第2項（第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第127条第1項、第136条又は第139条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第32条の2第5項（第34条の3第2項（第83条で準用する場合を含む。）、第60条第4項及び第63条第2項（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）並びに第80条で準用する場合を含む。）又は第115条第4項（第133条

で準用する場合を含む。) の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

(後略)

(2) 文化財保護法施行令〔抄〕

【昭和50年9月9日政令第267号】

最終改正：平成29年6月14日号外政令第156号

(前略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第35条第3項（法第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第36条第3項

（法第83条、第121条第2項（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第172条第5項において準用する場合を含む。）、第46条の2第2項及び第129条第2項において準用する法第35条第3項の規定による指揮監督

二 法第43条第4項（法第125条第3項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第51条第5項（法第51条の2（法第85条において準用する場合を含む。）及び第85条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第84条第2項において準用する法第51条第5項の規定による公開の停止命令

四 法第53条第4項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第92条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による指示及び命令、法第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、法第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

2 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理、法第93条第2項の規定による指示、法第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長及び同条第8項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第93条

第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第96条第1項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第43条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第54条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第55条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第43条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様と

- する。
- 8 文化庁長官は、第4項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
- （中略）
- （事務の区分）
- 第7条 第5条第1項（第五号に係る部分を除く。）、第3項（第二号に係る部分を除く。）及び第4項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- （後略）

(3)特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則〔抄〕

【昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号】

最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

関する通知の書面については、法第167条第1項第一号及び第二号の場合に係るときは第3条の規定を、法第167条第1項第三号の場合に係るときは第6条の規定を、法第167条第1項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

(後略)

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第74条第3項で準用する同法第31条第3項の規定並びに同法第75条で準用する同法第32条及び第33条の規定に基き、並びに同法第75条で準用する同法第32条第1項及び第33条並びに同法第82条の規定を実施するため、同法第15条第1項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(中略)

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知つた日
- 十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第7条 法第115条第2項（法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第1項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち30日以内に行わなければならぬ。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第8条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に

(4) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

【昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号】

最終改正：平成27年12月21日文部科学省令第36号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第80条の規定を実施するため、同法第15条第1項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第184条第1項第二号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番

及び地図を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第二号及び令第5条第4項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることが要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第6条 令第5条第4項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第7条 令第5条第7項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るもの処理を開始する旨
- 二 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るもの処理を開始する日

(5) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

【昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号】

最終改正：平成27年9月11日文部科学省令第30号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第15条第1項及び第72条第1項（同法第75条及び第95条第5項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第115条第1項（法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第1項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合は、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第2条 法第115条第1項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第3条 前条第1項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第4条 法第115条第1項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とするものとする。

3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第5条 第1条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第6条 法第115条第1項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

(6)特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

【昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号】

最終改正：平成17年3月28日号外文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第80条の2第1項（同法第90条第2項で準用する場合を含む。）の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定期限

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第2条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第5条 法第167条第1項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第169条第1項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

- (四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令5条第4項第一号口関係

- (一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

3 令5条第4項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附隨する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (二) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となって効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港閾連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

4 令5条第4項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明版、標注、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令5条第4項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令5条第4項第一号ヘ関係

- (一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

7 令5条第4項第一号ト関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及び危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令5条第4項第一号チ関係

- (一) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壤、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (二) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(後略)

(9) 行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について〔抄〕

【平成6年11月25日府保伝第141号文化庁次長通達】

(前略)

別紙二

重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る審査基準について

重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可、輸出の許可、文化庁長官の行う公開への出品の承認、国庫の費用負担による公開の承認及び所有者等以外による公開の許可並びに史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る審査基準は以下のとおりとする。

(中略)

七 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可(文化財保護法第80条)に係る審査基準について

(一) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められている場合

当該保存管理計画に定められた基準に適合していると認められるか否か。

(二) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められない場合

ア 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められるか否か。

イ 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。

ウ 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。

別紙三

重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る標準処理期間について

重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可、輸出の許可、文化庁長官の行う公開への出品の承認、国庫の費用負担による公開の承認及び所有者等以外による公開の許可並びに史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る標準処理期間(申請が文化庁に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間)は以下のとおりとする。

(中略)

七 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可(文化財保護法第80条)に係る標準処理期間について

(一) 現状変更等が軽易なもの又は定型的なものである場合: 1か月~2か月

(二) (一)以外の場合: 2か月~3か月

ただし、申請書、添付書類等に不備がある場合又は申請者その他の関係者との調整を要する場合は、この限りではない。

また、現状変更等が指定物件の指定要素に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、この限りではない。

別紙四

重要文化財及び史跡名勝天然記念物等に係る不利益処分に関する処分基準について

重要文化財等の管理団体の指定の解除、重要文化財等の管理に関する命令、重要文化財等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可取消・行為停止命令及び重要文化財等の公開停止・中止命令に係る処分基準は以下のとおりとする。

(中略)

一四 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の条件に従わなかった者に対する現状変更等の停止命令又は許可の取消し(文化財保護法第80条第3項)に係る行政手続法第12条第1項の規定による処分基準について

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、以下のいずれかに該当する場合

- (一) 現状変更等が保存管理計画に定められた基準に反し、又はそのおそれがあると認められること。
- (二) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。
- (三) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。
- (四) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

一五 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けなかった者又は許可の条件に従わなかった者に対する原状回復命令(文化財保護法第80条第7項)に係る行政手続法第12条第1項の規定による処分基準について

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けず、又は許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、以下のいずれかに該当する場合

- (一) 現状変更等が保存管理計画に定められた基準に反し、又はそのおそれがあると認められること。
- (二) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。
- (三) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。
- (四) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

第二章 裁判

(10) 郑州市公安局〔行〕
【昭和43年6月15日法律第100号】
最终权正：平成29年6月2日号外法律第45号
2 市街化区域法、市街化地区を形成する区域及び其の
「区域令」規定の区域。
2-1 前号に掲げる区域のほか、大都市圏の都市計画区域又
は市街化区域法、市街化地区を形成する区域のうち、その区域及び其の
「区域令」規定の区域。

市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第1項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

(中略)

(開発許可の基準)

第33条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第4項及び第5項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第39条第1項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第49条第1項若しくは第2項、第49条の2若しくは第60条の3第3項（これらの規定を同法第88条第2項において準用する場合を含む。）又は港湾法第40条第1項の条例による用途の制限を含む。）

ロ 当該申請に係る開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域等が定められていない場合 建築基準法第48条第14項及び第68条の3第7項（同法第48条第14項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限

二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ハ 予定建築物等の用途

ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に溢いつ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設

計がこれに適合していること。

イ 当該地域における降水量

ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるよう設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いすれも第12条の5第5項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

ロ 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画

ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画

二 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第4項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画

ホ 集落地区計画 集落地区整備計画

六 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他のによる災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるよう設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法第9条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項に規定する特定開発行為（同条第4項各号	津波防災地域づくりに関する法律第75条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技

	に掲げる行為を除く。)に関する工事	術的基準に従い講じるものであること。
--	-------------------	--------------------

八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第39条第1項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

十 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。

十一 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中止により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中止により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的

細目は、政令で定める。

3 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによつては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。

4 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。

5 景観行政団体（景観法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。）は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、同法第8条第2項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条第1項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。

6 指定都市等及び地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という。）以外の市町村は、前3項の規定により条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

7 公有水面埋立法第22条第2項の告示があつた埋立地において行う開発行為については、当該埋立地に関する同法第2条第1項の免許の条件において第1項各号に規定する事項（第4項及び第5項の条例が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。）に関する定めがあるときは、その定めをもつて開発許可の基準とし、第1項各号に規定する基準（第4項及び第5項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）は、当該条件に抵触しない限度において適用する。

8 居住調整地域又は市街地再開発促進区域内における開発許可に関する基準については、第1項に定めるもののほか、別に法律で定める。

（中略）

（開発許可の特例）

第34条の2 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合若しくは港務局（以下「都道府県等」という。）が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為（第29条第1項各号に掲げる開発行為を除く。）又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為（同条第2項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。

2 第32条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第41条の規定は都道府県知事が同項の協

議を成立させる場合について、第47条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

(中略)

(工事完了の検査)

第36条 開発許可を受けた者は、当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為に関する工事（当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。）内における同法第73条第1項に規定する特定開発行為（同条第4項各号に掲げる行為を除く。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第4項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが同法第53条第2項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

(建築制限等)

第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。
- 二 第33条第1項第十四号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

(中略)

(建築物の建蔽率等の指定)

第41条 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。

2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

(開発許可を受けた土地における建築等の制限)

第42条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第

36条第3項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第1種特定工作物で建築基準法第88条第2項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。

2 国又は都道府県等が行う行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することもつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。

(後略)

(11) 森林法 [抄]

【昭和26年6月26日法律第249号】

最終改正：平成28年5月20日法律第47号

(前略)

第2章 森林計画等

(中略)

(地域森林計画)

第5条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
 - 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - 四 造林面積その他造林に関する事項
 - 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
 - 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
 - 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
 - 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
 - 十 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
 - 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
 - 十二 保安林の整備、第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第4条第3項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

(中略)

(地域森林計画等の遵守)

第8条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画に従つて森林の施

業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。

2 森林管理局長は、前条第1項の森林計画に従つて国有林を管理経営するよう努めなければならない。

(中略)

(開発行為の許可)

第10条の2 地域森林計画の対象となつている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生产力の増進に留意しなければならない。
- 4 第1項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(中略)

第2章の2 営林の助長及び監督等

第1節 市町村等による森林の整備の推進
(市町村森林整備計画)

第10条の5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつている民有林につき、5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
二 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
四 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

五 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

六 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

七 森林施業の共同化の促進に関する事項

八 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

九 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項

十 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）

3 市町村森林整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
二 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

三 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

四 その他森林の整備のために必要な事項

4 市町村森林整備計画は、地域森林計画に適合したものでなければならない。

5 第4条第3項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。

6 市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

7 第6条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

8 市町村の長は、当該市町村の区域内に第7条の2第1項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定によ

り読み替えて準用する第6条第1項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、必要に応じ、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

9 市町村は、市町村森林整備計画をたてようとするときは、第7項の規定により読み替えて準用する第6条第1項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村森林整備計画をたてたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第19条第4項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣）及び関係森林管理局長に当該市町村森林整備計画書の写しを送付しなければならない。この場合においては、第7項の規定により読み替えて準用する第6条第2項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

（中略）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第10条の7の2 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林又は第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齡、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく处分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第10条の2第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第10条の11の4第1項（第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の裁定（第10条の11の2第1項第一号の契約の締結に関するものを除く。）に基づいて伐採をする場合

四 第10条の17第1項の規定による公告に係る第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第10条の18において準用する第10条の17第1項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合

五 第11条第5項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第12条第3項において読み替えて準用する第11条第5

項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)

において定められている伐採をする場合

六 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合

七 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合

八 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

九 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合

十 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

十一 除伐する場合

十二 その他農林水産省令で定める場合

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 第1項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

（後略）

(12) 農業振興地域の整備に関する法律〔抄〕

【昭和44年法律第58号】

最終改正：平成27年9月4日号外法律第63号

(前略)

第3章 農業振興地域の指定等

(農業振興地域の指定)

第6条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。

一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。

二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

三 國土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

3 農業振興地域の指定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域(同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)については、してはならない。

4 都道府県知事は、農業振興地域を指定しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

5 農業振興地域の指定は、農林水産省令で定めるところにより、公告してしなければならない。

6 都道府県知事は、農業振興地域を指定したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(中略)

第4章 農業振興地域整備計画

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

二の二 農用地等の保全に関する事項

三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適當な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑

化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。)に関する事項

四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適當な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの

六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。

4 市町村は、第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第2項第一号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。)について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

(中略)

第5章 土地利用に関する措置

(中略)

(農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等)

第15条の4 都道府県知事等は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行つている者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(後略)

(13) 沖縄県漁業調整規則 [抄]

【昭和47年9月12日規則第143号】

最終改正：平成20年3月29日規則第36号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令とあいまつて、沖縄県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、併せて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(中略)

第3章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

(中略)

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第39条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けようとする者は、第9号様式による申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により許可するに当たり、制限又は条件をつけることがある。

天然記念物「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画書

発行年 平成 30（2018）年 3月 30 日

発 行 名護市教育委員会

編 集 名護市教育委員会 文化課 文化財係

〒905-0021 沖縄県名護市東江一丁目 8 番 11 号
(名護博物館 2 F)

TEL 0980-53-3012

印 刷 大宮印刷

〒905-0011 沖縄県名護市宮里一丁目 2 番 6-2 号

TEL 0980-52-1607
